

日野市立南平体育館建替基本計画案策定業務

報 告 書

平成 28 年 3 月

日野市

はじめに	1
1. 上位計画等の整理	3
2. 既存施設の状況と市民ニーズ	11
2-1 既存施設の状況	12
(1) 南平体育館	12
(2) 市民の森ふれあいホール	25
2-2 市民ニーズ	30
(1) 人口分布と市民ニーズ	30
(2) 周辺自治体の状況	37
(3) 利用者アンケート	39
3. 計画条件の整理	43
3-1 法的条件の整理	44
(1) 建築基準法、東京都建築安全条例	44
(2) 消防法	48
(3) 興行場法	49
(4) 駐車場法、東京都駐車場条例	50
(5) バリアフリー新法、建築物バリアフリー条例、 日野市ユニバーサルデザイン推進条例	51
(6) 都市計画法、東京都環境局緑化計画、日野市まちづくり指導基準	52
(7) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）	53
(8) その他条例	54
3-2 都市計画法の用途制限に対する対応	57
(1) 方針	57
(2) 手法比較	57
(3) 特別用途地区について	59
3-3 関係者ヒアリング	65
3-4 計画地周辺の状況	69
4. 施設計画	71
4-1 基本理念	72
4-2 必要諸室・機能	74
4-3 敷地利用計画	75
4-4 建物配置方針	77
4-5 平面計画	81
4-6 立面・断面計画	87
4-7 日影図	93
4-8 法規制チェックリスト	97
4-9 構造計画	98
4-10 電気設備計画	100
4-11 衛生設備計画	102

4-12	換気空調設備計画	103
4-13	バリアフリー計画	104
(1)	バリアフリー対応	104
(2)	障害者スポーツ対応	105
4-14	環境配慮	106
(1)	環境配慮機能・設備	106
(2)	国産材・多摩産材の活用	108
4-15	防災対応	111
4-16	外構計画	112
(1)	駐車場計画	112
(2)	植栽計画	112
(3)	舗装計画	112
(4)	照明計画（街路灯等）	112
4-17	その他検討	113
(1)	床材	113
(2)	空調事例	114
(3)	観覧席の工夫	116
(4)	アリーナ照明	118
(5)	ランニングコース	119
4-18	建設事業費及び維持管理費	120
(1)	建設費	120
(2)	解体費	121
(3)	維持管理費	121
(4)	活用可能な交付金について	122
(5)	事業費（財源内訳）	123
4-19	事業スケジュール	124
(1)	全体スケジュール	124
(2)	建設スケジュール	125
4-20	イメージパース	126
5.	運営方針	131
5-1	事業手法の検討	132
5-2	施設利用料の設定	134
6.	今後の課題	135
7.	業務報告	139
7-1	協議・打合せ記録	140
7-2	住民説明会結果報告	141
資料編		143

はじめに

はじめに

南平体育館は、昭和 54 年に竣工して以来、日野市の重要なスポーツ拠点として、また、浅川以南の身近なスポーツ施設として、多くの市民の皆さまに利用されてきました。しかしながら施設の老朽化が進み、市民ニーズの変化や、バリアフリー、省エネ、空調設備などの対応もなされておらず、時代の変化にそぐわない部分もあります。

日野市では日野市スポーツ推進計画を平成 27 年度に策定しました。この計画では「第 5 次日野市基本構想・基本計画」や市の主要戦略のひとつである「ヘルスケア・ウェルネス戦略」のもと、市民自らスポーツを楽しむことができるコミュニティの形成とともに、全ての市民が運動やスポーツに主体的に取り組むことができる環境づくりを基本理念としています。この計画の目標値のひとつとして、週一回以上のスポーツ実施率を東京都が掲げる世界トップレベルの 70% に設定しました。そしてこれを達成していくために、スポーツ施設のさらなる利活用を目指します。

今後、2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催の機運の高まりに合わせ、より多くの方がスポーツに「する」「みる」「支える」機会が増えることが予想されます。こうしたスポーツや健康への関心が高まる時機を捉え、市民の皆さまが、いつまでも健康に住み続けられ、特に浅川以南の市民の皆さまの潤いのある地域づくりにも資するようなスポーツ施設として、体育館をリニューアルしていく必要があります。

本報告書では、2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催年度の完成を目標とし、基本計画案の策定を行います。施設の現状や利用者ニーズ、市の上位計画や関連計画、建築関連法令などを整理し、地域の活性化を考慮した新体育館の基本理念を定め、施設の全体規模や各部屋の機能、建設費用、今後のスケジュールなどをまとめ、市の素案として示します。

1. 上位計画等の整理

1. 上位計画等の整理

以下に上位計画を示す。

◆第5次日野市基本構想・基本計画「日野いいプラン 2020」（平成 15 年 10 月策定）

第5次日野市基本構想・基本計画（2020 プラン）後期基本計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

2020 プランは、平成 26 年度に中間検証を実施し、その進捗度と今後の課題の洗い出しを行った。その中で、市の計画体系の再整理及び、他の課題や方向性を含め、2020 プランの後半期間にあたる平成 28 年度から平成 32 年度において、後期基本計画としてリニューアルした。

○現状と課題

- ・日常生活で体を動かす機会が減少し、特に青少年の体力が低下するなどの問題が顕在化
- ・生活習慣病の増加や高齢化の進展
 - ⇒生涯にわたり健康的で活力ある生活を送ることへの意識の高まり
 - ⇒すべての市民が体力づくりやスポーツを楽しむやすい環境整備が求められている
- ・南平体育館は設備の老朽化が顕著

○めざすまちの姿

充実したスポーツ環境のもと、多くの市民がスポーツに取組み、健康的に生活している。

<まちづくり指標（成果指標）>

指標名	説明・調査測定方法	現状値 (平成 27 年度)	最終年度 (平成 32 年度)
週 1 回のスポーツ実施率	週 1 回以上のスポーツ実施率が、東京都の掲げる世界トップレベルの 70% となることを目指します。	43.6%	70.0%

○基本施策（めざすまちの姿）を実現するための役割分担

市の役割	市民の役割
・限られた施設の有効活用や市民が参加しやすい事業の展開など、市民がスポーツを实践できるような環境整備を進め、スポーツの振興に努める。	・自らの健康維持のために、積極的・意識的にスポーツ活動や体力づくりに取り組む。 ・施設を利用した際は、清掃・整備などを行い、施設利用のマナーを守る。 ・市内の企業、学校法人は、市民のスポーツ活動の場として一般開放できる施設があれば、市民へ提供できるか検討する。

○基本施策（めざすまちの姿）を実現するための個別施策

個別施策	指標名 (中間成果指標)	現状値 (平成 27 年度)	最終年度 (平成 32 年度)
①スポーツをする「場」の整備と充実	市内体育館施設の年間利用者数	約 72 万人	約 83 万人
②スポーツの実践に向けた支援と情報発信	市主催スポーツ事業への参加者数の増加	約 9 万人	約 13 万人
③スポーツに関わる団体支援と人材の育成	スポーツボランティア育成講座の参加延人数	0 人	約 250 人

○施策の展開

<スポーツ環境の整備>

- ・南平体育館について、市民の森ふれあいホールの機能や、既存の施設利用者の声や市民ニーズを踏まえながら改修を含めた検討をしていく。

◆日野市まちづくりマスタープラン 2001-2020 （平成 26 年度）

日野市の空間的な特性と都市構造を活かしたまちづくりを進めていくために、次の4つの基本方針に基づき、「ともに創りあげる 住みいい・ここちいい・いきいきのまち 日野」を目指す。

○4つの基本方針

1. 日野の記憶と文化を伝えるまち

1-1. 水音と土の香りがするまちをつくる

1-2. 日野人・日野文化を育むまちをつくる

1-3. 市民一人ひとりの心と体の健康を育むまちをつくる

(1) 自らの健康を自らつくることのできるまちをつくる

重点事業の一つとし、「多様なスポーツ・健康づくり需要に対応した施設整備」

(2) 市民が生涯を通じて自らの心を磨く場と機会をつくる

2. 日野の暮らしの舞台を支えるまち

3. 日野の仕事を育むまち

4. まちづくりを支える仕組み

○地域別まちづくり詳細計画

<七生丘陵地域>

- ・生活： 浅川の南側の地域には、文化的な公共施設が不足しており、住民の活動拠点の整備が求められています。
- ・利便性： 丘陵住宅地の高齢化に伴い、ミニバスや乗合タクシー等の交通公共機関の充実が求められています。

●暮らし方の目標 「公共サービスに支えられ、安心して生活できる暮らし」

- ・七生丘陵地域を含む浅川以南の地域には、住民の活動拠点となる文化的な公共施設が不足しています。
- ・公共施設の整備と開放によって、公共サービスの充実化を図るとともに、高齢者でも一人で散歩できるような環境を整えることによって、公共サービスに支えられ、安心して生活できる暮らしを目指します。

■目標を実現するための方針■

公共施設の整備と開放によってサービスを向上させよう

■プロジェクト■

【公共施設の充実化プロジェクト】

- ・駅前に公共施設の整備
- ・診療所や保育園などの公益施設と一体となった住環境の整備
- ・既存の地区センター等の活用と地域活動拠点の整備
- ・南平体育館の充実化
- ・学校をレクリエーションの場として利用
- ・地域住民による地区センターの管理

高齢者でも一人で散歩できるような公園や遊歩道をつくり、ネットワーク化していこう

【公園のネットワーク化プロジェクト】

- ・地域住民による公園機能の見直しと整備
- ・遊歩道とポケットパークを一体として整備
- ・遊歩道・公園のバリアフリー化
- ・公園へのトイレ・水場等の設置
- ・幹線道路の緑化の推進
- ・地域住民やボランティアによる公園の維持管理

◆ヘルスケア・ウェルネス戦略（平成 26 年度）

○目的

皆がより良く生きるために「健康であること」の意義を、自らの価値観に基づいて捉えてもらうこと。また、健康の大切さに気付いてもらうためのきっかけ作りや行動する機会、継続のサポートを行い、誰もが健康で生き続けられるまちづくりを目指す。

○数値目標

- ・健康寿命の延伸
- ・一人当たりの平均医療費（国民健康保険）

○戦略の柱（その他、健康維持・健康づくりに関する取組）

地域で、楽しく元気に生きがいを持って、自ら進んで取り組める環境を整えることで、生活の質の向上や、将来負担の軽減を図っていく。従来施策の創意工夫により、市民の健康づくりの活動を支援する。

○その他、健康維持・健康づくりに関する取組（運動（日常行動）分野）

- ・目的： 運動しようと思わせるきっかけづくりや、気軽に楽しく体を動かせる環境を整え、より多くの方が無理なく継続的に体を動かせる仕組みを構築する。
- ・数値目標：日野人運動事業新規参加人数／ウォーキングイベント参加者数
成人の週 1 回以上スポーツ実践率／スポーツ施設利用者数

○対応策（戦略）

スポーツ・健康づくりの拠点として、市内体育施設の耐震補強及び機能拡張に併せ、周辺整備を行い運動し易く出歩きたくなる環境を作る。

⇒「歩きたくなるまちづくり」の推進

出会いや交流、生きがいを見つけるきっかけを提供し、外出し歩く機会を創出する。

浅川沿い遊歩道はウォーキングコースとして最適であり、遊歩道沿いに健康づくりの拠点となる施設として、南平体育館は健康づくりネットワークの形成が期待され、今後下記のような対応が望まれる。

- ・安全な歩行空間の確保（自転車、自動車との分離、共存）
- ・周辺施設と結ばれた歩行ネットワークの形成（案内施設の設置）
- ・散策支援施設（トイレ、ベンチ、カフェ等）

◆日野市スポーツ推進計画（平成27年策定）

○計画の理念

市で打ち出した3つの戦略の一つである「ヘルスケア・ウェルネス戦略」のもと、市民自らスポーツを楽しむことができるコミュニティの形成とともに、すべての市民がスポーツ推進に主体的に取り込むことのできる環境づくりを基本理念とする。

○計画期間

平成27年度(2015年)より平成32年度(2020年)：6年間

○今後望むスポーツ関連の施設整備

- ・高齢者でも手軽に利用できるスポーツ施設の整備・充実
- ・さまざまなスポーツが楽しめる総合的なスポーツ施設の整備
- ・屋内のスポーツ施設・運動施設の整備・充実
- ・スポーツ施設の駐車場の整備・充実
- ・スポーツ施設周辺のバスなど公共交通網の整備

○日野市スポーツ推進計画の目的

- ・目的1：ヘルスケア・ウェルネスコミュニティによるスポーツ環境の創出
- ・目的2：充実したスポーツ活動の推進
- ・目的3：誰もが利用しやすいスポーツ環境の整備
- ・目的4：健康意識の啓発

○計画の指標

週1回のスポーツ実践率の向上	43.6% → 70%
週複数回のスポーツ実施率の向上	76.5% → 80%
市内体育施設の年間利用者数の増加	約72万人 → 約83万人
市主催スポーツ事業への参加者数の増加	約9万人 → 13万人

○スポーツ推進の基本施策

- ・基本施策1：スポーツをする「場」の整備と充実
- ・基本施策2：スポーツの実践に向けた支援と情報発信
- ・基本施策3：スポーツに関わる団体支援と人材の育成
- ・基本施策4：計画の推進

○スポーツ基盤の整備・拡充

- ・南平体育館の建替え

必要な競技スペースの確保と併せ、自主的なスポーツ活動に資するトレーニングルームやランニングコース、その他の運動室の新設など、健康やスポーツ機能をさらに充実させる施設として、建替えを検討する。

◆地域防災計画（平成 25 年度修正）

地域防災計画は、市、都及び指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体事業者及び市民が、その有する全機能を発揮し、市の地域における防災に関し、災害予防・減災、災害応急対策及び災害復旧・復興に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

この計画の中で、南平体育館は、現状、以下のように位置づけられている。今後は、建替にあわせ防災計画の中で地域防災拠点として位置づけることを含め検討を行っていくものとする。

○物資集積所（地域内輸送拠点）の開設

- ・都が調達した食品及び生活必需品等は、原則として広域輸送基地を一時積替基地として活用し、区市町村が選定する地域内輸送拠点へ調達事業者等の協力を得て輸送される。
- ・道府県等から陸上輸送による応援物資等は、原則として広域輸送基地で引継ぎ、都福祉保健局が市の指定する地域内輸送拠点に輸送される。
- ・輸送された物資の被災者への配布は、市の備蓄物資と同様に被災者に供給する。
- ・経済班は、調達物資および他県市町村等からの応援物資を受け入れ・保管し、配布するための仕分けを行うため、次の場所を物資集積所（地域内輸送拠点）とする。
- ・物資が収納しきれない場合は他の市有施設を活用する。
- ・物資集積所（地域内輸送拠点）の開設及び管理・運営は経済班が行う。
- ・経済班は、物資の仕分けについて、生活福祉班を通じ、日野市災害時ボランティア支援センターに協力を仰ぐ。

【物資集積所（地域内輸送拠点）】（状況により選定する）

施設名称	所在地
市民の森ふれあいホール	日野本町 6-1-3
日野市立南平体育館	南平 4-23-1（耐震補強完了後）
日野市役所本庁舎	神明 1-12-1（耐震補強完了後）

○遺体収容所の開設

- ・災害により多数の死者がでた場合、又は出ることが予想され、遺体収容所の開設が必要と思われるときは、本部長（市長）は日野警察署と協議し、被害状況を考慮して、市内の公共施設等で適切な場所を選定し、遺体収容所を開設する。

【遺体収容所（予定施設）】

下記施設を予定するが、被害状況により別の場所を設置することを考慮する。

施設名	住所	電話番号	防災無線番号
南平体育館	南平 4-23-1	591-1541	
百草台コミュニティセンター （百草台小学校跡地体育館）	百草 999	594-5650	291
生活・保護センター	日野本町 1-6-2	581-4112	218

◆日野市公共施設白書（平成 26 年 3 月）

○白書の目的

市内の公共施設の多くが建設後 30 年以上経過しており、東日本大震災の教訓から市民の安全安心を確保していくためにも、施設の耐震化や大規模修繕や建替えを視野に入れた取組みが必要になっている。今後、財政的な負担も集中的に膨らむことが懸念されるため、限られた財源の中において、公共施設におけるサービスの提供を持続させていくため、施設の複合化や集約化または長寿命化が必要となっている。その検討に向けて、個々の公共施設の機能や利用状況、施設維持に係るコスト、大規模修繕や建替えにかかる将来の費用などを把握するため作成した。

○耐震診断・改修の取組み状況

市有建築物耐震化 5 か年（平成 24～28 年度）実施計画によれば、市有建築物のうち、小中学校については耐震化が完了しているが、耐震化が済んでいない施設については以下のように取り組むこととしている。なお、災害時における市民の安全確保を基本に、耐震化の先送りができない以下の 4 分野の施設について、優先的に取り組んでいくこととしている。

- 1) 乳幼児を預かる保育園
- 2) 市民が日常生活を営んでいる市営住宅
- 3) 災害時の行政機能確保が必要な本庁舎
- 4) その他、将来の位置づけが明確となっている施設

①優先的に耐震化に取り組む施設

以下の 7 施設については、優先的に耐震化に取り組むこととしている。

●平成 28 年度までに耐震補強工事の実施を想定した施設（4 施設）

- ・おおおくぼ保育園 ・しんさかした保育園 ・高幡団地市営住宅 1 号棟
- ・川原付団地市営住宅 1・2・4 号棟

●平成 29 年度以降の耐震補強工事の実施を想定した施設（3 施設）

- ・本庁舎 ・中央図書館 ・南平体育館

②将来の施設のあり方・再編の検討後の耐震化の取組み等を実施する施設

（略）

③簡易耐震診断の実施を検討する施設

（略）

④耐震化の取組みを行わない施設

（略）

2. 既存施設の状況と市民ニーズ

2. 既存施設の状況と市民ニーズ

以下に既存施設の状況と市民ニーズを示す。

2-1 既存施設の状況

(1) 南平体育館

①建物概要

- 所在地 : 日野市南平4丁目23番1号
- 用途地域 : 第2種中高層住居専用地域(旧第1種住居地域)
- 竣工年月日 : 昭和54年3月
- 敷地面積 : 6,673㎡
- 建築面積 : 2,350㎡
- 延床面積 : 2,555㎡
- 建ぺい率 : 35%
- 容積率 : 38%
- 建築確認番号 : 昭和53年8月14日 第28号
建築基準法第48条許可 許可第147号
- 構造 : 鉄筋コンクリートPC造一部鉄骨造
(財)日本建築センター 評定番号 BCJ-C936
評定年月日 昭和53年6月22日
特徴 : 柱及び梁をプレストレストコンクリート部材とし、接合仕口を鉄骨造とした特殊な構造の2階建(一部平家建)体育館のため構造全般が評定の対象となった。
- 階数 : 2階建て
- 受変電設備 : 屋外キュービクル式受変電設備、受電電圧6,000V
- 照明設備 : 主競技場 メタルハライド灯700W 20台 昇降装置付
柔剣道場 水銀灯400W 18台 弓道場 白熱灯400W、14台
- 給排水衛生設備 : 受水槽10立法メートル1基 高置水槽4立法メートル1基
給湯ボイラー 112,500kcal/H 1台
- 換気設備 : 第3種換気用排風機(シロッコ、ラインファン)11台
- 総工費 : 295,800,000円
- 工事関係 : 設計・工事管理 : 株式会社内藤建築事務所
施工 : 飛島建設株式会社

②施設の現状

本建物は、昭和54年に竣工してから部分補修を行ってきたが、大規模な更新・改修工事は行われてきていない。建築構造としては旧耐震基準による建物のため耐震補強により新耐震基準を満たす建物とする必要があるため、平成26年度に耐震診断の取り組みを進めたが、構造が「鉄筋コンクリート PC 造一部鉄骨造」で、建物の主要構造が、建築基準法第38条の「大臣認定」を取得した特殊な構造の建築物であり、一般的な「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」等の基準が適用できず、診断を進めることができず耐震性能を満たしているかどうか不明な建物となっている。

- ・平成25年に実施した建築基準法に基づく特殊建築物定期点検の目視点検によると、屋上パラペット及び笠木部分のモルタル面にひび割れ、浮き、伸縮目地の劣化、2階の会議室壁などにひび割れ、1階の廊下及び弓道場の梁型部分にひび割れ、男女更衣室の壁面にひび割れ、廊下及び事務室の天井部分に水漏れ跡などがみられた。
- ・アリーナ照明はメタルハライド灯、柔剣道場は水銀灯を使用しており環境面・コスト面での問題のほか、老朽化のため照度面でもスポーツをする上で問題があり、全面更新が必要な時期となっている。
- ・トイレ、シャワーなどの給湯、排水設備の状況については、つまり、悪臭、漏水などが衛生面でも発生しており、ブースも暗く快適性に問題がある。
- ・アリーナ天井については雨漏りが常態化しており利用者の安全性、フロア維持管理上問題がある。
- ・アリーナの木製床材については、部分補修を繰り返し、全体的には数度のサンディングリフォームを行ってきており、減肉が進み補修に限界がきている。特に、近年スポーツフロアのささくれなどによる重大事故を未然に防止する必要性が求められており、フロア材を全面交換する時期にある。
- ・外構については、北側平板舗装に不陸がみられる。
- ・2階トレーニングルームについては、建設時、大会議室として設計された場所をトレーニングルームに転用しているため、天井が低く換気・空調に問題があり快適性がない。
- ・バリアフリー対応状況について 玄関エントランスはスロープが設置してあり1階面へのアクセスはできているが、2階へは階段のみとなっている。また、トイレ・シャワー室などはバリアフリー対応とはなっていない。

次頁に施設の現状と施設管理者の意見を示す。

エントランス

- ・広く取りたい。
- ・ガラス張りにして外から中の様子が
程度見えるようにしたほうがよい。



ホール・廊下

- ・常に埃が出る。
- ・現在の程度の広さがあると良い



柔・剣道場

- ・仕切って使用している。
- ・柔道・剣道人口が減少しているため、
柔道場は木曜日はストレッチ教室と
して使用、現在、剣道場は卓球場と
して使用している。
- ・卓球台4台置くには狭い。
- ・電球の取替えに梯子を使用する。
- ・卓球するのに暗幕を使用するため、
通気性が悪く暗い。
- ・多目的に使える部屋にした方がよい。

- その他
- ・通用門がほしい。

アリーナ

- ・スポーツによって、換気及び照
明を調整できるようにしたい。
- ・照明は400lx必要のところ、今
は250~300lxしかない。
- ・バドミントンでの使用時、暗幕
を使用するため、通気性が悪く
暗い。



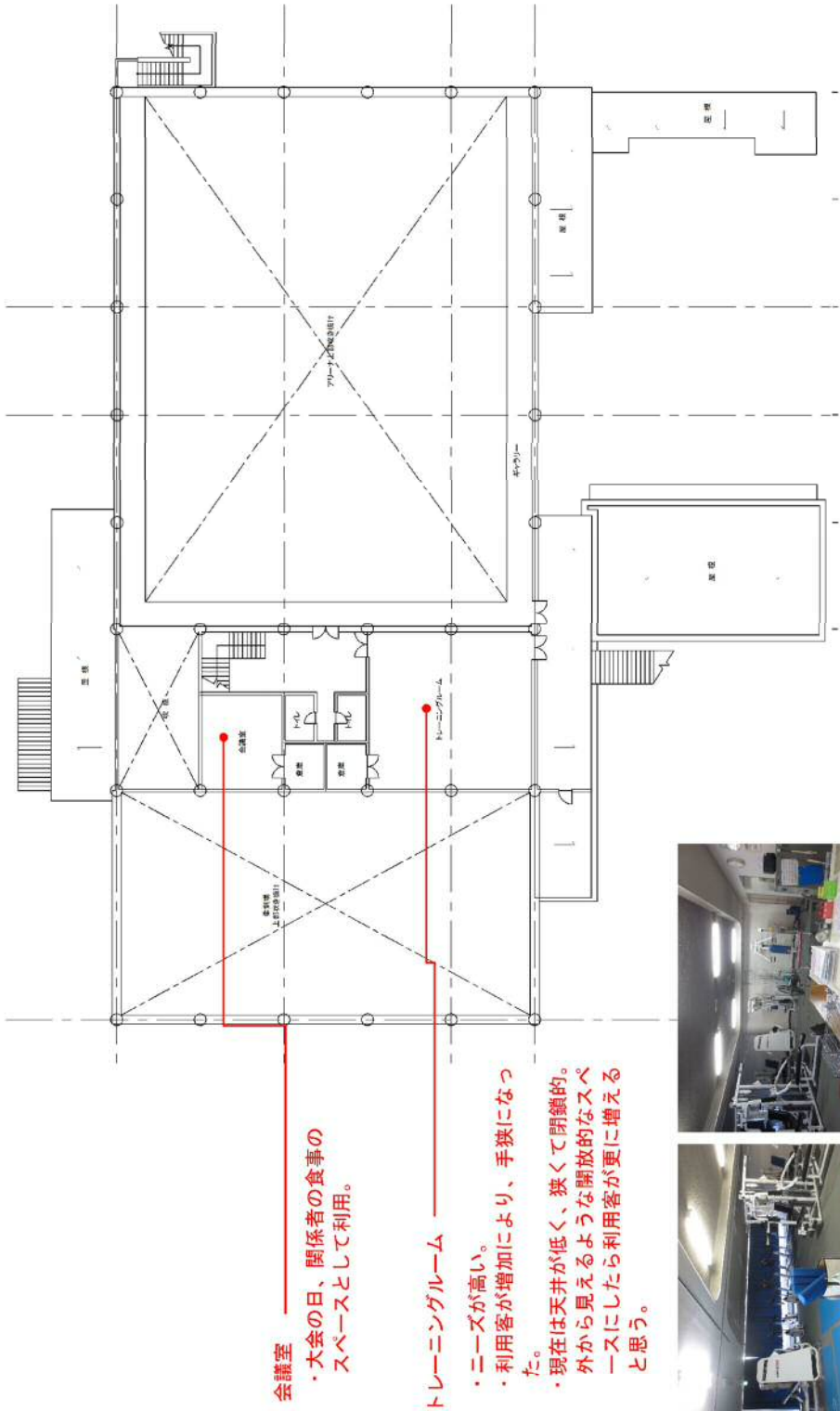
弓道場

- ・屋外なので特に寒い。
- ・屋外なので手入れに手がかか
る。



南平体育館 1F 平面図

南平体育館 2F 平面図



③スポーツ施設の位置づけ

日野市には現在、１ヶ所の陸上競技場、２ヶ所の屋内体育施設、８ヶ所の公園・グラウンド、２ヶ所のプールがあり、教育施設以外のスポーツ施設のほとんどは北部に位置している。

平成 24 年に市民の森ふれあいホールが建設される以前は、南平体育館が主な屋内体育館として市民に利用されており、7,000 m²を越える規模のふれあいホールが建設されたあとでも、年間約 85,000 人の利用者が訪れている。南平体育館は、南部に位置する唯一の屋内体育施設であり、現状、ふれあいホールと南平体育館は市のスポーツ健康の 2 大拠点となっている。

◇日野市内のスポーツ施設分布状況



【出典：日野市スポーツ推進計画】

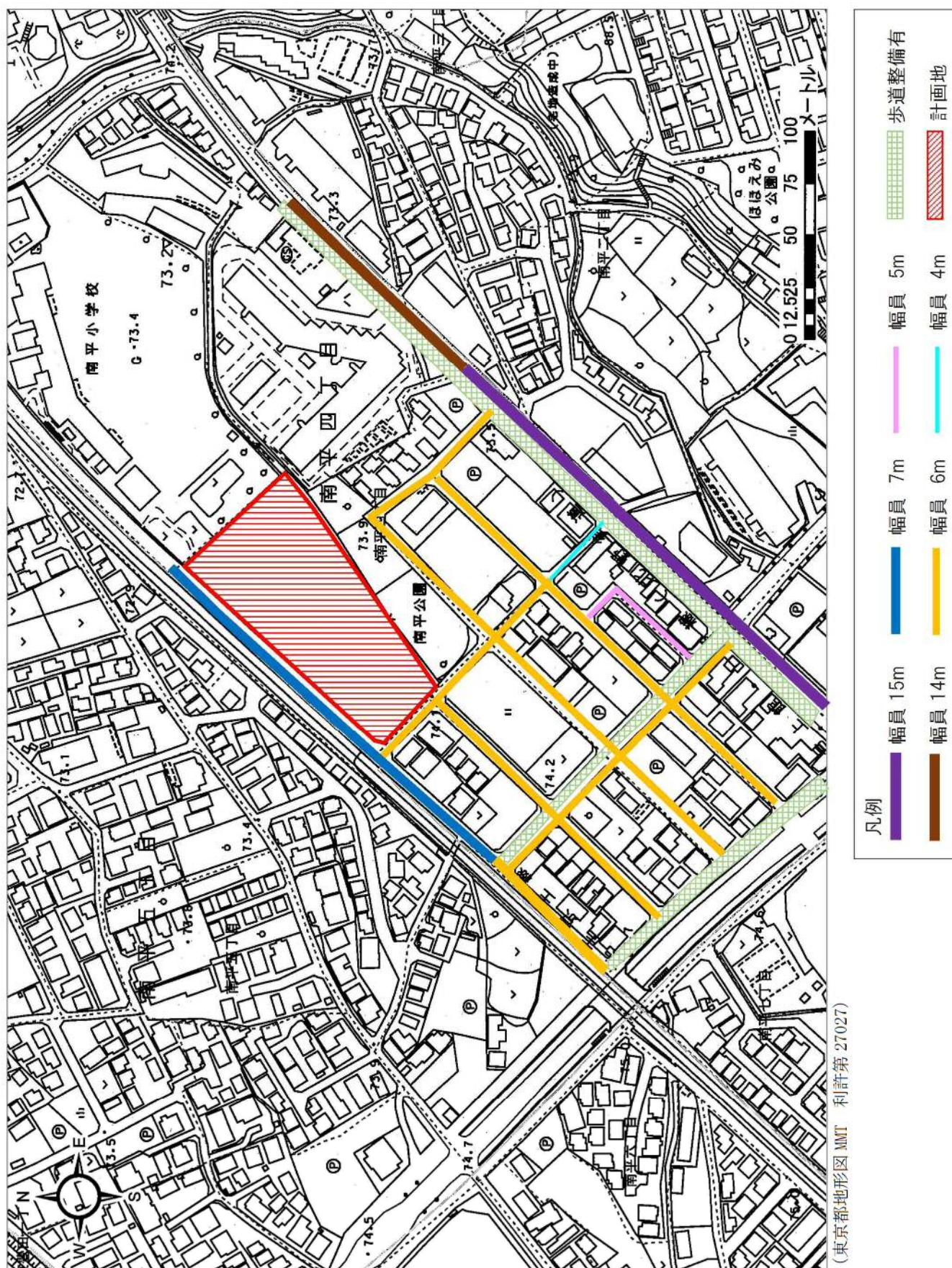
④周辺環境

ア) 周辺の道路状況

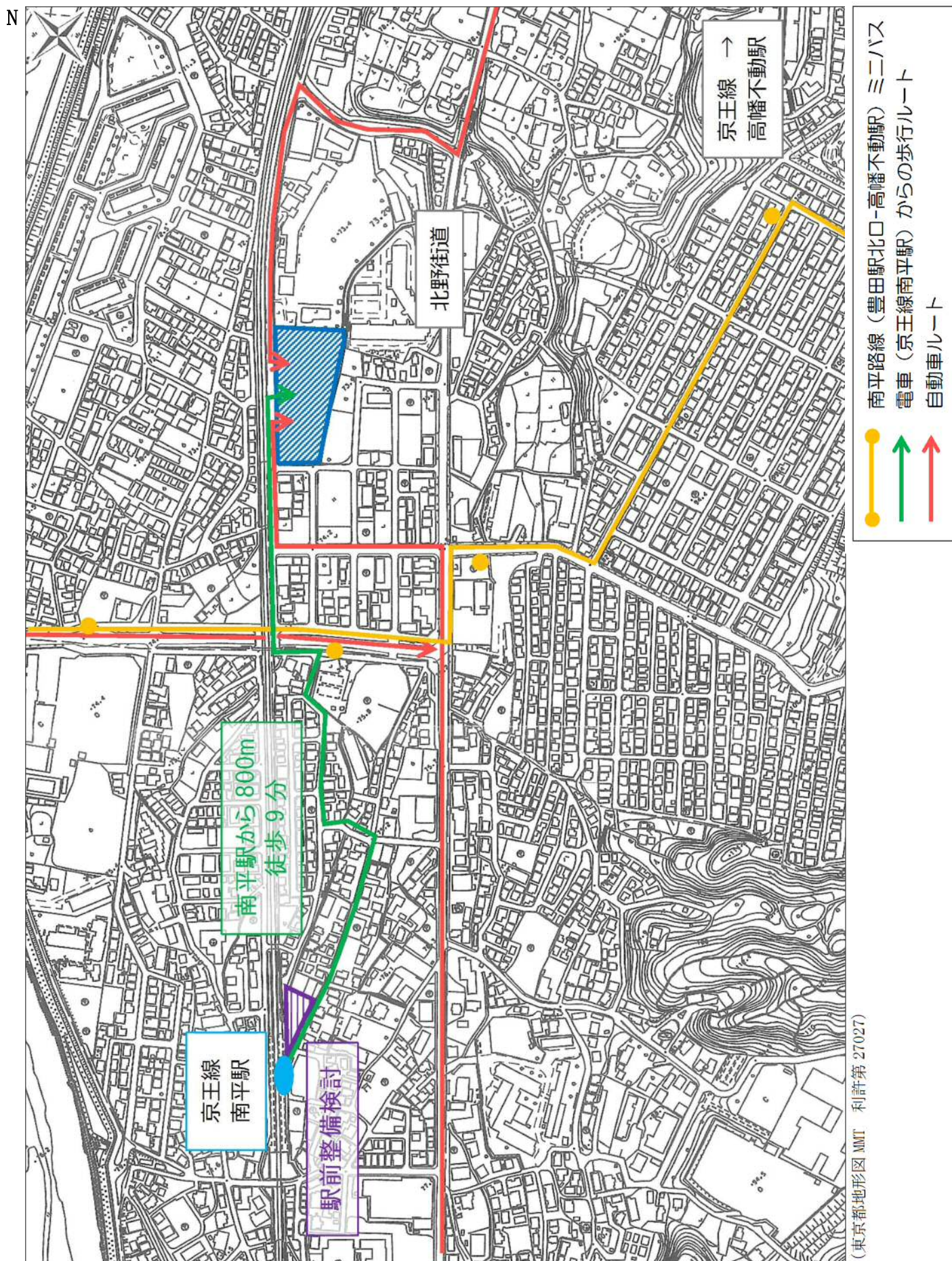
次頁に、南平体育館周辺の道路幅員、南平小学校区域内の歩道の整備状況及び公共交通機関に関する状況について示す。

南平駅前整備の方針について、現在、都市計画部門で検討中であり、体育館建替及び駅前整備により、更なる賑わいが期待できる。

◆南平体育館周辺 道路状況



◆南平体育館周辺 公共交通機関



イ) 防災的な位置づけ

体育館周辺の防災地区及び避難所の配置状況は以下の通りである。

南平体育館は風水害時の予備的な施設として指定避難所に収容できないほどの定員となった場合、または、災害が局所的な場合、追加して適宜避難所に指定する予備的な施設の一つとする。

また、計画地周辺が浸水区域であるため洪水などの被害を受けた際、隣接する小学校とあわせて、浅川以南の中心的な避難施設として計画する。



【出典：日野市防災マップ】
(平成 28 年 1 月 発行)

凡 例 Legend	
	緊急避難場所 Emergency Evacuation Area
	避難所 Evacuation Shelter
	緊急避難場所・避難所 Emergency Evacuation Area / Evacuation Shelter
	防災備蓄倉庫 Emergency Supplies Storehouse
	防災行政無線 Emergency / Public Broadcast
	給水拠点 Water Supply Service
	市役所 City Hall
	消防署・出張所 Fire Station / Branch
	消防団詰所器具置場 Squadroom for Fire Fighting Equipment
	警察署 Police Station
	交番・駐在所 Police Box (Koban)
	災害拠点病院 Disaster Medical Hospital
	急傾斜地崩壊危険箇所 Steep Terrain at Risk of Collapse



【出典：日野市洪水ハザードマップ】

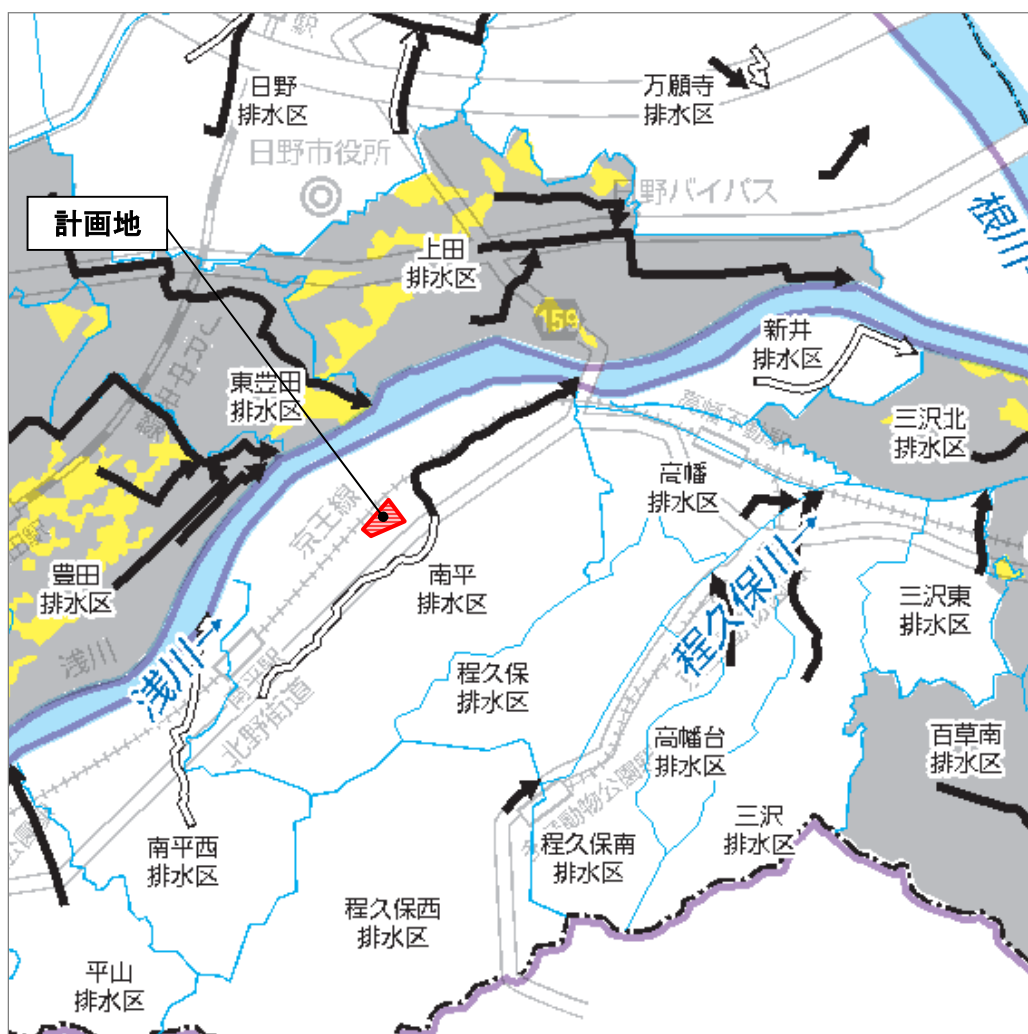
(平成 28 年 1 月発行)

凡 例 Legend	
浸水想定区域(浸水した場合想定される水深) The Expected Estimated Flood Area Flood Height	
	0.5m 未満の区域 Under 0.5m
	0.5m～1.0m 未満の区域 0.5～1.0m
	1.0m～2.0m 未満の区域 1.0～2.0m
	2.0m～5.0m 未満の区域 2.0～5.0m
	急傾斜地崩壊危険箇所 Steep Terrain at Risk of Collapse
	緊急避難場所 Emergency Evacuation Area
	緊急避難場所・避難所 Emergency Evacuation Area / Evacuation Shelter
	避難方向 Evacuation Direction
	《注意すべき箇所》 Caution Area
	地 道 Underpass Bridge
	市 役 所 City Hall
	消 防 署・出張所 Fire Station/Branch
	消防団詰所器具置場 Squadroom for Fire Fighting Equipment
	警 察 署 Police Station
	交 番・駐在所 Police Box (Koban)
	防災備蓄倉庫 Emergency Supplies Storehouse
	防災行政無線 Emergency / Public Broadcast
	水位観測所 Water Level Observation Station
	雨量観測所 Precipitation Observation Station

また、日野市域では、多摩川、浅川、谷地川、程久保川、大栗川の5つの河川地域に分かれており、行政区域を31の排水区に分割し、各排水区に降った雨をそれぞれ排水区ごとに河川に放流する計画となっている。

計画地周辺は、南平排水区となり、浅川流域に属する。浅川流域は、平成3年度に事業着手しているが、依然、未整備の部分が残っている。下記に南平周辺の雨水管の整備状況を示す。

◆南平体育館周辺 雨水管整備状況



【出典：日野市下水道プラン】

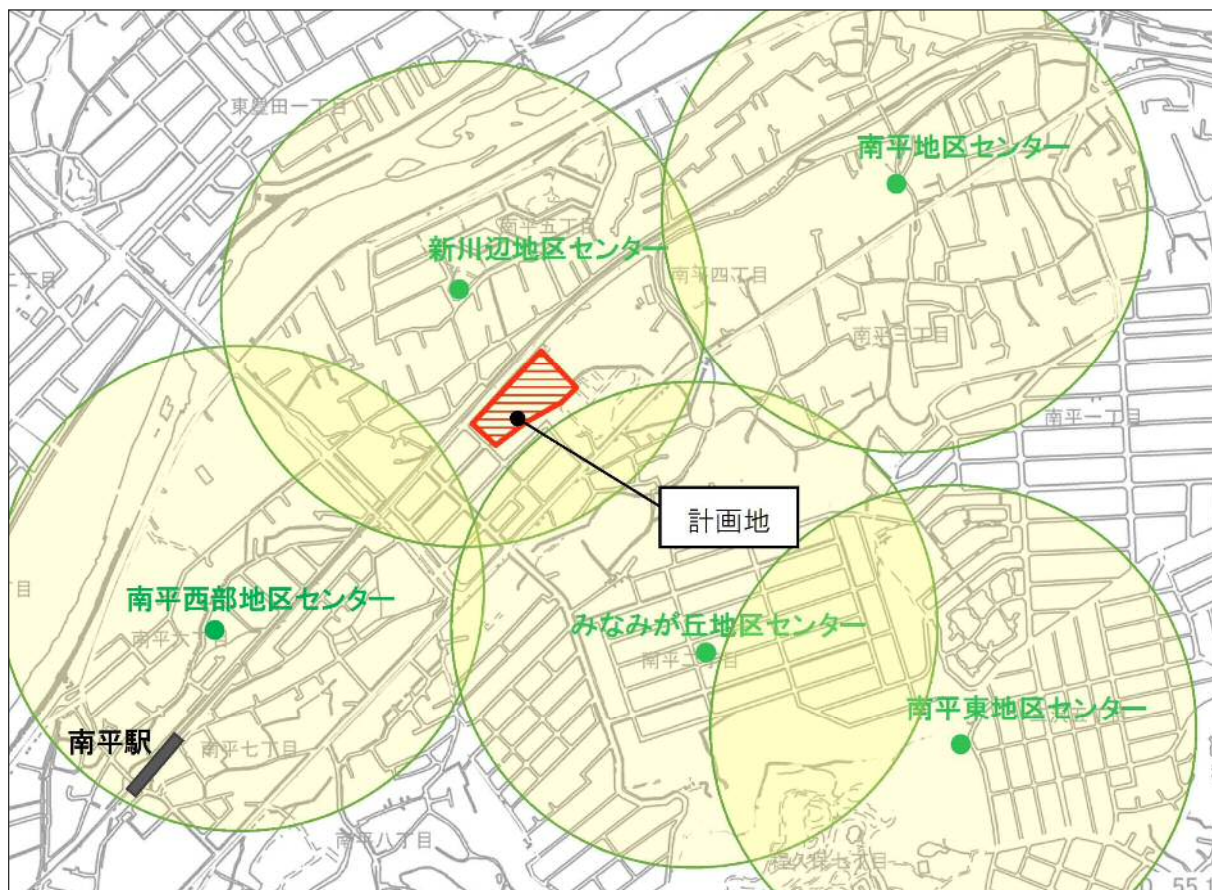
(平成24年3月)

凡 例	
	全体計画区域
	排水区界
	整備済区域
	整備予定区域
	整備済幹線
	未整備幹線

ウ) 周辺の地域交流施設の分布状況

基本的には、半径 400m 以内ごとに地区センターが配置されている。下記に、南平地区周辺の地区センターの配置状況を示す。

◆南平体育館周辺 地区センターの配置状況



(東京都地形図 MMT 利許第 27027)

エ) 沿革

・南平地域の沿革

かつて南平は地下水が豊富であり、戦前はそれを生かして鮎の養殖なども行われるほどであった。現在でも南平地域周辺では、南平八坂神内湧水など浅川右岸から水が湧き出している。

そして、山（丘陵）と川に挟まれた水田地帯で、かつては典型的な「里」風景が広がっていた。日野市の南部に横たわる多摩丘陵は「七生丘陵」と呼ばれ高尾山をしのぐ人気のハイキングコースで、南平にはピンヘット山という絶景ポイントがあった。いろいろな鳥が生息し、野鳥観察などが楽しめる場所である。

また、周辺には七生村の平山季重、高幡不動尊、百草の真慈悲寺など、中世を感じさせるものが残っており、そのような歴史ある風土も南平の一つの特色である。

・南平体育館の沿革

昭和40年代までの屋内スポーツは、学校や企業の体育館を活用していたため、体育館の建設が強く求められていた。そのような背景の中、建設が決定され、昭和53年6月に着工、昭和54年3月に完成し「日野市立南平体育館条例」が制定され、5月に開館した。この当時、日野市で唯一の市民体育館であり、社会体育振興の拠点としての役割を果たしていくことになる。

南平体育館は、運営協議会等の組織は置かず、日野市教育委員会と体育協会等の関係団体で利用計画が立てられていることから、自前の年間利用計画が立てられ大会等の分散開催もなくなり運営の効率化が図れた。また体育指導に当たる専門職員は配置せず貸し体育館方式がとられ、一週間を単位に個人貸し出しと団体貸し出しに区分されている。個人貸し出しは誰もが気軽に利用できるため、青少年の健全育成や市民の健康増進に役立ちながらスポーツ人口を増加させていった。

「日野市戦後教育史（平成9年）より」

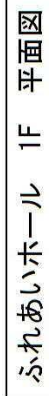
(2) 市民の森ふれあいホール

①建物概要

- 所在地 : 日野市日野本町6-1-3
- 竣工年月日 : 平成23年11月
- 敷地面積 : 12,011.03㎡
- 建築面積 : 5,692.87㎡
- 延床面積 : 7,241.52㎡
- 建ぺい率 : 47.39%
- 容積率 : 60.29%
- 構造 : 鉄筋コンクリート造(一部PS梁)+鉄骨造(屋根)
- 階数 : 地上2階
- 電気設備 : 受変電設備 6,600V
- 太陽光発電設備 C I S太陽電池パネル 公称102kW
- 照明設備 コミュニティホール:セラミックメタルハライド高天井照明(電動昇降装置付)
2Fギャラリー・コミュニティラウンジ・外構:LEDライト
- 映像音響設備 音響ラックシステム、音響ワゴン、プロジェクター、スクリーンなど
- 給排水衛生設備 : 上水設備 上水引込口径75A 直結増圧給水方式
- 排水・通気設備 汚水雑排水は公共下水道へ接続
トイレ洗浄水に雨水再利用水を使用
災害時用簡易マンホールトイレ用の排水口を20か所
- 給湯設備 ガス給湯器
- 衛生器具設備 中水対応型フラッシュバルブを採用
オストメイト2組
- ガス設備 都市ガス150Aにて引込。空調熱源系統、GHP系統、更衣室シャワー系統ほか
- 消火設備 屋内消火栓設備、防火水槽40m³
- 雨水再利用設備 雨水貯留槽233m³、中水層18.78m³
- 雨水浸透設備 敷地内全量浸透とし、建物外周に浸透桝、浸透トレンチ、浸透井戸を設置
- 換気空気調和設備 : 空気調和設備機器 ガス焚き吸収式冷温水発生機(冷却能力493KW、加熱能力344KW)を中央熱源方式とし、空気調和器によりコミュニティホール、多目的ルーム、エントランスの空調を行う風量可変単一ダクト方式。それ以外の場所は、EHP、GHP方式による。
- その他 : 一般用駐車場は有料とするためパーキングシステムを設置

②施設の現状

ふれあいホールは築年数も浅いことから、施設はきれいで明るい印象である。
次頁に現地調査結果を記す。



③南平体育館とふれあいホールとの役割分担

南平体育館は、地域住民のための「交流」「健康」「防災」に重点を置いた施設であり、スポーツ大会の開催については、市民大会レベルまでの開催とし、国体や都大会規模の大会はふれあいホールで対応を行うものとする。また、剣道や柔道などの武道の機能は、昨今の武道競技人口の減少傾向にあることなどから、施設利用をふれあいホールに集約化していくものとする。また、これまでも利用者が多く、今後も利用者の拡大が想定される卓球やバドミントンコートで行える競技スペースやトレーニングルーム、南平体育館にしかない弓道・アーチェリー場については拡大充実を図っていく。

◆体育施設の機能分担

		種目	南平体育館		ふれあいホール
			既存	建替後	
競技スペース	屋内競技スポーツ	バスケットボール	①	①	②
		バレーボール	①	②	③
		バドミントン	⑥	⑧	⑭
		ハンドボール	—	—	①
		卓球	⑥	⑧	⑫
		柔道	○	△ →	○
		剣道	○	△ →	○
		空手道	○	△ →	○
		弓道・アーチェリー	○	○	—
		幼児遊戯室	—	—	○
	スポーツ健康増進	トレーニングルーム	○	○	—
		レクリエーションルーム(エアロビ、軽体操)	—	○	○
非競技スペース	コミュニティ等	集会室	○	○	○
		休憩ラウンジ・飲食スペース	—	○	○
		事務室	○	○	○
		医務室・健康管理室	—	○	○
		更衣・シャワー室	○	○	○

※○印内の数字は、公式寸法でのコートまたは球技台の面数を示す。

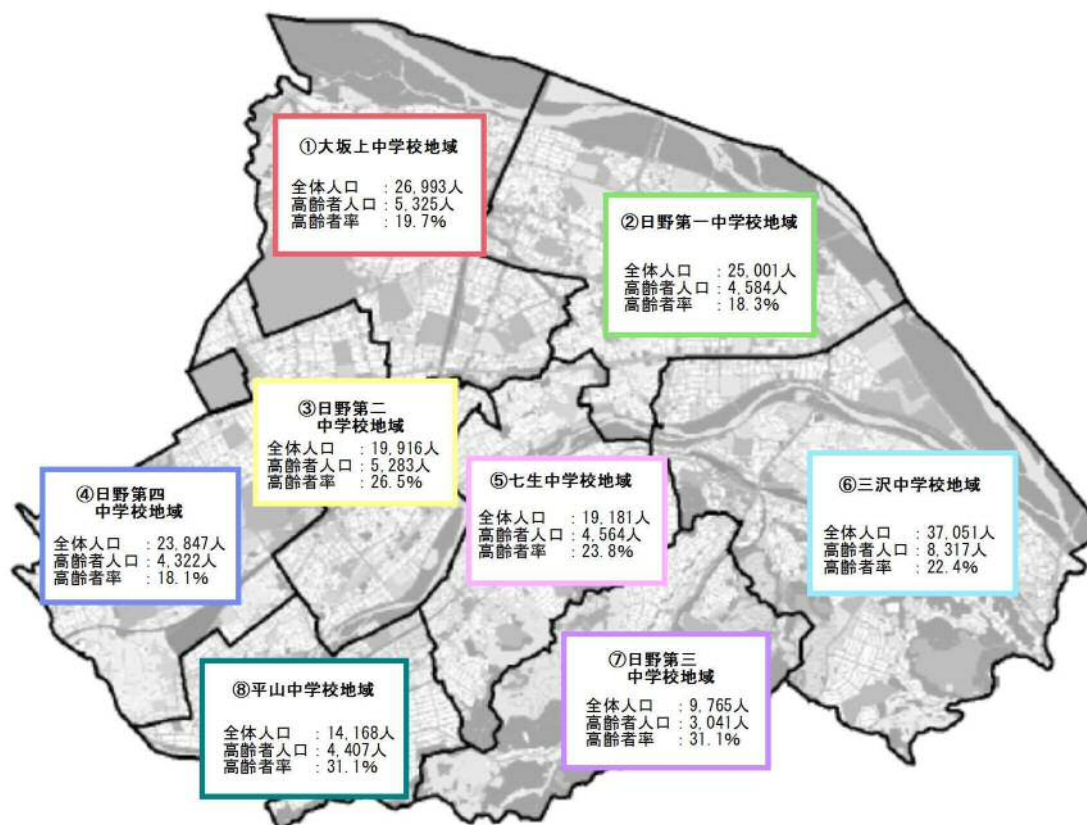
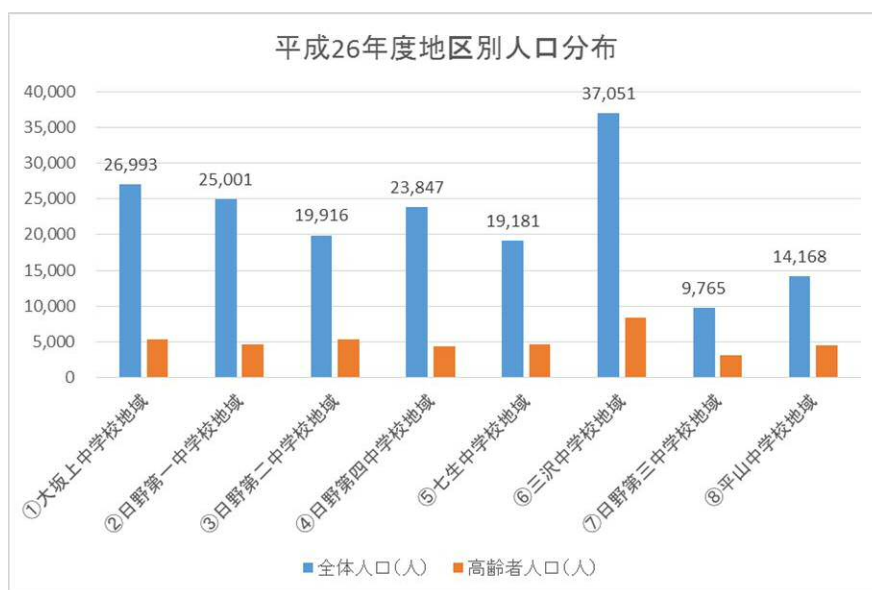
2-2 市民ニーズ

(1) 人口分布と市民のニーズ

①人口分布と高齢化率

下記に、日野市の中学校区ごとの人口分布と高齢化率を示す。

南平は七生中学校地域に属する。南部地域は市内でも高齢化率が高い地域の集まりとなっており、高齢者の活動の場や健康を意識した施設が望まれる。



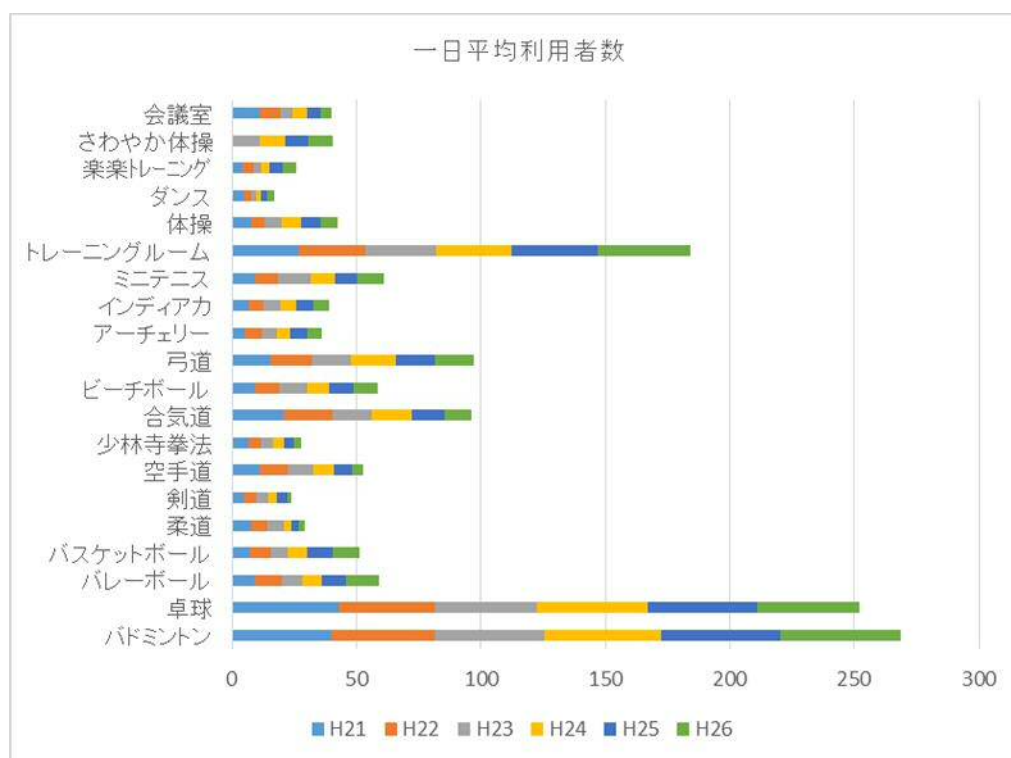
②南平体育館の利用状況

下記に直近6年間の南平体育館の種目別利用状況を示す。

グラフから、バドミントン、卓球、トレーニングルーム等の個人または少人数で利用できる競技の利用者数が多く、剣道、柔道等の利用者数は少ないことがわかる。また、市内では南平体育館でしかない弓道やアーチェリーの利用もついで多く見られる。

今後、高齢化が進んでいくと、個人利用できるスポーツの需要が高くなる傾向にあると考えられる。

＜南平体育館 種目別利用者数＞



2. 既存施設の状況と市民ニーズ

◇バドミントン

(単位：人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	5,864	5,992	5,618	7,677	8,087	7,437
貸切	7,647	7,993	9,161	8,248	8,112	8,897
計	13,511	13,985	14,779	15,925	16,199	16,334
一日平均	40	41	44	47	48	48

◇卓球

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	9,189	8,305	7,858	9,788	9,969	9,329
貸切	5,327	4,746	5,989	5,235	4,804	4,493
計	14,516	13,051	13,847	15,023	14,773	13,822
一日平均	43	39	41	44	44	41

◇バレーボール

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	913	1,332	622	1,116	937	1,342
貸切	2,183	2,321	2,201	1,426	2,455	3,084
計	3,096	3,653	2,823	2,542	3,392	4,426
一日平均	9	11	8	8	10	13

◇バスケットボール

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	2,273	2,307	2,099	1,891	2,753	2,984
貸切	170	437	285	720	795	618
計	2,443	2,744	2,384	2,611	3,548	3,602
一日平均	7	8	7	8	10	11

◇柔道

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	1,124	1,076	878	998	903	836
貸切	1,545	955	1,450	57	71	0
計	2,669	2,031	2,328	1,055	974	836
一日平均	8	6	7	3	3	2

◇剣道

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	79	146	30	62	9	6
貸切	1,561	1,425	1,698	1,136	1,410	448
計	1,640	1,571	1,728	1,198	1,419	454
一日平均	5	5	5	4	4	1

◇空手道

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	8	18	177	30	78	55
貸切	3,813	3,726	3,343	2,682	2,429	1,441
計	3,821	3,744	3,520	2,712	2,507	1,496
一日平均	11	11	10	8	7	4

◇少林寺拳法

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	2,117	1,634	1,419	1,390	1,176	909
貸切	140	80	180	180	0	100
計	2,257	1,714	1,599	1,570	1,176	1,009
一日平均	7	5	5	5	3	3

◇合気道

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	4,306	3,999	3,037	3,707	3,159	2,292
貸切	2,788	2,563	2,303	1,704	1,292	1,364
計	7,094	6,562	5,340	5,411	4,451	3,656
一日平均	21	19	16	16	13	11

◇ビーチボール

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	1,731	1,836	1,819	1,768	1,866	1,834
貸切	1,380	1,440	1,960	1,150	1,545	1,420
計	3,111	3,276	3,779	2,918	3,411	3,254
一日平均	9	10	11	9	10	10

◇弓道

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	3,563	3,697	3,706	3,873	3,777	4,213
貸切	1,677	1,986	1,524	2,134	1,546	1,122
計	5,240	5,683	5,230	6,007	5,323	5,335
一日平均	16	17	16	18	16	16

◇アーチェリー

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	1,039	1,210	1,211	1,279	1,724	1,528
貸切	792	1,062	755	622	589	448
計	1,831	2,272	1,966	1,901	2,313	1,976
一日平均	5	7	6	6	7	6

◇インディカ

(単位：人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	656	590	583	615	722	677
貸切	1,591	1,402	1,741	1,590	1,585	1,369
計	2,247	1,992	2,324	2,205	2,307	2,046
一日平均	7	6	7	7	7	6

◇ミニテニス

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	1,862	2,205	2,329	2,323	2,306	2,428
貸切	1,275	970	2,001	960	800	1,110
計	3,137	3,175	4,330	3,283	3,106	3,538
一日平均	9	9	13	10	9	10

◇トレーニングルーム

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	9,101	9,087	9,534	10,113	11,677	12,509
貸切	0	0	0	20	96	0
計	9,101	9,087	9,534	10,133	11,773	12,509
一日平均	27	27	28	30	35	37

◇体操

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	18	1	0	0	0	6
貸切	2,547	1,846	2,291	2,743	2,519	2,324
計	2,565	1,847	2,291	2,743	2,519	2,330
一日平均	8	5	7	8	7	7

◇ダンス

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	1	16	4	40	10	43
貸切	1,661	935	800	625	830	886
計	1,662	951	804	665	840	929
一日平均	5	3	2	2	2	3

◇音楽トレーニング

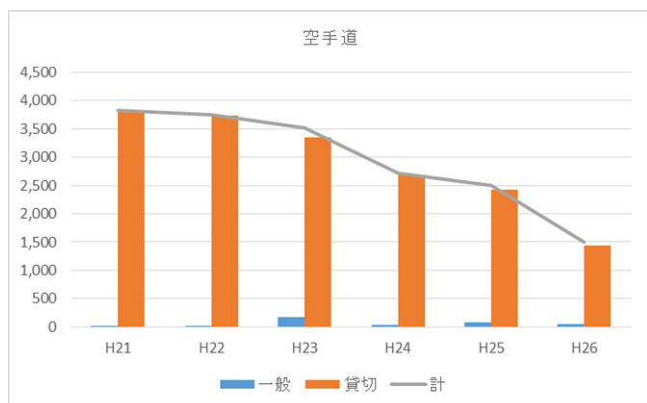
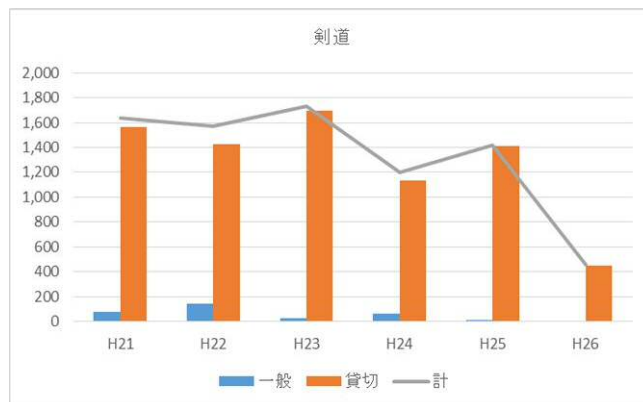
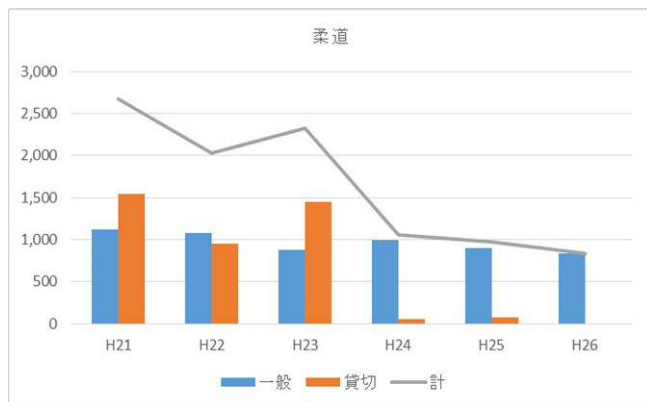
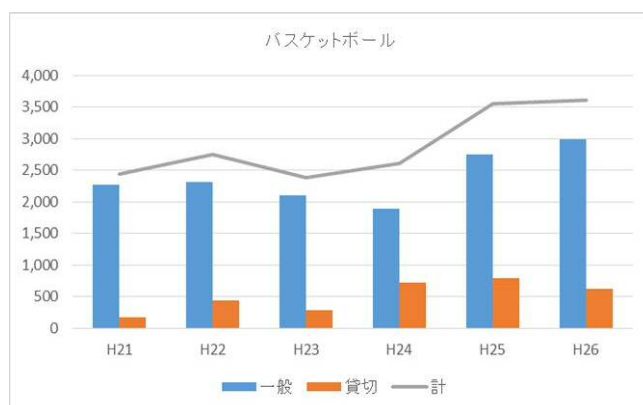
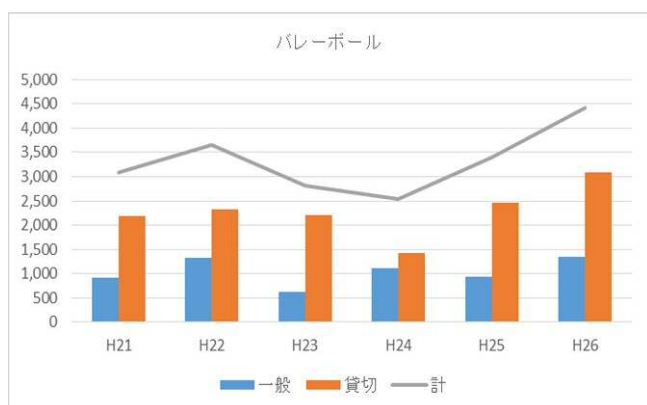
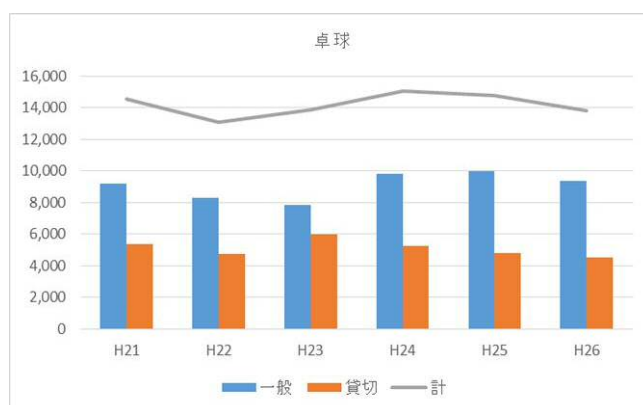
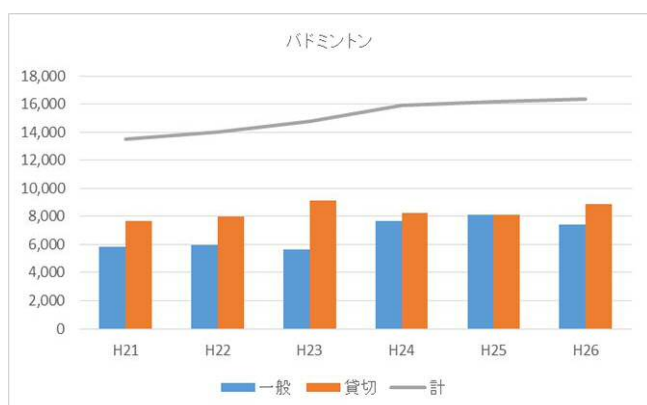
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	34	0	20	72	118	0
貸切	1,430	1,500	959	1,097	1,687	1,744
計	1,464	1,500	979	1,169	1,805	1,744
一日平均	4	4	3	3	5	5

◇さわやか体操

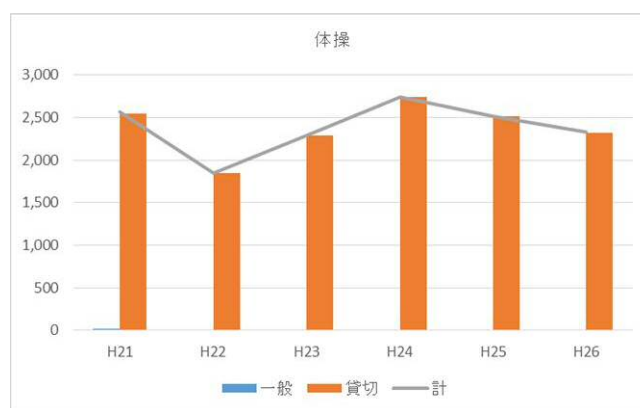
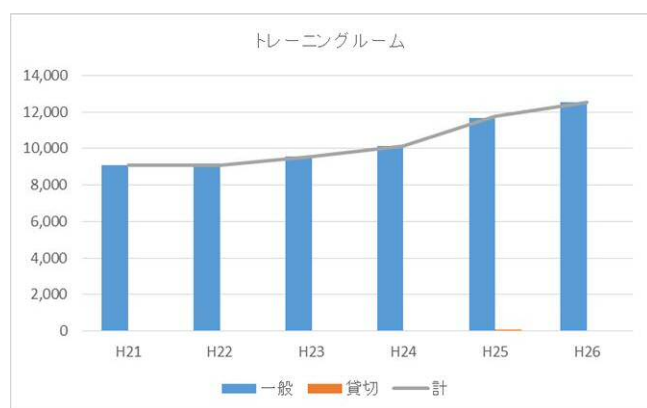
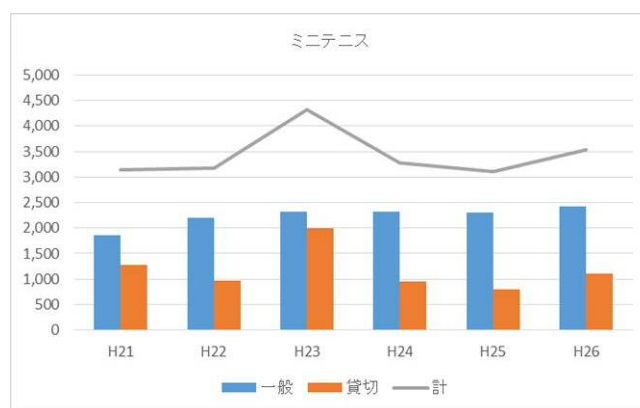
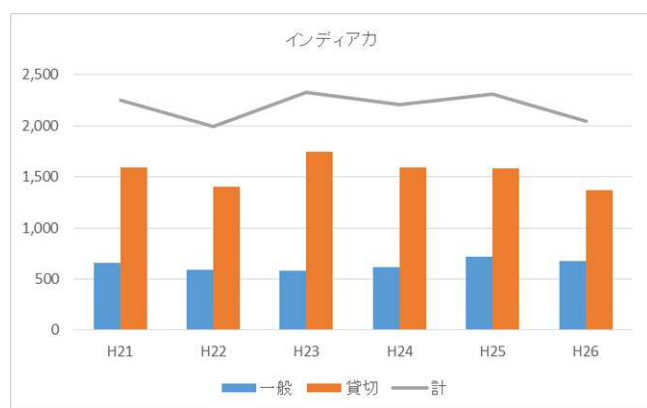
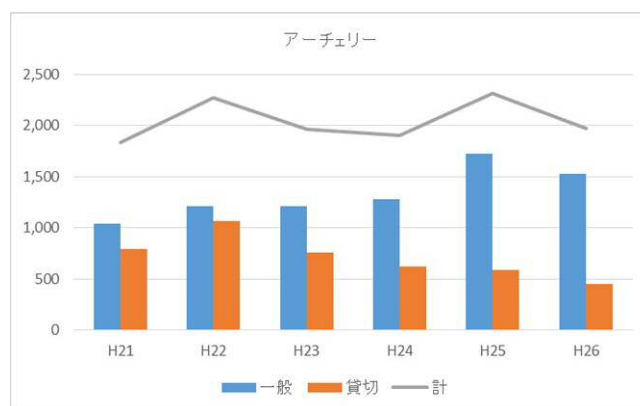
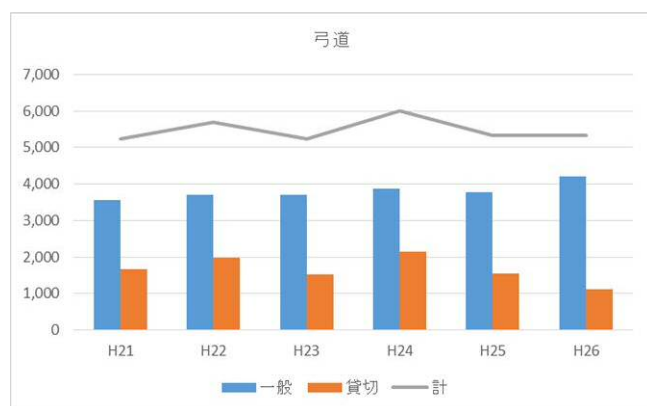
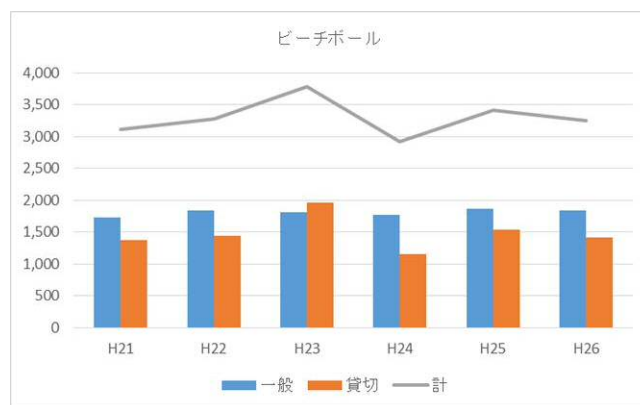
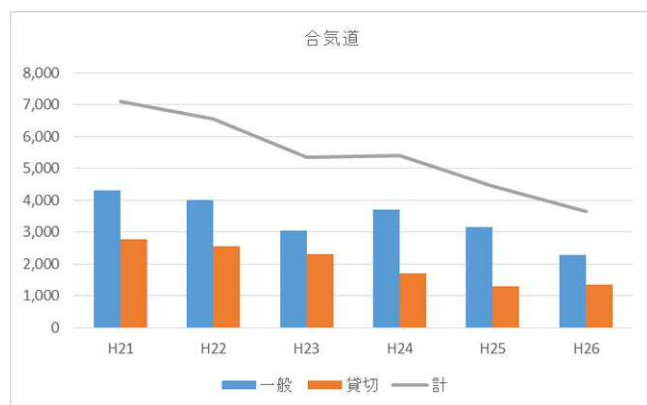
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般			0	0	0	0
貸切			3,801	3,366	3,146	3,398
計			3,801	3,366	3,146	3,398
一日平均			11	10	9	10

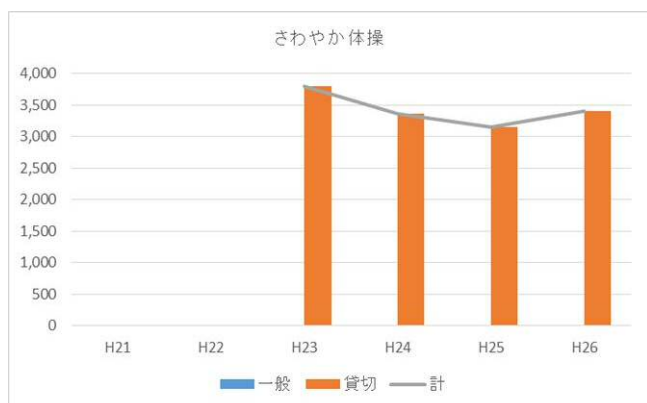
◇会議室

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	4	28	53	4	9	33
貸切	3,783	2,694	1,702	2,003	1,785	1,350
計	3,787	2,722	1,755	2,007	1,794	1,383
一日平均	11	8	5	6	5	4



2. 既存施設の状況と市民ニーズ





③利用者来館方法について

平成 27 年 12 月の 1 ヶ月間、南平体育館の駐車場及び駐輪場の使用状況について、午前、午後、夜間それぞれの時間帯の使用状況を調査した。

下記に、1 日ごとの自動車、自転車、バイクの集計結果を曜日ごとに振り分け、各曜日の平均台数を出した。

集計結果より、自動車で来館する台数について、50 台を超える日は、日曜日の午前と午後、火曜日の午後に数台超えるのみで、そのほかは 45 台以内であった。また、自転車については、最大で火曜日の午後の時間帯で 32 台であった。

<南平体育館 曜日・来館方法別集計結果>

	日				月				火				水			
	AM10	PM12	PM7	合計	AM10	PM12	PM7	合計	AM10	PM12	PM7	合計	AM10	PM12	PM7	合計
自動車	59	51	15	125	35	31	13	79	37	52	19	108	30	39	28	96
自転車	22	21	7	49	21	16	21	58	7	32	23	63	15	14	11	40
バイク	3	3	0	6	5	0	2	7	0	1	3	4	1	1	2	4
	木				金				土							
	AM10	PM12	PM7	合計	AM10	PM12	PM7	合計	AM10	PM12	PM7	合計				
自動車	25	42	24	91	45	40	12	97	23	31	9	63				
自転車	9	19	20	49	21	22	14	57	22	15	10	47				
バイク	1	1	4	7	2	2	3	6	0	2	1	4				

(2) 周辺自治体の状況

「東京都における公立スポーツ施設」(平成25年度版)をもとに、東京都26市別、市民一人当たりの体育館面積を算出し、順位付けを行った。日野市は、南平体育館、新町交流センター、市民の森ふれあいホールの3施設の面積の合計となっており、26市の順位付けでは、ちょうど中間あたりに位置している。

◆ 東京都26市 一人当たりの体育館面積順

自治体	施設数	体育館数	面積(m ²)							面積合計	人口 (人)	一人当たりの体育館面積 (m ² /人)
			体育館	トレーニング場	柔道場	剣道場	武道場	弓道場	卓球場			
福生市	3	5	3,331	410	132	132		315	229	4,549	58,200	0.078
羽村市	1	2	2,502	662	357			232	214	3,967	55,890	0.071
あきる野市	2	4	3,500	484	228	228	350	79		4,869	80,713	0.060
稲城市	2	4	3,656	208	244	244		141		4,493	86,987	0.052
府中市	8	9	7,764	775			990	380	360	10,269	258,661	0.040
武蔵村山市	1	2	2,360	160	250					2,770	70,534	0.039
狛江市	2	4	2,474	150			390			3,014	80,705	0.037
多摩市	1	2	2,663	575			1,477	128	244	5,087	147,542	0.034
立川市	2	4	5,100	454	不明			不明		5,554	180,197	0.031
武蔵野市	1	3	2,946	420	228	228		102	320	4,244	142,578	0.030
清瀬市	2	2	1,646	365			203			2,214	74,423	0.030
国立市	1	3	1,709	500						2,209	75,445	0.029
青梅市	2	4	3,404	268				164		3,836	136,459	0.028
日野市	3	3	3,649	121	927	210		219		5,126	183,327	0.028
昭島市	2	5	1,978	372	202	202		260		3,014	111,327	0.027
東村山市	1	2	2,133	497		288	286	231	555	3,990	151,691	0.026
東久留米市	2	2	2,030	216	220	213		84	243	3,006	116,255	0.026
東大和市	1	3	2,174	不明						2,174	85,302	0.025
小平市	1	3	2,524	355			767	291	776	4,713	189,777	0.025
国分寺市	3	6	2,425	399			150			2,974	122,256	0.024
西東京市	3	6	3,608	403	167	237	291			4,706	199,473	0.024
小金井市	1	2	1,719	412	267	267				2,665	120,928	0.022
町田市	2	5	5,580	1,237	550	550		691		8,608	428,966	0.020
調布市	3	5	3,006	138						3,144	226,343	0.014
八王子市	2	7	4,505	185	202			207		5,099	579,372	0.009
三鷹市	1	2	1,282	72				180		1,534	188,364	0.008

※「東京都における公立スポーツ施設」の体育館・トレーニング場・柔剣道場・武道場・弓道場・卓球場の合計面積による順位付けとする。

(3) 利用者アンケート

南平体育館において、平成 26 年 9 月から平成 27 年 3 月の間、市が利用者へのアンケートを紙媒体で行った。(アンケート回収数：200 件)

アンケートの集計結果から、下記のような回答が多数を占め、周辺住民の利用傾向が高いことが窺える。アンケート結果を次頁以降に示す。

- ・利用者 : 50～70 代が多い
- ・居住エリア : 南平地区、平山地区、豊田地区などの市内が多い
- ・主な交通手段 : 自動車、自転車・バイクが圧倒的に多い
- ・体育館までの所要時間 : 15 分～30 分以内が多数を占める
- ・職業 : 専業主婦、無職が多い
- ・利用頻度 : 20 回以上のリピーターが多い
- ・南平体育館を利用する理由 : 自宅が近いから、施設利用料金がやすいから等
- ・南平体育館に期待する設備等 : 無料休憩スペースの充実、トレーニングルームの充実等

南平体育館利用アンケート調査のお願い

9/19~3/31

200件

設問1 あなたのことについてお聞かせください。

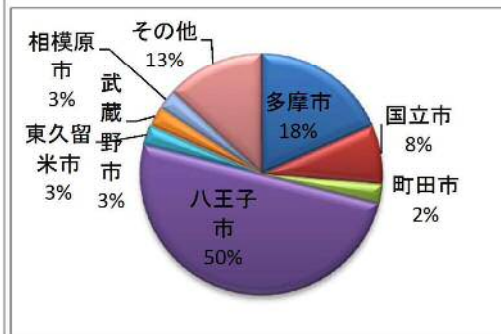
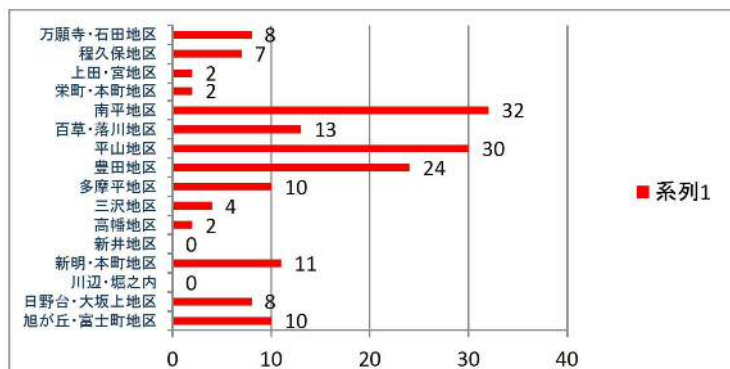
①	性別	女	男
		115	82

②	年齢	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
		11	10	10	19	27	69	51	6



③	市内	旭が丘・富士町地区	日野台・大坂上地区	川辺・堀之内	新明・本町地区	新井地区	高幡地区	三沢地区	多摩平地区
	住居エリア	10	8	0	11	0	2	4	10
		豊田地区	平山地区	百草・落川地区	南平地区	栄町・本町地区	上田・宮地区	程久保地区	万願寺・石田地区
		24	30	13	32	2	2	7	8

市街	多摩市	国立市	町田市	八王子市	東久留米市	武蔵野市	相模原市	その他
住居エリア	7	3	1	19	1	1	1	5



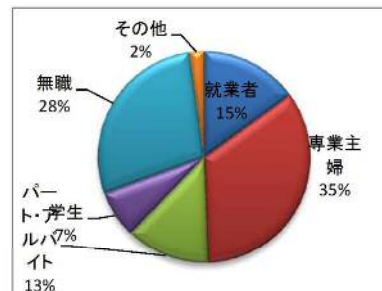
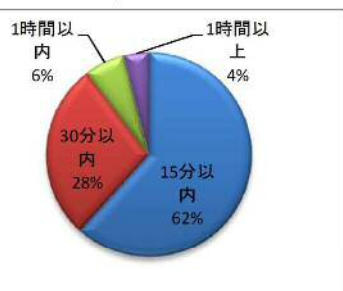
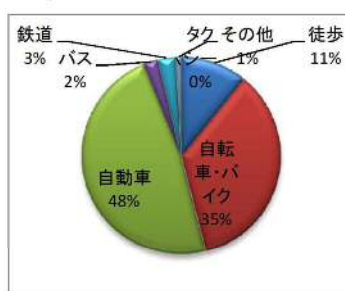
④ 本施設までの主な交通手段をお聞かせください。

徒歩	自転車・バイク	自動車	バス	鉄道	タクシー	その他
23	75	102	5	6	0	2

バスと徒歩

⑤ 南平体育館までの所要時間。

15分以内	30分以内	1時間以内	1時間以上
126	57	13	8



⑥ ご職業。

職業	就業者	専業主婦	パート・アルバイト	学生	無職	その他
	27	62	23	13	51	4

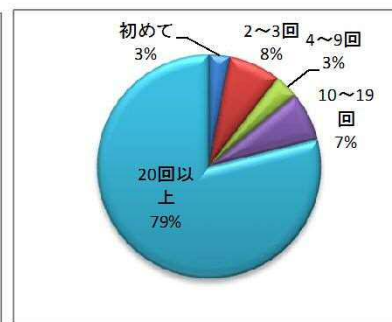
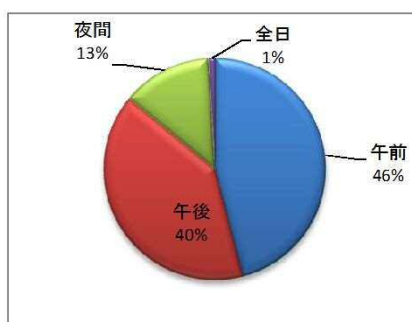
設問2 利用の日時についてお聞かせください

①	曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
		17	60	21	80	32	82	37

②	時間	午前	午後	夜間	全日
		95	83	27	2

設問3 本日の利用についてお聞かせください

本施設のの利用頻度	初めて	2～3回	4～9回	10～19回	20回以上
利用回数(年間)	6	15	7	14	157

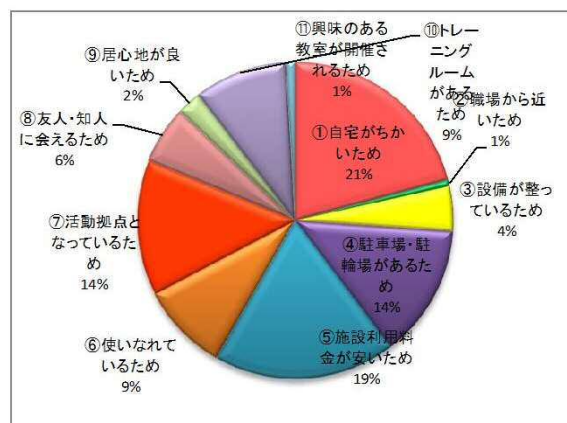


設問4 本日の利用目的にあてはまるものを全てに○を付けて下さい。

団体利用	個人利用	大会参加	主催事業	アリーナ	柔道場	剣道場	弓道行	トレーニング	会議室
61	98	8	3	36	0	11	4	38	1

設問5 あなたが南平体育館を利用する理由について。

①自宅が近い	92
②職場から近い	3
③設備が整っている	20
④駐車場・駐輪場がある	60
⑤施設利用料金が安い	82
⑥使いなれている	40
⑦活動拠点となっている	61
⑧友人・知人に会える	26
⑨居心地が良い	11
⑩トレーニングルームがある	42
⑪興味のある教室が開催される	4



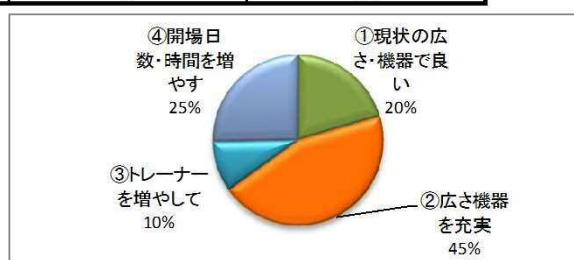
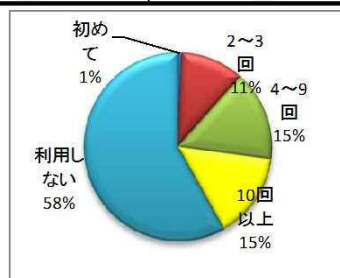
設問6 トレーニングルームについて

① 月何回トレーニングルームを利用しますか。

初めて	2～3回	4～9回	10回以上	利用しない
1	14	20	19	75

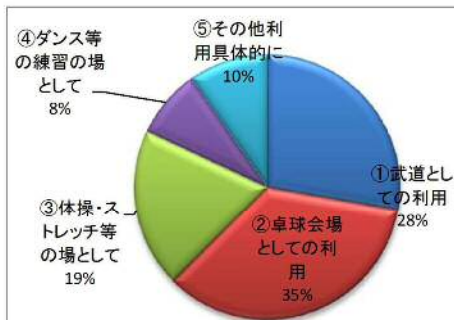
② トレーニングルームの機器・開館日時等について

①現状の広さ・機器で良い	②広さ機器を充実	③トレーナーを増やして	④開場日数・時間を増やす
17	37	8	21



設問7 柔道場・剣道場の利用方法について。

①武道としての利用	20	④ダンス等の練習の場として	6
②卓球会場としての利用	25	⑤その他利用具体的に	7
③体操・ストレッチ等の場として	14		



- ・柔道場・剣道場でも体操の時は暑いので冷暖房設備があれば尚良いと思います
- ・室間切り板の設置。
- ・使わない
- ・今まで通り併用(卓球等)
- ・多目的が良い。決まらずにこの広さで出来る物なら何でも認めてほしい
- ・市民大会控室。
- ・個人利用の道具貸出。

設問8 メインアリーナについてあてはまるものをお答えください。

① 照明設備について

①暗い	②明るい	③丁度いい
69	6	63

②空調設備について

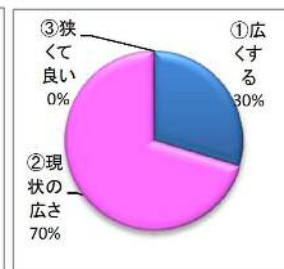
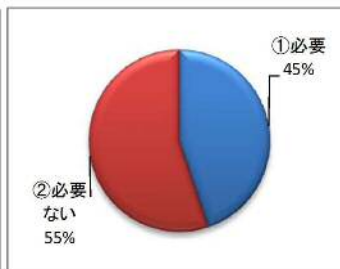
①冷暖房設備必要	②現状空調設備は不要
86	51

③ 観客席について。

①必要	②必要ない
56	69

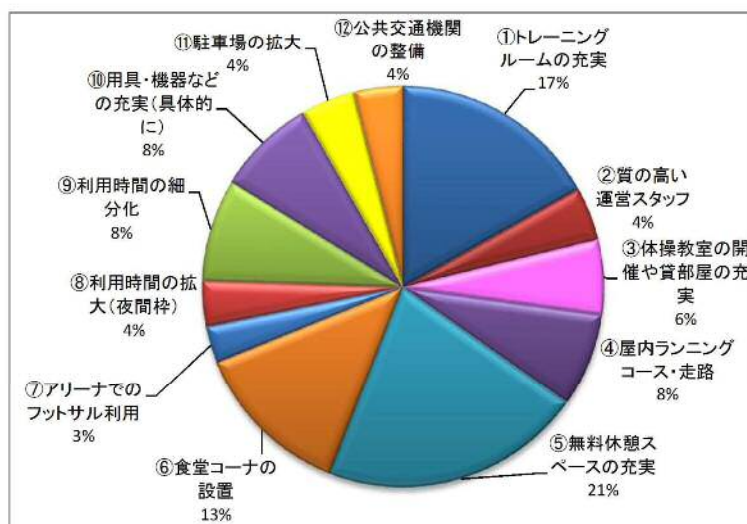
④広さについて。

①広くする	②現状の広さ	③狭くて良い
35	83	0



設問9 今後、南平体育館に期待する設備・サービス等がありますか。

①トレーニングルームの充実	51	⑦アリーナでのフットサル利用	9
②質の高い運営スタッフ	13	⑧利用時間の拡大(夜間枠)	11
③体操教室の開催や貸部屋の充実	18	⑨利用時間の細分化	25
④屋内ランニングコース・走路	23	⑩用具・機器などの充実(具体的に)	24
⑤無料休憩スペースの充実	64	⑪駐車場の拡大	13
⑥食堂コーナーの設置	39	⑫公共交通機関の整備	12



- ・バレーボールネット・ボールカバー
- ・バランスボール・メディシンボール等
- ・弓道場の充実。
- 卓球用 プール拾い用のネット
- 利用時間細分化には反対
- イベント開催時、一般利用者が駐車できない
- インディアカーネットを交換して欲しい
- ネット・ボールなど壊れているので取り替えてほしい。
- ネットなど痛んだときの対処の仕方
- フットサルをして欲しくない。観覧席をもっと広く。
- バレーボールネットが9人制と6人制ははっきり分けてほしい
- ・バドミントンボール、ネット、暗幕。
- ・市内施設循環バス等、割安料金で。
- ・ボール、ネットがとても古く破れていたり使えない状態のものがある。新調していただきたいです
- ・ラケット、ボール、シャトルなどの貸出。

3. 計画条件の整理

3. 計画条件の整理

以下に計画条件を示す。

3-1 法的条件の整理

(1) 建築基準法、東京都建築安全条例

本敷地は、第二種中高層住居専用地域であり、建ぺい率 60%、容積率 200%であるが、角地であることから、建ぺい率に関しては 10%の緩和が認められる。

また、現行の用途地域では、体育館の建築が建築基準法で制限されていることから、用途地域の都市計画変更または特別用途地区の指定と建築条例による建築物の用途の緩和が必要となる。

日野市マスタープランでは、南平体育館の充実化が求められており、今後のまちづくりは一律に用途地域を変更するのではなく、特別用途地区や地区計画を活用して進めるとしている。

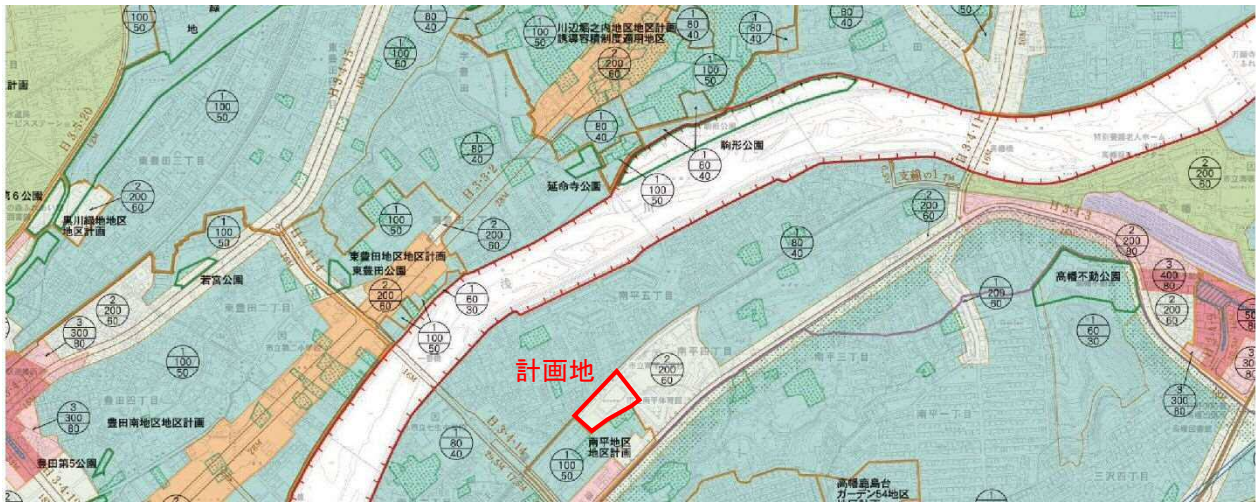
□集団規定

項 目		法令番	規 定																				
建築等に関する申請及び確認 (用途) (特殊建築物)		法 6 条、 同別表 1 令 115 条 の 3	スポーツ施設は、建築基準法における「特殊建築物」に該当するものとなる。以下のように、観覧席の有無により、法規上の用途が異なる。 観覧席を有しない場合、法別表第 1 (3) 項「体育館その他これらに類するもの（ボーリング場、スケート場、水泳場、又はスポーツの練習場）」。 観覧席を有する場合、計画内容により、法別表第 1 (1) 項「観覧場」となる。																				
耐火・準耐火		法 27 条	<table><tr><th colspan="2" rowspan="3"></th><th colspan="2">必要とする構造</th></tr><tr><th colspan="2">耐火建築物</th><th>耐火建築物又は準耐火建築物</th></tr><tr><th>当該用途に供する階</th><th>当該用途に供する部分の床面積</th><th>当該用途に供する部分の床面積の合計</th></tr><tr><td rowspan="2">用途</td><td>観覧場</td><td>3 階以上の階に設けるもの</td><td>客席床面積≧200 m² (屋外≧1,000 m²)</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>体育館</td><td>3 階以上の階に設けるもの</td><td></td><td>≧2,000 m²</td></tr></table>				必要とする構造		耐火建築物		耐火建築物又は準耐火建築物	当該用途に供する階	当該用途に供する部分の床面積	当該用途に供する部分の床面積の合計	用途	観覧場	3 階以上の階に設けるもの	客席床面積≧200 m ² (屋外≧1,000 m ²)		体育館	3 階以上の階に設けるもの		≧2,000 m ²
		必要とする構造																					
		耐火建築物		耐火建築物又は準耐火建築物																			
		当該用途に供する階	当該用途に供する部分の床面積	当該用途に供する部分の床面積の合計																			
用途	観覧場	3 階以上の階に設けるもの	客席床面積≧200 m ² (屋外≧1,000 m ²)																				
	体育館	3 階以上の階に設けるもの			≧2,000 m ²																		
第二章 特殊建築物	前面道路の幅員	東京都建築安全条例 第 10 条の 2	体育館：幅員 6m以上の道路に接し、かつ、当該道路に面して当該敷地の自動車の出入口を設けなければならない。ただし、建築物の周囲の空地の状況その他土地及び周囲の状況により知事が安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。																				
	道路に接する部分の長さ	東京都建築安全条例第 10 条の 3	特殊建築物の敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計に応じて、次の表に掲げる長さ以上道路(前条の規定の適用を受ける特殊建築物の敷地にあつては、同条の規定により接しなければならない道路)に接しなければならない。ただし、建築物の周囲の空地の状況その他土地及び周囲の状況により知事が安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。 <table><tr><th>特殊建築物の用途に供する部分の床面積の合計</th><th>長さ</th></tr><tr><td>五百平方メートル以下のもの</td><td>4 m</td></tr><tr><td>五百平方メートルを超え、千平方メートル以下のもの</td><td>6 m</td></tr><tr><td>千平方メートルを超え、二千平方メートル以下のもの</td><td>8 m</td></tr><tr><td>二千平方メートルを超えるもの</td><td>10m</td></tr></table>		特殊建築物の用途に供する部分の床面積の合計	長さ	五百平方メートル以下のもの	4 m	五百平方メートルを超え、千平方メートル以下のもの	6 m	千平方メートルを超え、二千平方メートル以下のもの	8 m	二千平方メートルを超えるもの	10m									
特殊建築物の用途に供する部分の床面積の合計	長さ																						
五百平方メートル以下のもの	4 m																						
五百平方メートルを超え、千平方メートル以下のもの	6 m																						
千平方メートルを超え、二千平方メートル以下のもの	8 m																						
二千平方メートルを超えるもの	10m																						

第八節 興行場等	客席の定員	東京都建築安全条例 第 40 条	この節の規定において興行場等の客席の定員を算定する方法は、次に定めるところによるものとする。 一 個人別に区画されたいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数値とする。 二 長いす式のいす席を設ける部分については、当該いす席の正面の幅を四十センチメートルで除して得た数値とする。 三 ます席又は栈敷席を設ける部分については、当該部分の床面積を〇・三平方メートルで除して得た数値とする。 四 立ち席を設ける部分については、当該部分の床面積を〇・二平方メートルで除して得た数値とする。												
	前面空地	東京都建築安全条例 第 42 条	興行場等の主要な出入口の前面には、〇・一平方メートルに客席の定員の数に乗じて得た面積以上の空地を設けなければならない。 2 耐火建築物である興行場等の前面に設けられる寄り付きで、次に掲げる要件に適合するものは、前項の規定の適用については、空地とみなす。 一 柱又は壁の類を有しないこと。 二 四・五メートル以上の高さを有すること。（平五条例八・全改） →主要な出入口の前面に客席数×0.1 m ² の空地を確保する。												
	客席部の出入口	東京都建築安全条例第 43 条	興行場等の各階の客席部の出入口は、次に定めるところによらなければならない。 <table border="1"><thead><tr><th>客席部の定員</th><th>出入口の数</th></tr></thead><tbody><tr><td>250 人以下のもの</td><td>2</td></tr><tr><td>251 人以上 500 人以下のもの</td><td>3</td></tr><tr><td>501 人以上 1000 人以下のもの</td><td>4</td></tr><tr><td>1001 人以上 2000 人以下のもの</td><td>5</td></tr><tr><td>2001 人以上のもの</td><td>6</td></tr></tbody></table> 一 出入口は、客席の定員に応じて上の表に定める数以上設けること。 二 出入口は、避難上有効に配置すること。 三 出入口の幅は、一・二メートル以上とすること。 四 出入口の幅の合計は、〇・八センチメートルに客席の定員の数に乗じて得た数値以上とすること。 五 出入口の床面は、これに接する廊下及び客席内の通路の床面と同じ高さとすること。（平五条例八・全改）	客席部の定員	出入口の数	250 人以下のもの	2	251 人以上 500 人以下のもの	3	501 人以上 1000 人以下のもの	4	1001 人以上 2000 人以下のもの	5	2001 人以上のもの	6
	客席部の定員	出入口の数													
	250 人以下のもの	2													
251 人以上 500 人以下のもの	3														
501 人以上 1000 人以下のもの	4														
1001 人以上 2000 人以下のもの	5														
2001 人以上のもの	6														
客用の廊下	東京都建築安全条例第 44 条	興行場等の客用の廊下は、次に定めるところによらなければならない。 一 客席の定員が三百人以上の階には、その客席の両側及び後方に互いに連絡する廊下を設け、客席に通ずる出入口を設けること。 二 廊下の幅は、客席の定員が五百人以下の場合は一・二メートル以上とし、五百人以上の場合は一・二メートルに五百人を超える百人以内ごとに十センチメートルを加えた数値以上とすること。 三 廊下の幅は、避難する方向に向かつて狭くしないこと。 四 床に高低がある場合は、次によること。 イ 勾こう配は、十分の一以下とすること。 ロ 階段状とするときは、段を連続させることとし、二段以下としないこと。（平五条例八・全改、平一一条例四一・一部改正）													
階段の構造	東京都建築安全条例第 45 条	興行場等の階段は、次に定めるところによらなければならない。 一 直通階段は、避難上有効に配置すること。 二 直通階段の幅の合計は、〇・八センチメートルに客席の定員の数に乗じて得た数値以上とすること。 三 階段には、回り段を設けないこと。（平五条例八・全改）													

3. 計画条件の整理

	屋外へ通ずる出入口等	東京都建築安全条例第 46 条	興行場等の屋外へ通ずる出入口は、次に定めるところによらなければならない。 一 避難上有効に二以上配置すること。 二 出入口のうち、一以上は第四十一条第一項の規定により接しなければならない道路に、その他のものは屋外の通路に面すること。 三 幅は、一・二メートル以上とすること。 四 幅の合計は、〇・八センチメートルに客席の定員の数を乗じて得た数値以上とすること。 2 出入口が面する屋外の通路の幅員は、その通路を使用する出入口の幅の合計以上としなければならない。 3 前項の通路は、道路に避難上有効に通ずるように設けなければならない。 (平五条例八・全改)																	
	用途制限	法 48 条、別表 2	本敷地は、現在第二種中高層住居専用地域である。 <table><tr><td>用途地域</td><td>体育館の建設</td><td>客席の設置</td></tr><tr><td>第二種中高層住居専用地域</td><td>不可</td><td>不可</td></tr><tr><td>第一種住居地域</td><td>当該用途部分 3000 m² 以内まで可</td><td>不可</td></tr><tr><td>第二種住居地域</td><td>可</td><td>不可</td></tr><tr><td>準住居地域</td><td>可</td><td>200 m²未満まで可</td></tr></table>			用途地域	体育館の建設	客席の設置	第二種中高層住居専用地域	不可	不可	第一種住居地域	当該用途部分 3000 m ² 以内まで可	不可	第二種住居地域	可	不可	準住居地域	可	200 m ² 未満まで可
用途地域	体育館の建設	客席の設置																		
第二種中高層住居専用地域	不可	不可																		
第一種住居地域	当該用途部分 3000 m ² 以内まで可	不可																		
第二種住居地域	可	不可																		
準住居地域	可	200 m ² 未満まで可																		
	容積率	法 52 条	法定以下 (200%)																	
	建蔽率	法 53 条	法定以下 (70% ： 60% + 10% 角地緩和)																	
	高さ制限	法 56 条	道路斜線：勾配 1.25、適用距離 20m 隣地斜線：立上り 20m + 勾配 1.25 北側斜線：立上り 5m + 勾配 1.25 高度地区：第 2 種（立上り 5m + 勾配 1.25)																	
	日影規制	法 56 条の 2	第二種中高層住居専用地域：日影時間 3/2 時間 規制対象：高さ 10m 以上 測定面までの高さ：4m																	



用途地域				日影規制			
用途地域種別				規制される日影時間			
用途地域種別	表示	容積率	高度地区	防火および準防火地域	日影が規制される建築物	規制される日影時間	
						敷地境界線からの水平距離 5mをこえ10m以内	高さ水平面 10mをこえる (平均地盤面からの高さ)
第1種低層住居専用地域		30	50	指定なし	軒高が7mをこえる建築物または地上3階以上の建築物	(一) a	3時間以上
		30	60			(二) b	2時間以上
		40	80				2時間以上
		50	100				2.5時間以上
		50	150				2.5時間以上
第1種中高層住居専用地域		40	100	準防火	高さが10mをこえる建築物	(一) d	3時間以上
		50	100			(一) e	2時間以上
		50	150				2時間以上
		50	150				2.5時間以上
		60	200				2.5時間以上
第2種中高層住居専用地域		50	100	第1種	高さが10mをこえる建築物	(一) e	2.5時間以上
		60	200				
第1種住居地域		60	200	第2種	高さが10mをこえる建築物	(一) e	2.5時間以上
		60	200				
第2種住居地域		60	200	第1種	高さが10mをこえる建築物	(一) e	2.5時間以上
		60	200				
準住居地域		60	200	第2種	高さが10mをこえる建築物	(一) e	2.5時間以上
		60	200				
準工業地域		60	200	第3種	高さが10mをこえる建築物	(二) f	3時間以上
		80	300				
近隣商業地域		80	300	指定なし	高さが10mをこえる建築物	(二) f	3時間以上
		80	300				
工業地域		60	200	指定なし	高さが10mをこえる建築物	(二) f	3時間以上
		80	300				
商業地域		80	400	防火	高さが10mをこえる建築物	(二) f	3時間以上
		80	400				
		80	500				

凡例

	市街化区域・市街化調整区域境界
	地域・地区境界線
	生産緑地地区
	都市計画道路
	多摩都市モノレール
	駐車場
	都市計画河川
	都市計画公園・緑地
	特別緑地保全地区
	区画整理区域
	地区計画
	一団地の住宅施設
	高層地区 (第1種) (100%) 中層地区 (第2種) (100%) 低層地区 (第3種) (50%)
	宅地造成工事規制区域
	都立多摩丘陵自然公園
	多摩丘陵北部近郊緑地保全区域

(2) 消防法

消防法におけるスポーツ施設のとらえ方は、基本的には建築基準法の考え方に従うものではあるが、施設の規模や大小にかかわらず、観客席の有無によって規定内容が明確に区別されている。本施設の観覧席については、大会時の休憩場所としての利用を想定しており、イベント等興行的な催事を想定していない。扱いについては、今後消防との協議によるものである。

□ 消防法「政令別表第一に掲げる防火対象物の定義等（スポーツ施設関連）」

※東京消防庁監修「予防事務審査・検査基準 平成13年改訂版」より

項目	定義	該当用途例	補足事項
(1)項イ	4 観覧場とはスポーツ、見世物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であつて、客席を有するものをいう。	客席を有する各競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）	1. 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で…（略）…、スポーツ等を観覧できるものであること 2. 客席には、いす席、座り席、立ち席が含まれるものであること 3. 小規模な選手控席のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること 4. 事務所の体育施設等で、公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないこと
(15) 項	その他の事業場とは、(1) 項から (4) 項までにあげる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であること、非営利的事業であることを問わず、事業活動の専ら行われる一定の施設をいう	…（略）…体育館、ゴルフ練習場、水族館、屋内ゲートボール場（観覧席がないもの）、ミニゴルフ場	3. 観覧席（小規模な選手控席を除く）を有しない体育館は本項に該当するものであること

□ 「複合用途の判定」（消防庁通達第41号、昭50.4.15）

用途の内容	判定内容
主・従用途を有する施設	以下の①～③全てに当てはまる場合を除き、複合用途扱いとなる ① 管理権限を有するものが、主・従用途各々同一である ② 主・従用途において共に利用者が同一であるか又は密接な関係にある ③ 主・従用途において共に利用時間がほぼ同一である 注：主・従用途とは…主にスポーツ施設では以下のものが考えられる ・主用途＝体育室、客席、ロビー、切符売場、更衣室、器具庫など ・従用途＝利便に供される部分：食堂、売店、専用駐車場など ・密接な関係にある部分：展示室、会議室、ホールなど
主・従用途の関係にないものが混在する施設	以下の①～②全てに当てはまる場合を除き、複合用途扱いとなる ① 主用途に供される部分の床面積が延べ面積の90%以上である ② 主用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である 注：主用途あるいは、それ以外の独立した用途に供される部分の両者に共用される以下のものは、各々の面積に応じ按分される ・玄関、ロビー、廊下、E V等 ・設備室、ダクトスペース等

□「消防法政令別表第一（16）項に係る判断基準」（消防庁通達、昭 51. 4. 8）

以下の①～②全てに当てはまる場合、特定用途が存在する施設であっても（16）項として扱う

- ① 特定用途部分の床面積の合計＜延べ面積×10%
- ② 特定用途部分の床面積の合計＜300 m²

（3）興行場法

興行場法で、興行場とは「映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に観せ又は聞かせる施設」をいう（法 1 条）。興行場法は、興行場を公衆衛生上の見地から規制する法律で、都条例により換気、便所、照明、防湿等の詳細な衛生基準が設けられている。以下、本施設の扱いについては、今後都との協議によるものである。

項 目	法令番号	規 定
興行場法	法第 2 条	業として興行場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 →都道府県知事の許可を得る必要がある。
興行場法	法第 3 条	1 営業者は、興行場について、換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じなければならない。 2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

※設計段階では上記条例の詳細規定に従い計画する必要がある。

(4) 駐車場法、東京都駐車場条例

駐車場の出入口の設置基準が設けられており、駐車料金を徴収する場合は届出が必要となる。

項 目	法令番号	規 定
設置の届出	法第 12 条	都市計画区域内において、路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m ² 以上であるものの路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、また同様とする。 →駐車料金を徴収する場合は都道府県知事に届け出必要がある。
自動車の出入口及び入口に関する技術的基準	令第 7 条	自動車の出口及び入口に関するものは、次のとおりとする。 1 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。 イ 道路交通法第 44 条各号に掲げる道路の部分 ロ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から 5m 以内の道路の部分 ハ 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 20m 以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右 20m 以内の部分を含む。） ニ 橋 ホ 幅員が 6m 未満の道路 →上記以外の部分に出入口を設ける。
建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置	駐車場法第 20 条	2 地方公共団体は、駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域（周辺地域）内で条例で定める地区内、又は周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であつて自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内若しくは自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区内において、特定部分の延べ面積が 2,000 m ² で条例で定める規模以上の建築物を新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。 3 前 2 項の延べ面積の算定については、同一敷地内の 2 以上の建築物で用途上不可分であるものは、これを一の建築物とみなす。
建築物を新築する場合の駐車施設の附置	東京都駐車場条例第 17 条	周辺地区または自動車ふくそう地区の特定用途（体育館）に供する部分の床面積が 2000 m ² 以上に該当するので $5682.46 \text{ m}^2 / 300 = 18.94$ （台）以上の附置が必要。
荷さばきのための駐車施設の附置	東京都駐車場条例第 17 条の 2	周辺地区または自動車ふくそう地区の特定用途（体育館）に供する部分の床面積が 3000 m ² 以上に該当するので $1 - (6000 - 5682.46) / (2 \times 5682.46) = 0.972$ （台）の附置が必要。

(5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）、高齢者・障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）または、日野市ユニバーサルデザイン推進条例

計画基準の具体的な内容については、各都道府県で条例により明示されており、確認申請の手続きをとる以前の計画段階に、事前協議の手続きを踏むこととなる。また、日野市ユニバーサルデザイン推進条例においては、整備基準への適合状況の確認が義務付けられており、整備基準及び遵守基準は東京都福祉のまちづくり条例及び規則と同様で、東京都への届出に代わり、日野市ユニバーサルデザイン推進条例の届出が必要となる。

項 目	法令番号	規 定
定義	法第2条17	この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑩ 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であつて、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
特別特定建築物	令第5条	法第2条第17号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。 3 劇場、 <u>観覧場</u> 、映画館又は演芸場 11 <u>体育館</u> （一般公共の用に供されるものに限る）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る）若しくはボーリング場又は遊技場 →「特別特定建築物」に該当する。
特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等	法第14条	1 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。
基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模	令第9条	法第14条第1項の政令で定める規模は、 <u>床面積の合計2,000㎡とする。</u> → <u>2,000㎡以上の観覧場、体育館及び水泳場であるため、「特別特定建築物」に定義され、「利用円滑化基準」に適合させる義務がある。</u>
特別特定建築物に追加する特定建築物	建築物バリアフリー条例 第3条	4 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（令第5条第十一号に規定する特定建築物を除く。）
特定都市施設の整備	日野市ユニバーサルデザイン推進条例 第4章 第19条 第20条	都市施設で規則で定める種類及び規模のものの新設又は改修をしようとする者は、整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるものを遵守するための措置を講じなければならない。 11 運動施設又は遊技場等 <u>体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場など</u> →1000㎡以上は特定都市施設となり、新設の際に整備基準への適合遵守義務があり、工事着手前の届出が必要。

その他、細部に関する単体規定（廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内通路、駐車場等）については、具体的な検討が基本設計段階以降となるため、ここでは割愛する。

(6) 都市計画法、東京都環境局緑化計画、日野市まちづくり指導基準

敷地面積が 5000 m²以上あるため、東京都の緑化基準により決められた緑地及び屋上緑化が必要となる。

項 目	法令番号	規 定
定義	法第4条	2 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう <u>土地の区画形質の変更</u> をいう。
開発行為の許可	法第29条	市街化区域等内で開発行為を使用とする場合は、あらかじめ都知事の許可を受けなければならない。 ※ ただし、 <u>下記に該当する場合は除く。</u> 四項 <u>国、都道府県、指定都市等、地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理する事とされた市町村等が行う開発行為</u> →開発行為に該当しない。
東京における自然の保護と回復に関する条例	東京都環境局緑化基準	(1) 地上部の緑化基準 敷地面積が 5,000 平方メートル以上(国及び地方公共団体が有する敷地の場合は、1,000 平方メートル以上) 次の A 又は B によって算出された面積のうち小さい方の面積以上 A : (敷地面積－建築面積) × 0.25 B : {敷地面積－(敷地面積×建ぺい率×0.8)} × 0.25 (2) 建築物上の緑化基準 敷地面積が 5,000 平方メートル以上(国及び地方公共団体が有する敷地の場合は、1,000 平方メートル以上) 次の D によって算出された面積以上 D : 屋上面積×0.25 (3) 接道部緑化基準 敷地のうち、道路(公道、私道の別を問わず通常一般の通行の用に供される道、通路等)に接する部分の長さに、「接道部緑化基準」を乗じて得た長さ以上 敷地面積 3,000 m ² 以上 1 万 m ² 未満、指定施設以外 : 6/10
緑化の推進	日野市まちづくり指導基準	第 25 条 条例第 57 条第 1 項第 1 号から第 9 号までに規定する開発事業の計画及び施行に当たっては、敷地面積の 2 パーセント以上を緑化するものとする。なお、その算出は、高木 1 本につき 3 平方メートル、中木 1 本につき 2 平方メートル、低木 1 本につき 1 平方メートルとする。 2 事業者は、開発事業区域内の緑化計画に当たり既存樹木等が存する場合は、その存する土地を公園等として配置するなどの配慮をし、既存樹木等を保存又は移植をし、可能な限り緑の保全に努めるものとする。 3 事業者は、屋上緑化、ベランダ緑化、壁面緑化等により建築物の緑化に努めるものとする。なお、この場合、第 1 項に規定する緑化面積の対象とすることができる。 4 事業者は、東京における自然の保護と回復に関する条例を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

(7) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）(H27.9.9改正)

床面積の合計が 2000 m²以上の大規模な建築物に該当するため、届出が必要となる。

項 目	法令番号	規 定
建築物の建築をしようとする者等の努力	法第72条	次に掲げる者は、基本方針の定めるところに留意して、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備に係るエネルギーの効率的利用のための措置を適確に実施することにより、<u>建築物に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。</u> 一 <u>建築物の建築をしようとする者</u> 二 建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合にあっては、管理者） 三 建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替をしようとする者 四 建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとする者
第一種特定建築物に係る届出、指示等	法第75条	1 次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該各号に係る建築物の設計及び施工に係る事項のうちそれぞれ当該各号に定める措置に関するものを<u>所管行政庁に届け出なければならない。</u>これを変更しようとするときも、同様とする。 一 特定建築物のうち建築物に係るエネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模以上のもの（以下「第一種特定建築物」という。）の新築（住宅事業建築主が第一種特定建築物である特定住宅を新築する場合を除く。）若しくは政令で定める規模以上の改築又は建築物の政令で定める規模以上の増築 当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置 5 第一項の規定による届出をした者（届出をした者と当該届出に係る建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者とし、当該建築物が譲り渡された場合にあっては譲り受けた者（譲り受けた者と当該建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者）とする。）は、国土交通省令で定めるところにより、定期的に、その届出に係る事項に関する当該建築物の維持保全の状況について、<u>所管行政庁に報告しなければならない。</u> 7 前各項の規定は、法令若しくは条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより第七十三条第一項に規定する措置をとることが困難なものとして政令で定める建築物又は仮設の建築物であつて政令で定めるものには、適用しない。
第一種特定建築物の規模等	令第17条	法第七十五条第一項第一号 の特定建築物のうち建築物に係るエネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模は、床面積の合計が二千平方メートルであることとする。 <u>→床面積の合計が2000 m²以上でありエネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある大規模な特定建築物に該当する。</u>

(8) その他条例

本計画では下記条例に基づき、関係各課との協議の上計画を進めるものとする。

◇日野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

第1章 総則	第2条	定義	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 中高層建築物 次に掲げる建築物をいう。 ア 高さが10メートルを超える建築物
	第4条	当事者の責務	建築主は、紛争を未然に防止するため、中高層建築物の建築を計画するに当たっては、周辺的生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない。 2 建築主及び関係住民は、紛争が生じたときは相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって、自主的に解決するよう努めなければならない。
第2章 紛争の予防	第5条	標識の設置等	建築主は、中高層建築物を建築しようとするときは、関係住民に建築に係る計画の周知を図るため、当該建築敷地の見やすい場所に規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。 2 建築主は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。
	第6条	説明会等の開催	建築主は、中高層建築物を建築しようとするときは、建築に係る計画の内容について、説明会その他の方法により隣接地住民に説明しなければならない。ただし、規則で定める事由に該当するときは、この限りでない。 2 建築主は、周辺住民から説明会等の開催の申出があったときは、説明会その他の方法により説明をしなければならない。
	第7条	報告	建築主は、前条の規定により行った説明会等の内容を規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

◇日野市環境基本条例

第1章 総則	第6条	事業者の責務	事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。 2 事業者は、事業活動を行うに当たって、土地の形質の変更、工作物の新築又は改築等、木竹の伐採及び水面の埋立て等を行おうとするときは、あらかじめ当該行為の環境に及ぼす影響に配慮するよう努めなければならない。
--------	-----	--------	--

			3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、市と協力して環境の保全等に努めるものとする。
第4章 事業者の義務等	第19条	事業者の義務	事業者は、第10条に規定する環境配慮指針を尊重して、事業を行わなければならない。

◇日野市清流保全―湧水・地下水の回復と河川・用水の保全―に関する条例

第1章 総則	第7条	事業者の責務	事業者は、第1条の目的を達成するために、用水等に係る事業を行うときは、市が求める整備手法に協力しなければならない。また、事業排水の適正な処理や地下水の適正利用に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。 2 事業者は、湧水及び地下水の保全のために必要な措置を講ずるとともに、市が実施するこれらの保全に関する施策に協力しなければならない。
第3章 水量確保	第10条	用水等の年間通水	事業者は、雨水の流出抑制及び地下水の涵養のため、宅地造成工事規制区域を除いて、その敷地内において、雨水浸透施設の設置に努めなければならない。また、宅地造成工事規制区域内にあっては、雨水の流出を抑制するため、雨水貯留施設の設置に努めなければならない。
第4章 地下水脈の確保	第11条	湧水・地下水脈の確保	建築物及びその他工作物の新築並びに土地の改変を伴う工事等の行為を施す者は、地下水脈や湧水への影響を極力避けるよう努めなければならない。また、湧水や地下水の保全の施策に支障を及ぼさないように配慮しなければならない。
	第12条	地下水影響工事に係る措置	2 建築物及びその他工作物の新築並びに土地の改変を伴う工事等の行為を施す者は、市から前項に掲げる調査資料の提出を求められたときは、速やかに、これを提出しなければならない。 4 建築物及びその他工作物の新築並びに土地の改変を伴う工事等の行為を施す者は、地下水影響工事により、湧水及び地下水の水質、水位及び流動に影響を与えるおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを解消し、また、影響を最小限にとどめるための措置を講じなければならない。また、湧水及び地下水に影響を与えるおそれがある区域の住民に状況・経過等の説明を行わなければならない。
第5章 禁止行為	第13条	用水等での禁止事項	何人も、用水等において、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 土砂、石、竹木、ごみ、汚濁物及び廃棄物等を投棄すること。 (2) 駐車場、駐輪場、資材置場及び生活用品置場等として占用すること。

3. 計画条件の整理

		2 何人も、用水等において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、やむを得ず次に掲げる行為を行う場合には、市や近隣住民等の理解を求めなければならない。 (1) 農業以外の行為として、流水をせき止め、又は流水を外に引き込むこと。 (2) 農業以外の行為として、流水を動力ポンプ等を使用してくみ上げること。 (3) 用水等に生息する水生生物に影響を与える工事を行うこと。 3 何人も、用水等において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、やむを得ず次に掲げる行為を行う場合には、土地改良区又は用水組合の同意を求め、市の許可を受けなければならない。 (1) 用水等の管理施設を破壊し、又は撤去すること。 (2) 用水等を暗渠にし、又は縦断して占用すること。 (3) 生活又は事業に起因する排水を排出すること。 4 何人も、前各項に掲げるもののほか、他人に迷惑を及ぼす行為又は用水等の保全若しくは利用に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。
--	--	---

3-2 都市計画法の用途制限に対する対応

(1) 方針

現在の場所に観覧席付きの体育館を建てることは、用途地域上不可能であることから、特別な許可や用途の変更が必要となる。

方法として、①特別用途地区による用途の緩和、②用途地域の変更と建築許可申請より許可を得るやりかた、③地区計画による用途の緩和の3つの方法が考えられる。

今回は、将来的にも住環境が確保され、住宅地との調和も保たれることから、特別用途地区による用途緩和にて計画を進めることが適切であると考えられる。

(2) 手法比較

それぞれによる比較表を下記に示す。

比較する手法	① 特別用途地区（緩和型） （第二種中高層住居専用地域）	② 特別用途地区（規制型） （近隣商業地域）	③ 48条ただし書き許可 （第二種中高層住居専用地域）
根拠法令	・都市計画法第9条第13項 ・建築基準法第49条第2項	・都市計画法第9条第13項 ・建築基準法第49条第1項	・都市計画法第48条第6項、第14項
手法の特徴	・該当用途地域を補完し、特別の目的から特定の用途による土地利用の増進、環境の保護等を図るために定めるもの ・建築物の用途について地区の特性に応じた規制の強化又は緩和を行うことができる。 ・緩和及び規制の内容は条例に定める。 ・緩和型では、条例化に際し、国土交通大臣の承認が必要となる（承認権限は地方整備局長に委任されている。一本件の場合は関東地方整備局長）		・当該用途地域内では建築が不可能な建築物について、特定行政庁が、それぞれの当該地域の環境や利便を害するおそれがないと認めるものや公益上やむを得ないと認めた場合、建築が許可される。 ・公聴会、建築審査会の開催が必要となる。 ・許可するのは特定行政庁
用途地域	第二種中高層住居専用地域	近隣商業地域	第二種中高層住居専用地域
指定の目的	主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域	住居の環境を保護するため定める。
容積率	200%以下	300%（原則） 400%（鉄道駅周辺又は幹線道路沿いの区域で、高度利用を図る区域） 200%以下（第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域に囲まれた区域）	200%以下
建ぺい率	60%	80%（原則） 60%（地域特性に応じて指定可）	60%（原則） 60%以下（地域特性に応じて指定可）
高度地区	第二種高度地区（原則） 第一種高度地区（周辺環境の保護を図る場合）	第二種高度地区（容積率200%以下の区域にて原則） 第一種高度地区（容積率150%以下の場合にて指定可） 第三種高度地区（容積率300%の区域）	第二種高度地区（容積率200%以下の区域にて原則） 第一種高度地区（周辺環境の保護を図る場合にて指定可）
防火地域	準防火地域（原則） 防火地域（容積率200%の区域で市街地の安全性の向上を図る区域にて指定可）	防火地域（容積率400%以上） 防火地域（容積率300%以下で市街地の安全性の向上を図る区域にて指定可） 準防火地域（その他）	準防火地域 防火地域（容積率200%以上の区域で市街地の安全性の向上を図る区域にて指定可）
日影規制	3h-2h/4m 4h-2.5h/6.5m 5h-3h/6.5m	4h-2.5h/4m 4h-2.5h/6.5m 5h-3h/6.5m	3h-2h/4m 4h-2.5h/6.5m 5h-3h/6.5m

3. 計画条件の整理

比較する手法		特別用途地区（緩和型） （第二種中高層住居専用地域）		特別用途地区（規制型） （近隣商業地域）		48 条ただし書き許可 （第二種中高層住居専用地域）	
規則基準	振動	時間の区分	振動の大きさ	時間の区分	振動の大きさ	時間の区分	振動の大きさ
		（午前 8 時～午後 7 時）	60 デシベル	（午前 8 時～午後 7 時）	65 デシベル	（午前 8 時～午後 7 時）	60 デシベル
		（午後 7 時～翌日午前 8 時）	55 デシベル	（午後 7 時～翌日午前 8 時）	60 デシベル	（午後 7 時～午前 8 時）	55 デシベル
		〔参考〕振動の大きさの例 ・ 55 デシベル以下＝人は揺れを感じない ・ 55～65 デシベル＝屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる					
	騒音	時間の区分	音量	時間の区分	音量	時間の区分	音量
		（午前 6 時～午前 8 時）	45 デシベル	（午前 6 時～午前 8 時）	55 デシベル	（午前 6 時～午前 8 時）	45 デシベル
		（午前 8 時～午後 7 時）	50 デシベル	（午前 8 時～午後 7 時）	60 デシベル	（午前 8 時～午後 7 時）	50 デシベル
		（午後 7 時～午後 11 時）	45 デシベル	（午後 7 時～午後 11 時）	55 デシベル	（午後 7 時～午後 11 時）	45 デシベル
		（午後 11 時～午前 6 時）	45 デシベル	（午後 11 時～午前 6 時）	50 デシベル	（午後 11 時～午前 6 時）	45 デシベル
		〔参考〕騒音の大きさの例 ・ 50 デシベル＝静かな事務所 ・ 60 デシベル＝静かな乗用車、普通の会話					
	悪臭	悪臭物質の状態	臭気指数	悪臭物質の状態	臭気指数	悪臭物質の状態	臭気指数
		気体	10	気体	12	気体	10
		気体（高さ 15m 以上にある 排出口から排出する場合）	$q_c=275 \times H_o^2$	気体（高さ 15m 以上にある 排出口から排出する場合）	$q_c=436 \times H_o^2$	気体（高さ 15m 以上にある 排出口から排出する場合）	$q_c=275 \times H_o^2$
		気体（高さ 15m 未満にある排 出口から排出する場合）	22～31	気体（高さ 15m 未満にある排 出口から排出する場合）	24～33	気体（高さ 15m 未満にある排 出口から排出する場合）	22～31
		液体	26	液体	28	液体	26
	注： q_c = 排出ガスの臭気排出量（ m^3 ／分） H_o = 排出口の実高さ（ m ）						
周辺環境への影響		上記比較の通り、振動・騒音の規定値は、近隣商業地域と第二種中高層住居専用地域にて、人が体感できるレベルでの違いとなることがわかる。このことから、近隣商業地域を指定した場合、第二種中高層住居専用地域に比べ、周辺の住環境へ与える影響は大きいと考えられる。					

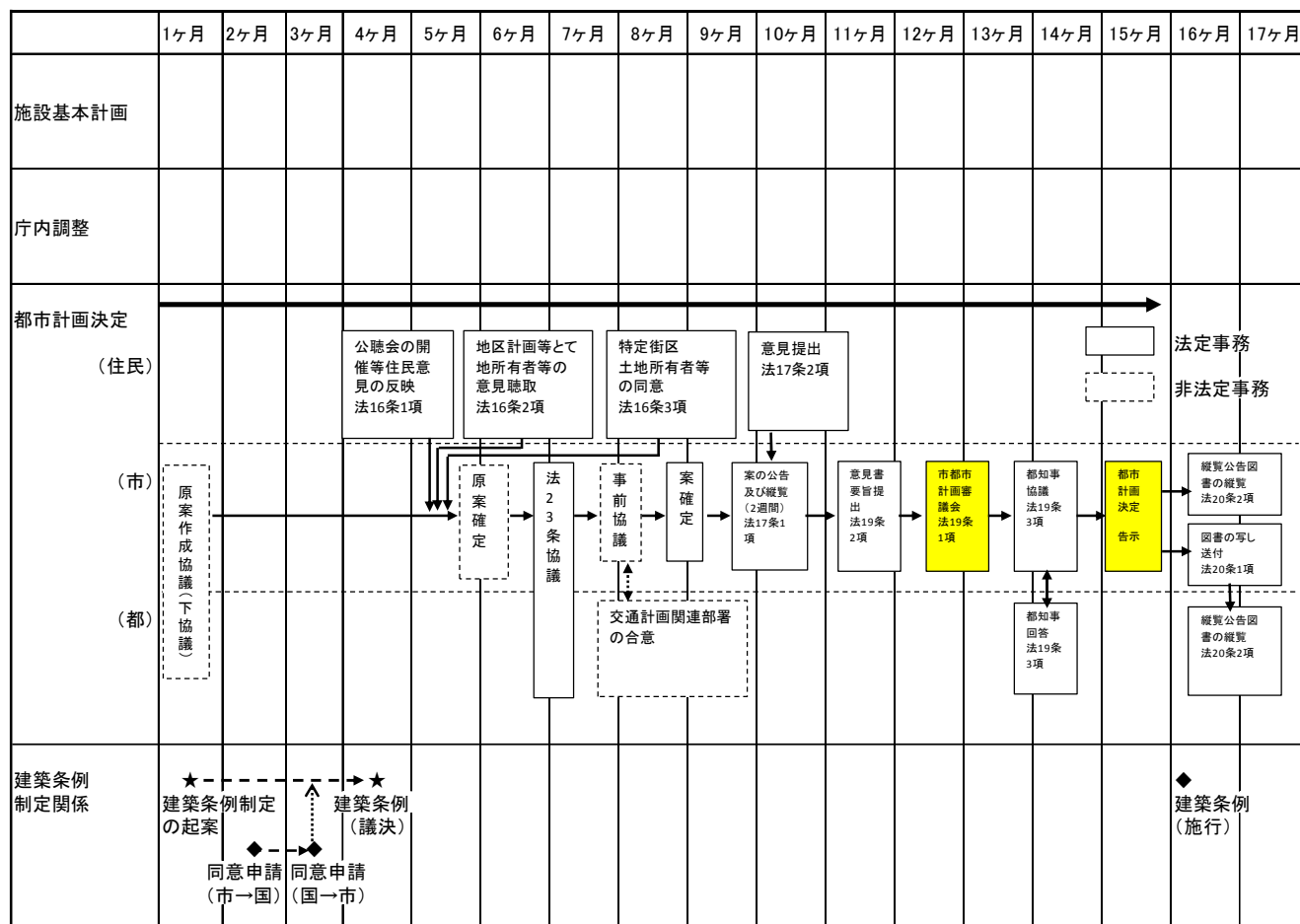
- ・振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準
- ・騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準
- ・悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準（日野市）

比較する手法	特別用途地区（緩和型） （第二種中高層住居専用地域）	特別用途地区（規制型） （近隣商業地域）	48条ただし書き許可 （第二種中高層住居専用地域）
メリット	・住居系の用途地域なので、西側住宅地との調和がとれる ・将来的にも、住環境が確保される ・特別用途地区を定めることにより、南平体育館の整備構想に合わせた建築が可能となる	・規制型は国土交通大臣の承認は必要なく、条例化できる ・南平体育館の整備構想に合わせた建築が確実となる	・住居系の用途地域なので、西側住宅地との調和がとれる ・都市計画としての手続きは必要ない
課題	・条例化に際し、国土交通大臣の承認が必要	・周辺環境への影響 ・都市計画マスタープランとの整合	・許可の可否については、特定行政庁の判断による ・公聴会の開催、建築審査会の同意が必要
施設の建築の確実性	○ （特別用途地区の指定により建築可能）	○ （近隣商業地域の指定により建築可能）	△ （ただし書き許可が下りない可能性も有）
総合評価	○	×	×
市の見解	本地区については、上位計画との整合性及び周辺環境との調和を総合的に判断し、「第二種中高層住居専用地域＋特別用途地区（緩和型）」を定める方向で検討を進めたい。		

(3) 特別用途地区について

①スケジュール

下記に、一般的な特別用途地区の制定スケジュールを示す。



②申請書類

下記に、特別用途地区の申請書類を示す。

	平成	年	月	日
国土交通省関東地方整備局長 様				
	申請者	〇	〇	市長
特別用途地区建築条例大臣承認申請書				
標記の件について、建築基準法第49条第2項の規定により承認をいただきたいので、 関係書類を添付し申請致します。				

申請書類一覧

1. 理由書
2. ○○地区建築条例（案）
3. 参考資料
 - イ 書類
 - 1) 上位計画の位置付け
 - 2) 緩和対象用途の建築物の概要書
 - 3) 緩和対象用途の建築物の分類表
 - ロ 図面
 - 1) 用途地域図
 - 2) 建築物用途別現況図
 - 3) 緩和対象用途の建築物の分布図
 - ハ 資料
 - 1) 都市計画策定の経緯の概要

〇〇体育館建築条例（案）

平成●年●月●日条例第●号

〇〇体育館建築条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第2項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に掲げる特別用途地区として定める〇〇地区内における建築物の建築の制限の緩和に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

（適用区域）

第3条 この条例は、都市計画法第20条第1項の規定による〇〇地区に係る都市計画の決定の告示があった区域について適用する。

（〇〇地区内の建築制限の緩和）

第4条 〇〇地区内においては、法第48条第4項の規定にかかわらず、次に掲げる建築物を建築することができる。

（1）運動施設の用途に供する観覧場で客席の部分の床面積の合計が〇〇平方メートル以内のもの

（2）床面積の合計がそれぞれ〇〇平方メートル以内の運動施設

（3）〇〇地区内の建築物に附属する〇階以下の自動車車庫

（委任）

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

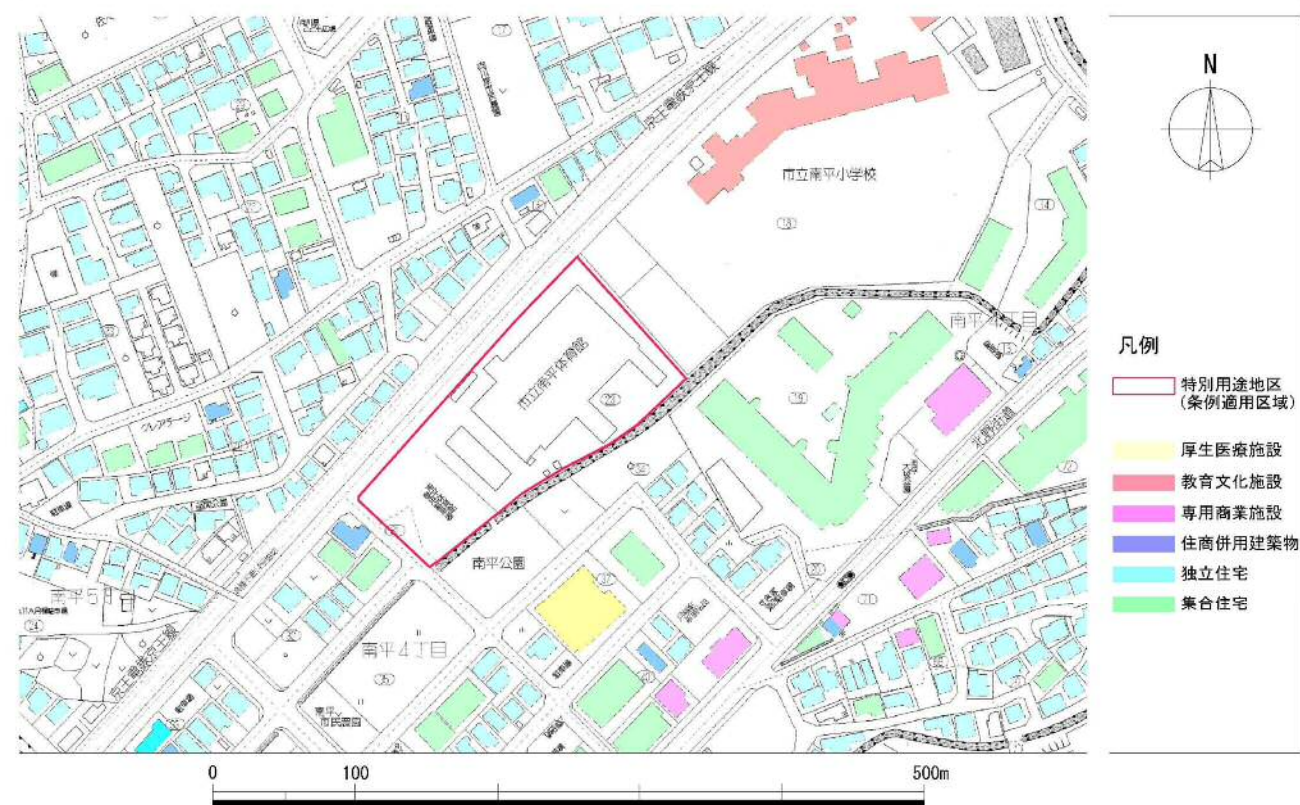
この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成●年●月規則第●号で、同●年●月●日から施行）

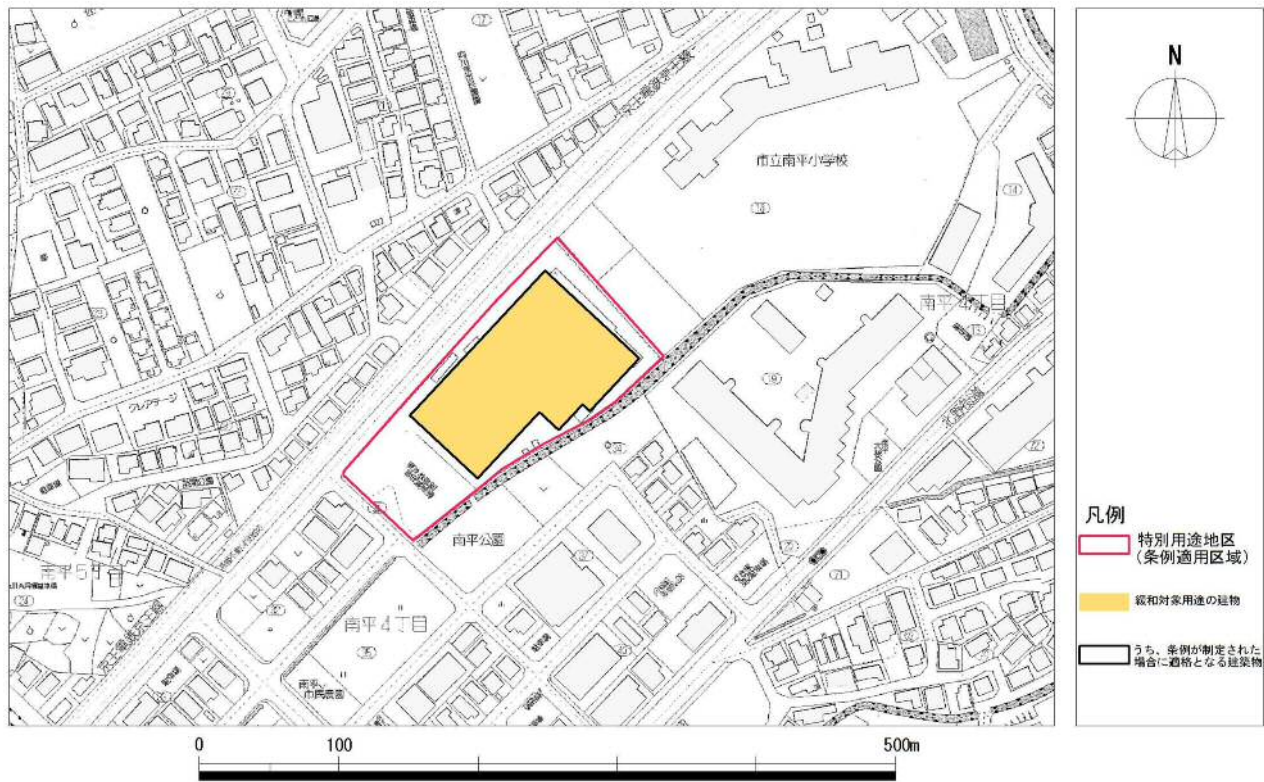
1) 用途地域図



2) 建築物用途別現況図



3) 緩和対象用途の建築物の分布図



3-3 関係者ヒアリング

以下に、日野市体育協会に属するスポーツ団体からの要望を整理する。

室名	要望	
アリーナ	・メインアリーナは卓球台28台(7×4列)設置可能な広さとする ・照明を明るくする。冷暖房完備	卓球連盟
	・バドミントンコート6面以上にしたい ・コートの回りにもう少し余裕をほしい ・アリーナ内に椅子がほしい。壁の面に作るといい ・壁の色はシャトルが見やすい濃い色にしてほしい ・上の観客席は狭くてもいいので1周歩けるようにしてほしい ・空調を付けてほしい。それが無理なら、更衣室にクーラーを付けてほしい	バドミントン連盟
	・アリーナ バレーコート2面 ・9人制男子(一般) 長さ21m 幅10.5m ・9人制女子(一般・家庭婦人) 長さ18m 幅9m ・客席の設置(500人以上) ・競技用具の置き場の設置	バレーボール連盟
	・バスケットボールコート2面 36m×46m 内訳バスケットボールコート28m×15m 周辺4m ・電光掲示板(得点、ショットクロック、タイマー)	バスケットボール連盟
	・現在コートとコートの間隔が狭くて、ラケットとラケットがぶつかって危険なので、コート間を広くしてほしい ・冷暖房の設備 ・アリーナに観覧席を設置してほしい	ミニテニス協会
	・1Fのホールに隣接する所に、椅子・机等の収納場所を確保してほしい。机・椅子に関してはキャスター付で移動可能。準備しやすいように。(数：椅子150脚、机10個は準備してほしい) ・全館冷暖房完備に ・観覧席の設置(席は階段式) ・ホールの床のラインは最小必要限度に ・床はクッション性のある木張り ・防音装備完備 ・片面壁を鏡張りにする(二重壁で隠すこともできるように) ・放送設備は会場が見渡せる位置に(フロアと行き来できる所に) ・横断幕の取り付けやすいように 時計2か所以上の設置	ダンススポーツ連盟
	・メインアリーナはバドミントンコート10面以上の設置 ・天井照明をLED高天井用照明器具とし、省エネとする。眩しさを軽減するため設置場所により、縦ルーバ、横ルーバを器具に付ける 床は高弾性衝撃吸収シートとし、スポーツ時の衝撃を吸収し脚や膝への負担を軽減する ・観客席の設置。座席からアリーナに直接入れるように階段出入口の設置	インディアカ協会
	・フットサルコートの新設 ・コートの周りに、緩衝用ネットが張れるように、またラインを引いていただけるようにお願いします。 ・ホールの大きさが不明なのですが、できたら、小さくても練習用を2面、大会(正式試合)用を(練習用コートを横にして合わせて)1面お願いします。	サッカー連盟
	・バスケットコート 公式2面 及びバレーボールコート 公式2面 ・2階又は3階へ周回ランニング走路(コーナーを丸めて)を設置 ・2m50cm幅、追い越しが可能のように。	日野市体育協会
	・アリーナの空間に見合った能力の空調設備 ・アリーナのコート面数の増加、アリーナ面積の拡大	ビーチボール協会
	・観客席の設置	アーチェリー協会
サブアリーナ	・サブアリーナ バレーコート1面	バレーボール連盟
	・バドミントンコート2面程度のサブアリーナ	インディアカ協会
	・公共施設としては国体リングを活用すべく都内唯一のボクシングリング設置を希望。 ・サブアリーナ(武道場あるいはトレーニング場)の隣に置き通常使用でき、各種大会には移動できてサンドバック等の設備を充実して生涯スポーツとしては特にシニア層の個人使用を促進したい。 又、リング上は競技スポーツと限定しなくとも、ダンス及び文科系サークルの利用ができる。	ボクシング連盟

3. 計画条件の整理

剣道場	・メインアリーナとは別に、卓球場(常時卓球台10台)を設ける(卓球協会)	卓球連盟
	・剣道の試合場11m×11mが2面揃った広さの武道場がほしい。現状の剣道場+柔道場の広さなので、状況によって畳を敷いたり、片付けたりしても良いと思う ・武道場(剣道)の床は、コンクリート直接ではなく、スプリングの利いたものにしてほしい(足・関節を痛めないため) ・剣道場については、ワックス等を塗らず素板でお願いしたい(素足で行う剣道は、すり足を基本としますが、ワックス等を塗ると滑らず足指を骨折する可能性がある。また、汗をかいた場合、滑ってしまい、怪我につながってしまう) ・武道場が狭く、また、剣道場で卓球台を使用しているため床の痛みが激しい。また、怪我防止のために、稽古開始前に剣道場にある卓球台と衝立を全て場外へ移動し、稽古後にまた全て元に戻さなければならない。剣道場を卓球場としての利用はやめてほしい。	剣道連盟
柔道場	・畳敷きなどの作業が不要になるよう、柔道場(武道場)を完備して頂きたい。 ・怪我防止の為、スプリングを備えた柔道場(武道場)にして頂きたい。また、試合中に勢いあまって場外に出てしまうことがある為、柱などをクッション材にて覆うような処置をしていただきたい	柔道連盟
	・柔道場でもバドミントンができるように天井を高くしてほしい	バドミントン連盟
	・武道場の併設をお願いします。師範控え室を設置をお願いします。 ・道場サイズ18m×36m以上 ・主競技場：サイズ36m×50m以上 ・観客席：100名以上	空手道連盟
	・伝統文化の継承、青少年健全育成等を目的とする。日野市独自(公設)の武道館建設をお願い致します。	少林寺拳法連盟
	・武道場の広さが基準よりも狭いので、安全、地域の活性化を兼ね、ふれあいホールの多目的室程度の施設を望みます。	テコンドー協会
弓道場 的場	・射場(板の間部分)が狭いので畳敷(控え)をなくした上、西側に1.8mほど広げる。 ・入退場口(道場の入り口ではなく)を引き戸方式の構造としていただきたい ・アーチェリー協会との共用をなくし新たにアーチェリー専用の射場を新設していただきたい。	弓道連盟
	・弓道の射場とは分かれた専用射場とする要求 ・相互に利用度が倍増。特に現利用者に対する利便性の増大 ・相互に使用可能とすれば大会等の行事の開催が可能 ・的台・畳などの都度設置の手間が省けるなど、競技・練習時間が増える アーチェリー射場のみ考えれば屋上設置も可(経費節約可) ・50mまでの射距離を持つ射場の要求(専用でなく、弓道と併用の場合も) ・競技会・大会の長距離化傾向に対応可能 ・長距離を同一射場で練習できる経済的・時間的利便性の確保 ・長距離練習場を他に求める労力・無駄の排除	アーチェリー協会
ロッカー室(更衣室)	・更衣室にシャワーに入らないで着替えをするための着替え室をほしい(カーテン等で囲ってもよい)	バドミントン連盟
	・更衣室・シャワー室がほしい	バスケット連盟
シャワー室	・シャワー室は衛生的にしてほしい(今のシャワー室は不衛生な気がする) ・シャワー室に換気扇を付けてほしい ・シャワー室は5個以上ほしい ・シャワー室に脱いだものをかける棚がほしい	バドミントン連盟
	・シャワー室は更衣室と隔離(湿気対策)	ダンススポーツ連盟
	・更衣室・シャワー室の完備	卓球連盟
	・更衣室・シャワー室・トイレの充実	ミニテニス協会
	・温水シャワー室の設置。手洗い場も温水。	インディアカ協会
	・シャワー室の設置	日野市体育協会

男子便所 女子便所 身障者便所	・トイレの個室をもう少し広くしてほしい	バドミントン連盟
	・トイレ(男女共)の数を増やしてほしい、洋式優先での設置 ・誰でもトイレ(車椅子用)の設置	ダンススポーツ連盟
	・トイレは洋式とし、洗浄便座とする。体育館履きで入れるフラットな構造。また体育館履きスリッパの使用	インディアカ協会
	・洗面・トイレは最新式のもの	アーチェリー協会
	・トイレは広く、センサー注水	日野市体育協会
エントランス	・外靴箱は靴を入れるだけ、スリッパ入れを併設しない。土足入れは靴を脱いで直ぐの所に設置（靴を持って歩かない所）スリッパのまとめ重ねは汚い ・ふれあいホールから感じる所、階段から上は土足ダメ、エレベーターからも土足ダメ。（2Fも1Fフロアも綺麗に使える為）	ダンススポーツ連盟
	・全館体育館履きで移動できるように	インディアカ協会
	・ロビーなどに歓談のできるスペースを設置	アーチェリー協会
トレーニングルーム	・ふれあいホールにはないので、トレーニング室を充実させてほしい(その為には広さも必要) ・空調を付けてほしい ・床をフローリングにしてほしい ・鏡は床の高さからにほしい ・鍵を2か所くらいほしい ・器械をもう少し増やしてほしい	バドミントン連盟
	・トレーニング器具の充実	ミニテニス協会
会議室、研修室	・幾つかの多目的ルーム、会議室（各サークル活動利用）を確保	ダンススポーツ連盟
多目的室	・会議室は50名入れる部屋で2室以上	空手道連盟
	・小会議室(10名程度)の設置 ・姿見(ミラー)の壁面への備付	武術太極拳連盟
	・大・中・小 各一室	日野市体育協会
	・会議室	卓球連盟
	・会議室	バスケットボール連盟
飲食スペース	・コミュニティラウンジ（カフェ等）の設備	ダンススポーツ連盟
	・売店（自動販売機設置）お茶・お湯・水・コーヒー等の無料コーナーの設置	インディアカ協会
	・喫茶又は談話室	卓球連盟
駐車場	・立体駐車場の設置・半地下方式（現在の駐車スペースでは足りないときがある）を増やしてほしい ・駐車場の仕様 ①使用団体に駐車券の配布 ②有料なら100円、入退時は満車の表示で確認	ダンススポーツ連盟
	・地下駐車場または立体駐車場の設置 ・駐車料金は現状維持	インディアカ協会
	・地下あるいは1F駐車場（競技場面積を広く取るため）	アーチェリー協会
	・駐車スペースの拡大	軟式野球連盟
	・駐車場の立体化	ビーチボール協会
	・駐車場は2時間まで無料、最大400円	卓球連盟
	・駐車場は無料にしてほしい	バドミントン連盟
	・駐車場150台確保	空手道連盟

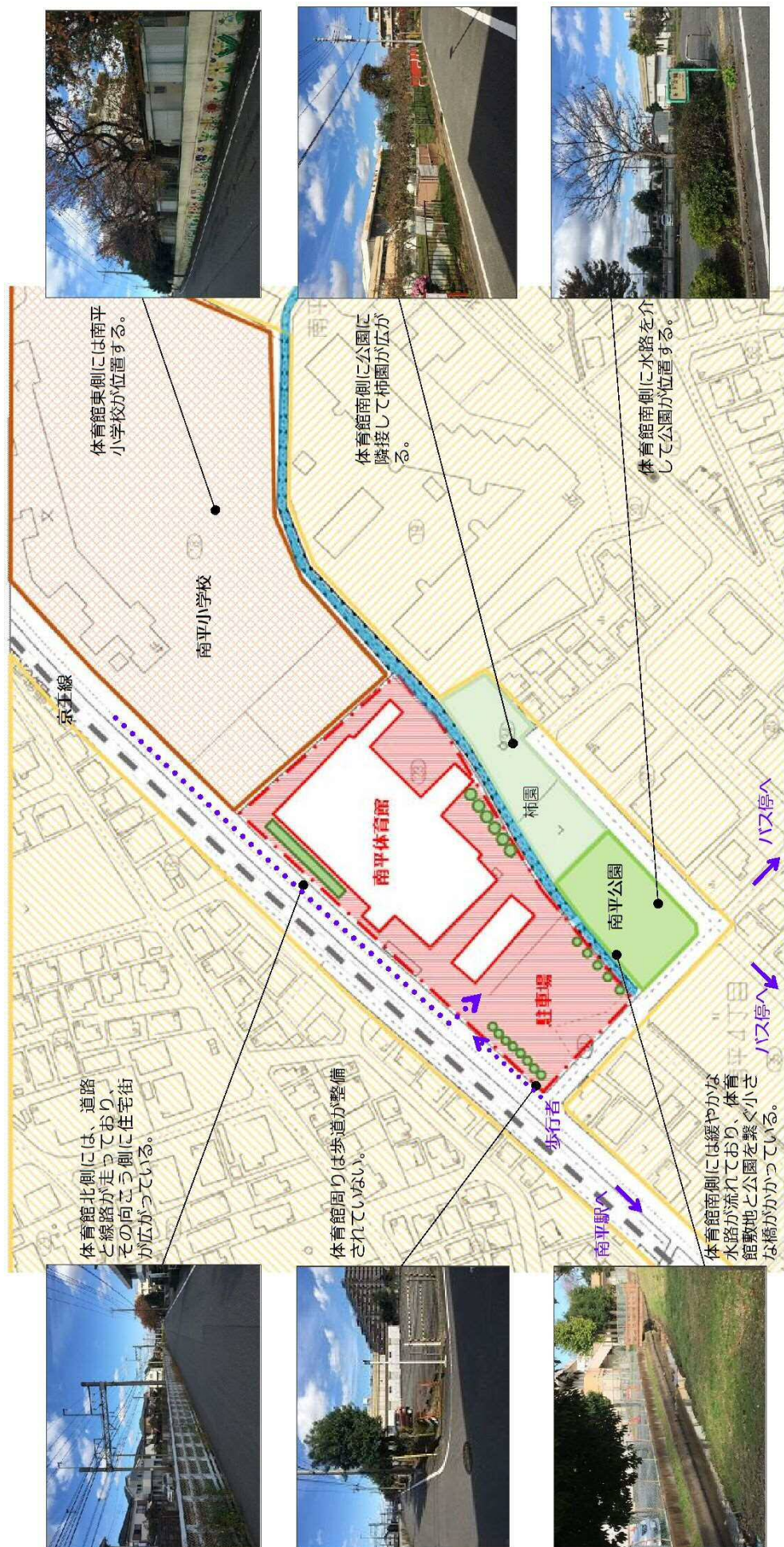
3. 計画条件の整理

外構	・ 建物の周囲を花壇等、小公園風にできたいと思う	ダンススポーツ連盟
	・ 館外での喫煙場所の確保	ビーチボール協会
その他	・ 普段使いの体育館として使用料は値上げしないでほしい ・ 市外の人使用料は少し高くてもよい ・ エレベーターがほしい	バドミントン連盟
	・ 体育館使用料は現状維持 ・ 建替え期間中の代替施設の検討をしないにある大学・会社等の体育館施設等の借用をお願いしたい。	インディアカ協会
	・ 避難所もかねた施設の建設（シャワー施設、冷暖房等） ・ 利用しやすい額での施設使用料の設定	テコンドー協会
	・ 時間帯を9：00-12：00、13：00-17：00、17：00-21：00と設定 ・ 照明設備は各競技に最適なもの ・ 放送設備は明瞭に可聴なもの ・ 地震などの災害に耐えるもの（非常時の避難場所を提供） ・ 仕切りなどで競技スペースを加減できるもの（異種スポーツ併用可）	アーチェリー協会
	・ 冷暖房の設置 ・ バリアフリー対応 ・ 新体育館建設期間も現体育館を使用できるようにしてほしい	日野市体育協会

3－4 計画地周辺の状況

南平体育館周辺は小学校が隣接しているが、歩道の整備がなされているところが少ない。また、南側には水路を介して南平公園が広がっており、体育館敷地と公園を繋ぐ小さな橋があるものの、つながりは感じられず一体感にかける。

次頁に、計画地周辺の状況について整理する。



4. 施設計画

4. 施設計画

4-1 基本理念

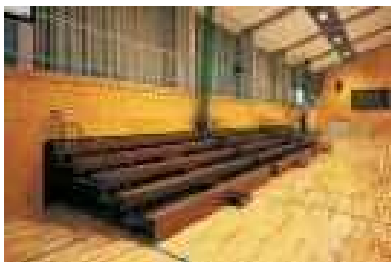
市は、超高齢化社会が更に進展すると予測される中で、スポーツや運動を通じた市民の健康寿命の延伸を目指します。新南平体育館は、市南部地域の健康・スポーツの身近な活動場所として、市の北部に位置する市民の森ふれあいホールとともに二大スポーツ拠点としての役割を担います。また、大規模公共施設として、地域の様々な活動場所ともなるべく「健康」・「交流」・「防災」の3つの視点から施設計画を進めます。

1つ目の「健康」については、これまでの競技スペースや設備を拡大充実させるとともに、障害者スポーツの振興や身近な健康づくり、体力づくりを支えます。

2つ目の「交流」については、周辺地域の行事や発表会等、市民交流が生まれるような多目的な利用を可能とし、コミュニティ活動が盛んになることで賑わいを創出します。

3つ目の「防災」については、災害に対し安全な公共施設として整備することで、南部地域の防災の拠点として、また周辺地域の身近な避難場所としての役割を担います。

以上の3つの理念を計画の中心に位置付け施設計画を検討していきます。

①交流	・地域活動・クラブ活動の場	スポーツだけに限らず、地域の人々が趣味や娯楽等さまざまなコミュニティ活動を行える多目的室や集会室を備えます。	
	・地域行事・文化行事等の会場	観覧席を設置することで地域の行事や発表会に対応、また、選挙等市民生活に必要な行事にも対応できる施設とします。	
②健康	・健康相談室	地域住民の方々の健康づくりや体力づくりの相談に乗り、アドバイスを受けられる機能を備えます。	
	・体力テスト	高齢者のための無理のない体力測定を行い、測定結果をもとに今後の健康維持についてアドバイスを受けられる機能を備えます。	

	・トレーニングルーム、ランニングコースの開放	明るく広いトレーニングルームで誰でも気軽に体力づくりができます。また、ランニングコースをアリーナ2階に設置し、天候に左右されない体力づくりを可能とします。	
	・体操教室	子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方の健康づくりをサポートするための各種体操教室が開催できる施設とします。	
	・ウォーキングセンター	ウォーキングの拠点施設と位置づけ、ウォーキングをする人に対し更衣室及びシャワーを開放します。	
③防災	・防災備蓄倉庫の設置	災害時に備えた備蓄倉庫を設置し、非常用食料品・水・防災備品等の備蓄をします。さらに、倉庫には、仮設テントやマンホールトイレなどの保管も想定します。	
	・避難所としての役割	緊急時の一時的な避難場所として施設を開放し、災害時など地域住民を受け入れ安心・安全を守ります。前提とし、十分な耐震性を備え、バリアフリー化など、誰にとっても容易で不自由なく過ごせる環境を整備します。	
	・太陽光発電システム及び蓄電システムの導入	環境への負荷を考慮すると同時に、停電時の電力確保を目的とし、太陽光発電及び蓄電システムの導入を検討します。	

【出典：日野市 HP】

4-2 必要諸室・機能

以下に、利用者アンケートや関係者ヒアリングの結果、また、ふれあいホールとの役割分担等も踏まえ、必要諸室及び機能について整理しました。各諸室の大きさについては、競技ごとの標準的な大きさ（資料編参照）を考慮した計画としました。

■必要諸室の整理

	室名	室数	面積 (㎡)	備考 (要望)	想定される競技
1階	アリーナ	1	1517.00	観覧席500席 ランニングコース 冷暖房の設置、照明を明るく ゆとりの倉庫	バスケットボール 1面(15×28m) バレーボール 2面 バドミントン(インディアカ) 8面 フットサルコート 1面(38×18m) 卓球 8面(7×14m)
	多目的ルーム1	1	459.00		※各々の種目別で検討した場合 剣道 2面(14×14m) 柔道 1面(14.56×14.56m) 体操(競技用) 1面(13×13m) ダンス・体操 約170名(一人当たり2.1㎡) ヨガ 約108名(一人当たり3㎡)
	多目的ルーム2	1	126.00		ダンス・体操 約41名(一人当たり2.1㎡) ヨガ 約28名(一人当たり3㎡) 会議(講義) 2人掛けデスク(1800×450) 27台 オフィス用イス 54脚 最大使用人数 約54名
	トレーニングルーム	1	186.00		
	控室1	1	42.00		
	控室2	1	42.00		
	器具庫1	1	102.00		
	器具庫2	1	90.00		
	倉庫	1	76.50		
	受付事務室	1	51.00		
	休憩室	1	28.00	事務室と連続。貸出用器具と兼用	
	放送室	1	20.00		
	医務室	1	20.00		
	男子更衣室・ロッカー室	1	74.25	シャワー室と隔離	
	女子更衣室・ロッカー室	1	74.25		
	車椅子用更衣室・シャワー室	1	6.00	身障者用シャワー室の設置。棚の設置	
	男子便所	1	25.25	おむつ交換用ベッド付きトイレの設置	
	女子便所	1	23.25	おむつ交換用ベッド付きトイレの設置	
	多目的便所	1	4.00	オストメイト対応	
	機械室	1	127.50		
	防災備蓄倉庫	1	76.50		
2階	弓道場	1	492.00	5人立ち	弓道 5人立ち アーチェリー
	集会室	1	90.00		会議(講義) 2人掛けデスク(1800×450) 18台 オフィス用チェア 36脚 最大使用人数 約36名
	ランニングコース	1	354.00		
	観客席(卓球常設)	1	266.50		卓球5台
	男子便所	1	29.00		
	女子便所	1	27.00		
	多目的便所	1	4.00	オストメイト対応	
	車椅子用更衣室・シャワー室	1	6.00		
	機械室	1	399.00		
	駐車場	45台			
	駐輪場	38台			

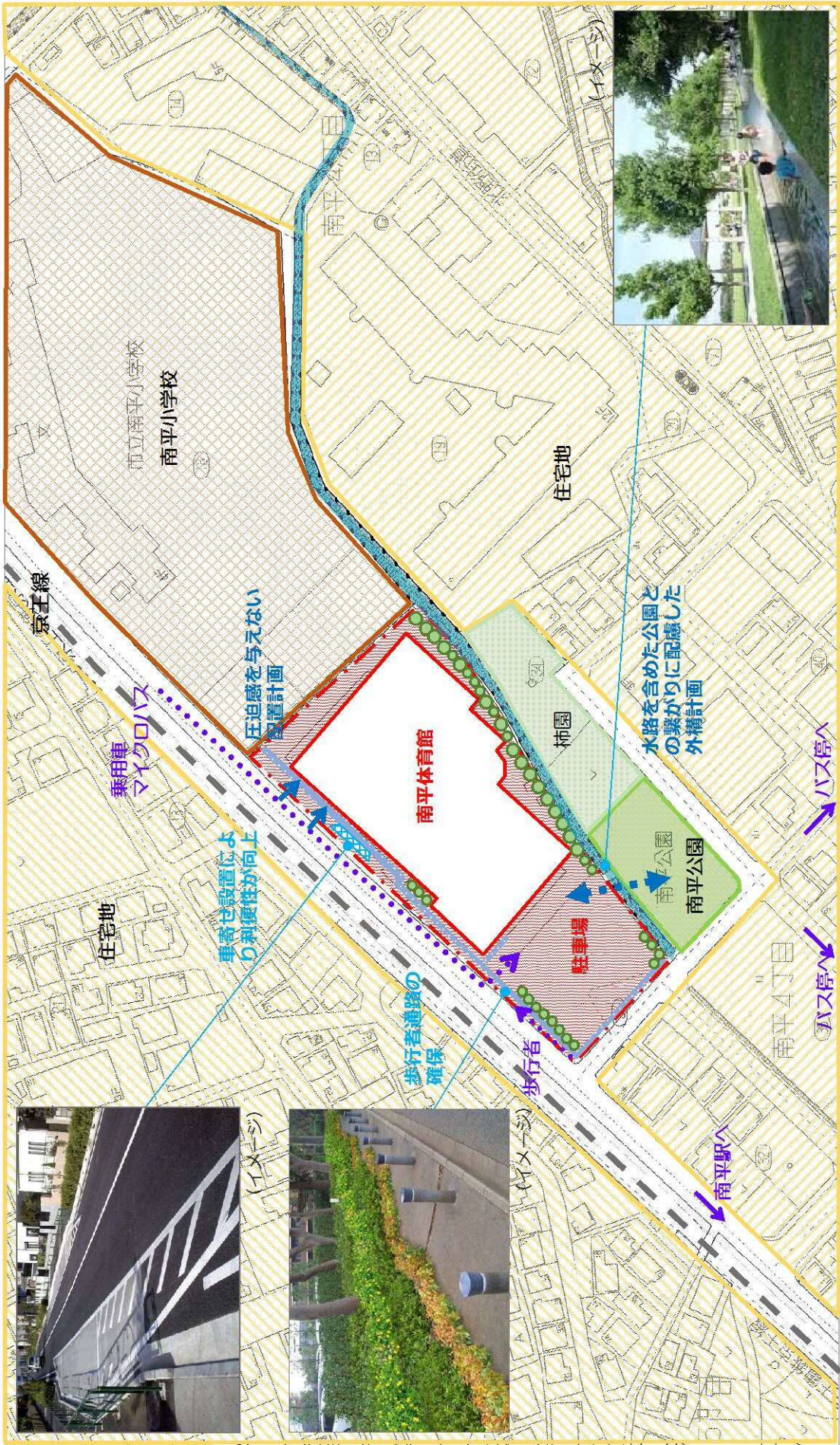
4－3 敷地利用計画

新体育館は、市の施策方針や市民ニーズ建物規模を大きくしていく必要があるが、本計画地は、都市計画法では住居系地域に指定されていることから、周辺の住環境への配慮が大きな前提となります。

土地利用にあたっては、周辺住環境と調和した一体利用を図りつつ以下の項目に配慮します。

- ・ 建築できる建築物の用途は、公共体育館及び公益上必要なものに限ります。
- ・ 建築物の敷地面積は6,000㎡以上とし、公共空地の確保に努めます。
- ・ 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離を1m以上設けます。
- ・ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠については、外壁又はこれに代わる柱及び屋根並びに工作物の色彩は刺激的な色を避け、周辺環境と調和した落ち着いた色調とします。ただし、周辺環境との調和を著しく損なわない範囲で、賑わいの感じられる明るい色調とします。
- ・ 歩行者の安全性を向上させるため、道路境界には歩行者通路を設けます。
- ・ 円滑な周辺道路交通を考慮し、バスなども寄り付ける車寄せを設けます。
- ・ 道路に面する垣又はさく（門柱を除く。）の構造は、生垣又は透視可能なフェンスとし、高さ0.6m以下のコンクリートブロック塀等は除くものとします。
- ・ 良好な景観と緑豊かな市街地を形成するため、南側公園、水路とのつながりに配慮し、敷地内、屋上、壁面、ベランダ等の緑化に努めます。
- ・ 地区の北西角のT字交差点については、見通しの良い公共空間を設けます。
- ・ 発生交通量を抑制するための公共交通の利用促進等の対応を検討していきます。

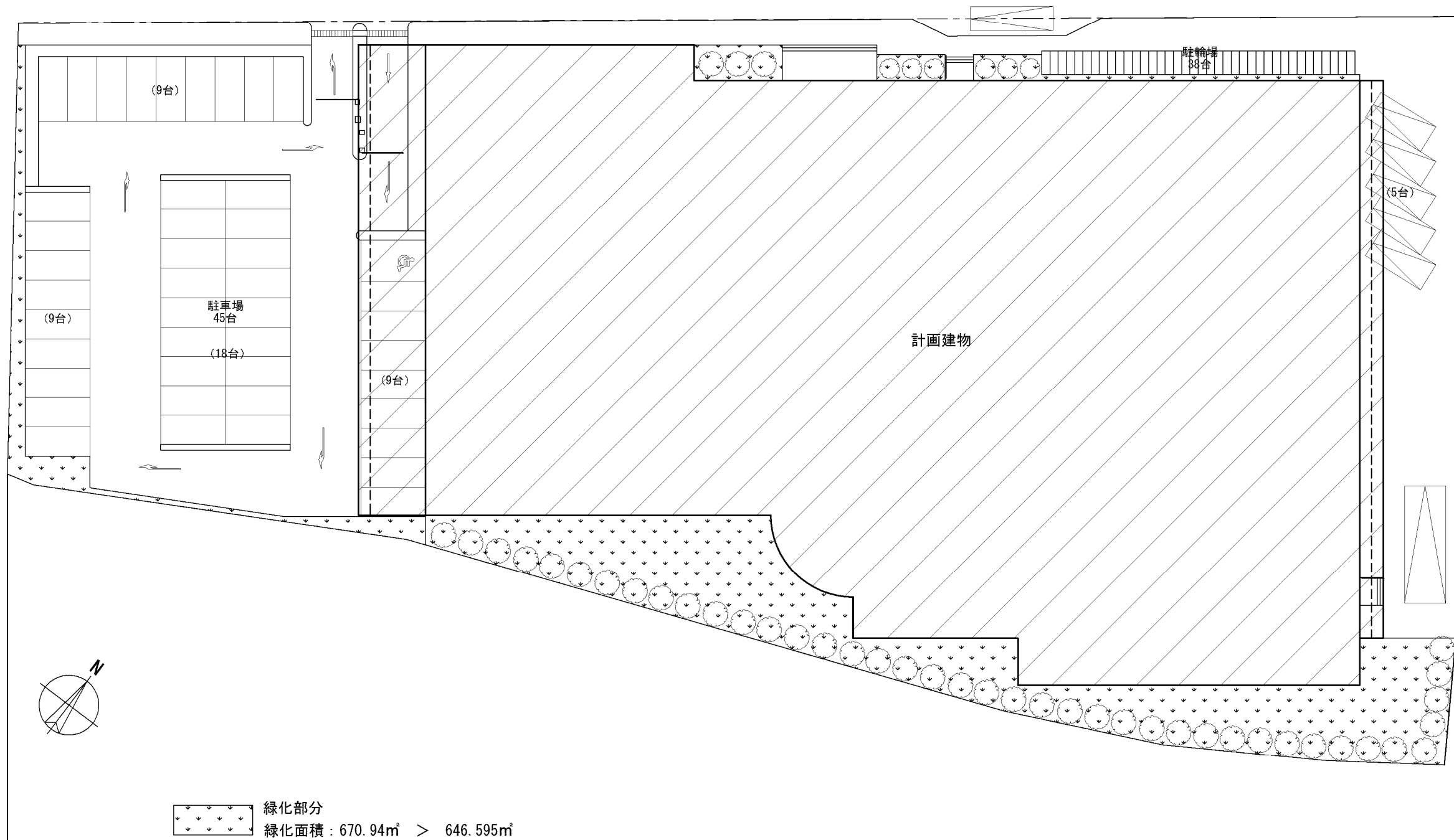
次頁に敷地利用計画を示します。



4-4 建物配置方針

敷地北側は道路に面するため、通行者に圧迫感を与えないようセットバックさせた配置計画とします。駐車スペースを西側に配置することで近隣住宅への日影の影響に配慮し、駐車場からエントランスまでの歩行者動線を確保します。敷地南側は川と公園に接するため、緑化のためのスペースを設け公園とのつながりに配慮します。

次頁に配置図を示します。



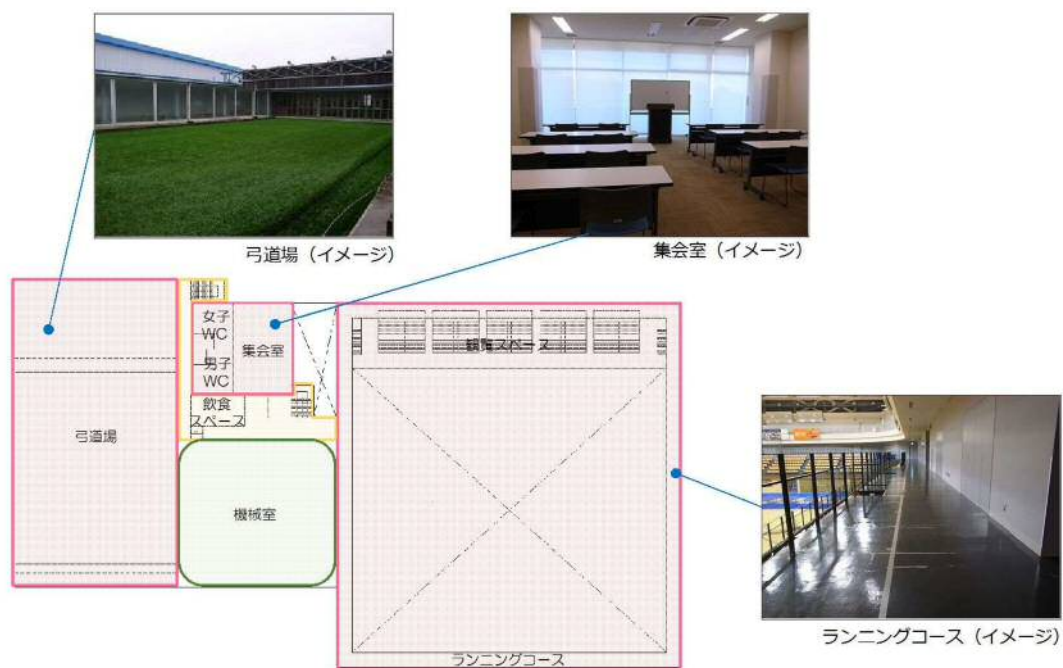
※申請図をベースに、西側の区画変更を反映。
(区画事業地番整理図に重ね合わせ修正。)

4-5 平面計画

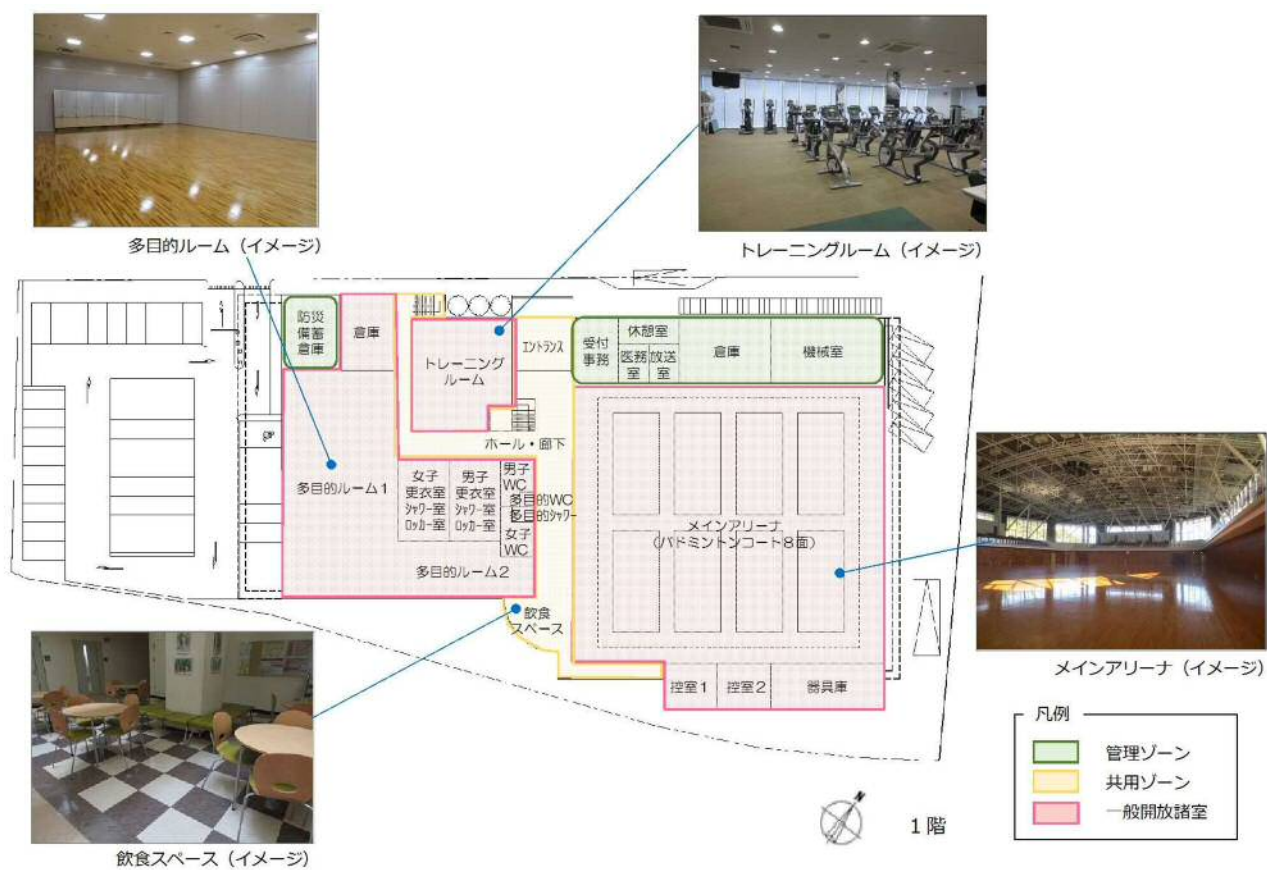
東側に向かって広がる台形状の敷地のため、最も大きなメインアリーナを敷地の東側に寄せ、動線等を踏まえその他の必要諸室をそれぞれ配置します。施設導入部となるエントランスは、通りから認識しやすくアクセスしやすい北側に配置し、エントランスホールを中心にメインアリーナ、トレーニングルーム、多目的ルームへの動線を確保します。また、建物の北東側は管理ゾーンとし、施設管理者と施設利用者の動線がなるべく交わらないゾーニングとします。

次頁以降にゾーニング計画と平面図を示します。

◆ゾーニング計画

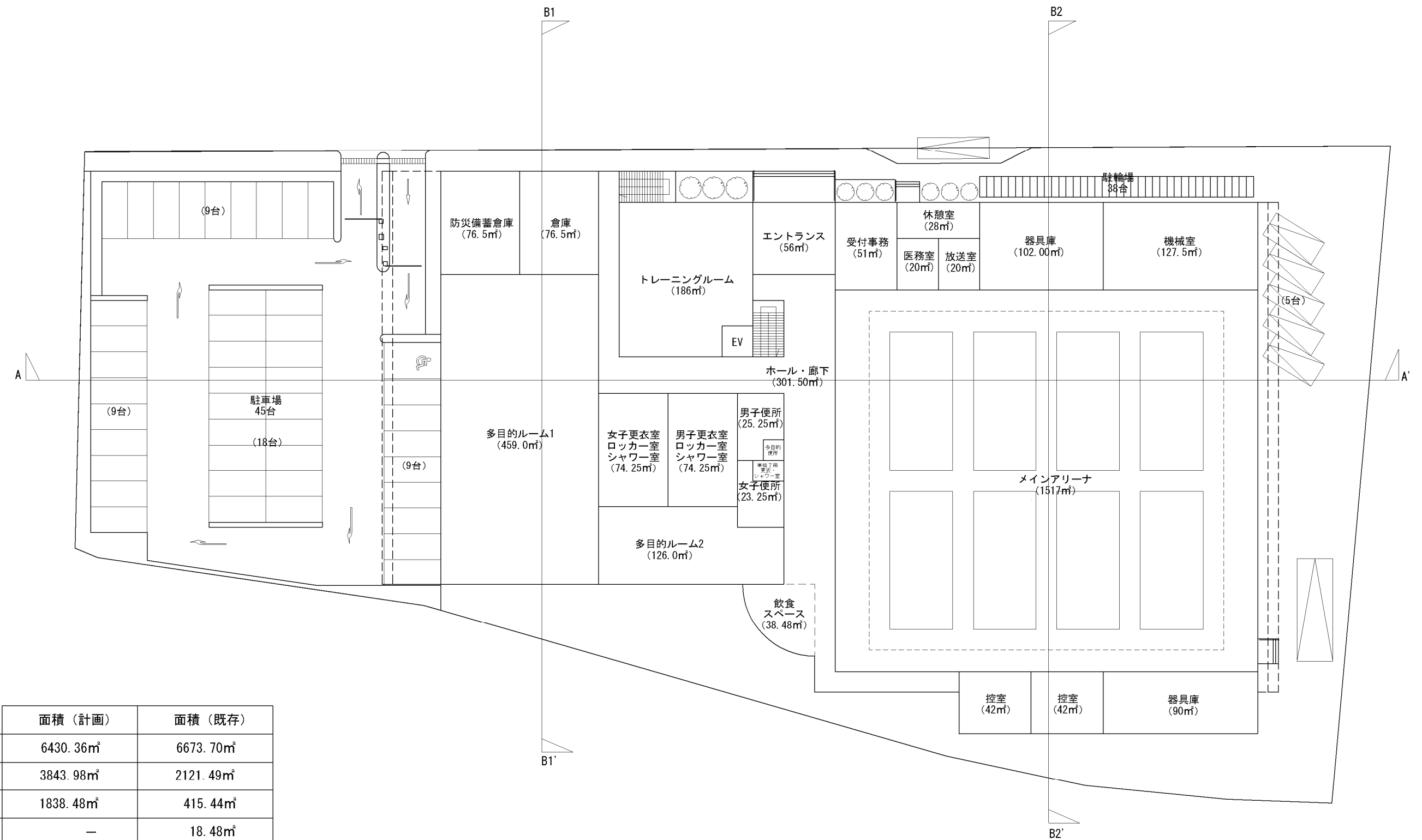


2階



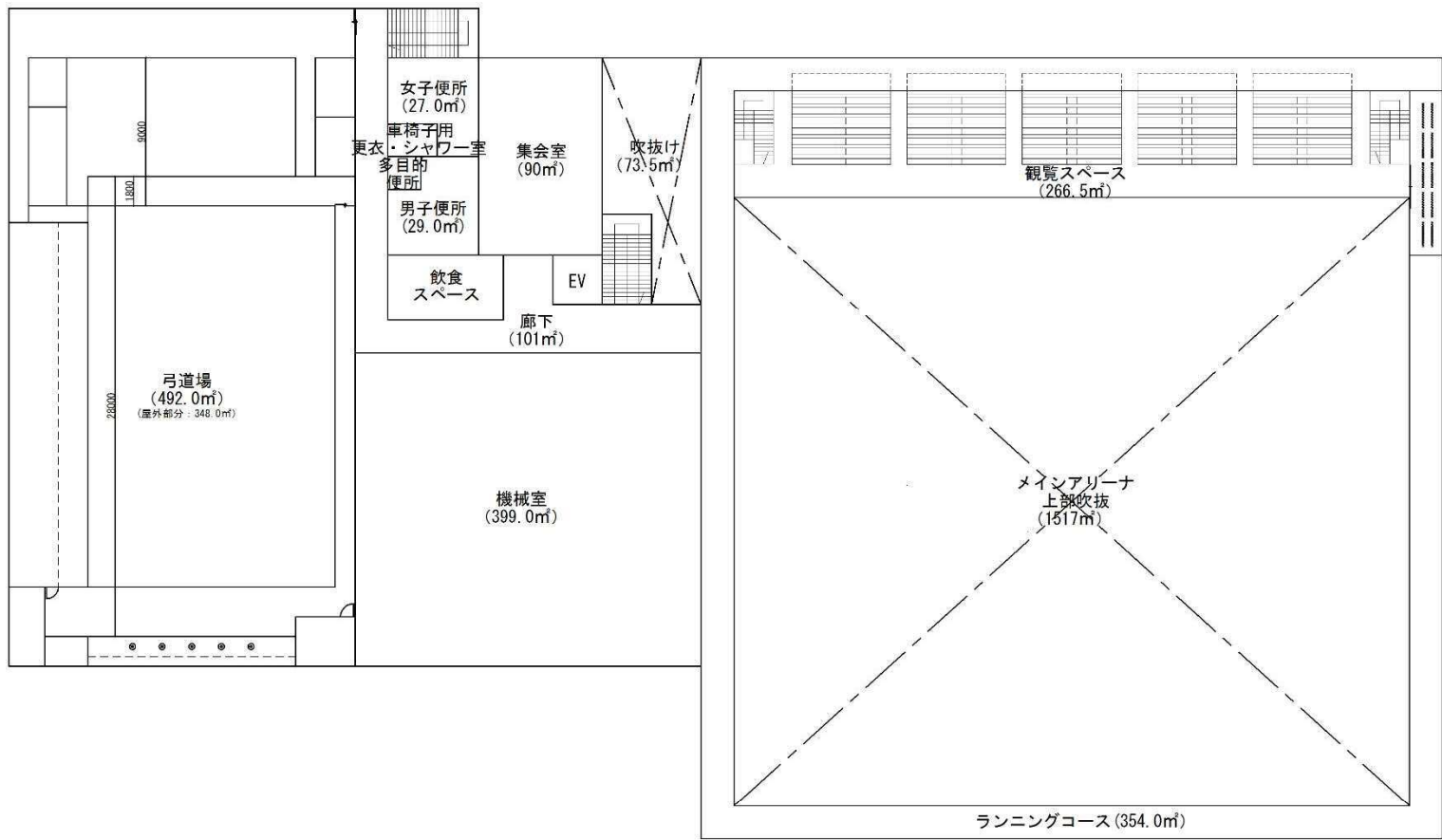
1階

- 凡例
- | | |
|---|--------|
|  | 管理ゾーン |
|  | 共用ゾーン |
|  | 一般開放諸室 |



	面積（計画）	面積（既存）
敷地面積	6430.36㎡	6673.70㎡
1F床面積	3843.98㎡	2121.49㎡
2F床面積	1838.48㎡	415.44㎡
RF床面積	—	18.48㎡
延床面積	5682.46㎡	2555.41㎡
建ぺい率	59.78%	35.2%
容積率	88.37%	38.3%

1 階平面図 S=1:400



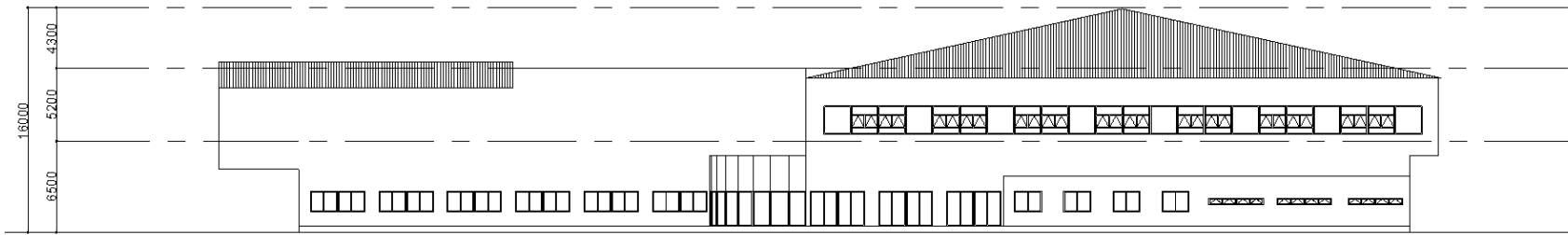
2 階平面図 S=1:400

4－6 立面・断面計画

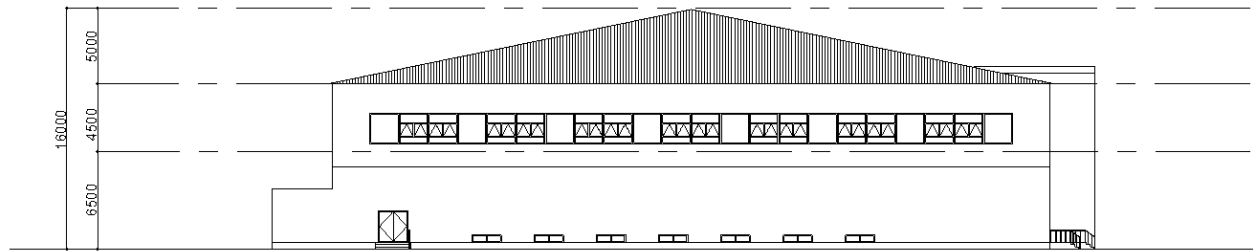
敷地の北側、東側には道路が走り住宅が広がるので、なるべく圧迫感を与えないような外観とし、南側には水路を介した公園からの視認性があるので、周囲と調和しながらも存在感のあるデザインとします。また、地域住民の憩いの場にふさわしい、落ち着きとともに明るく開放的な外装表現とします。

断面計画については、対象となる競技のうち最大高さを確保し、アリーナではバレーボールの必要高さとなる12.5m以上、多目的ルームではダンスや体操、武道の利用を考慮し、4mの天井高を確保します。そのほか、ホールや廊下を含め、開放感のある計画とします。

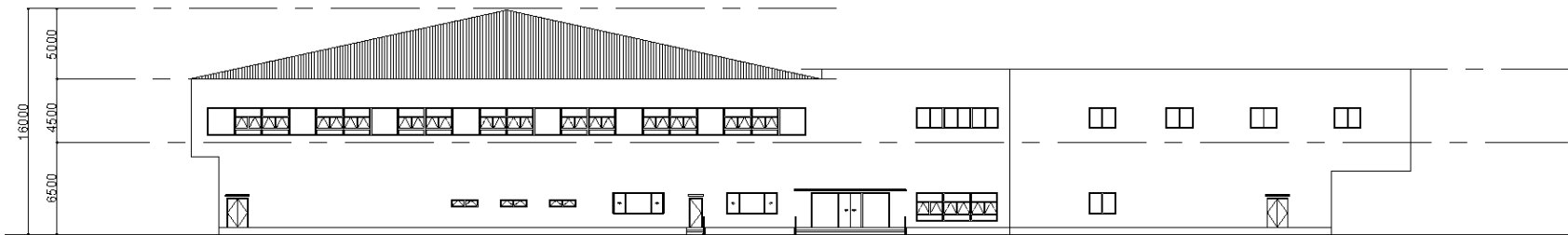
次頁以降に、立面図及び断面図を示します。



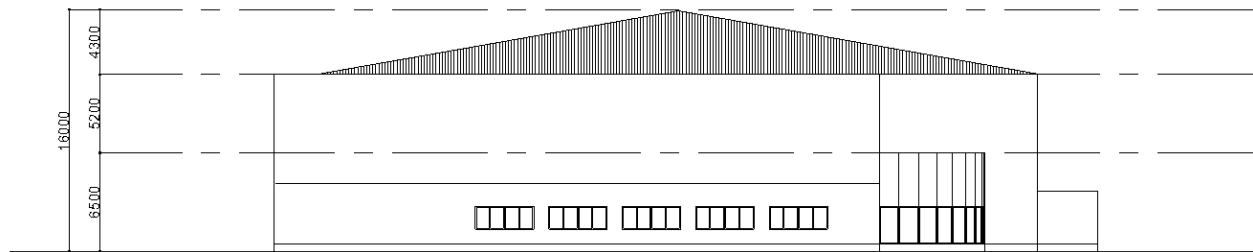
南側立面図



東側立面図

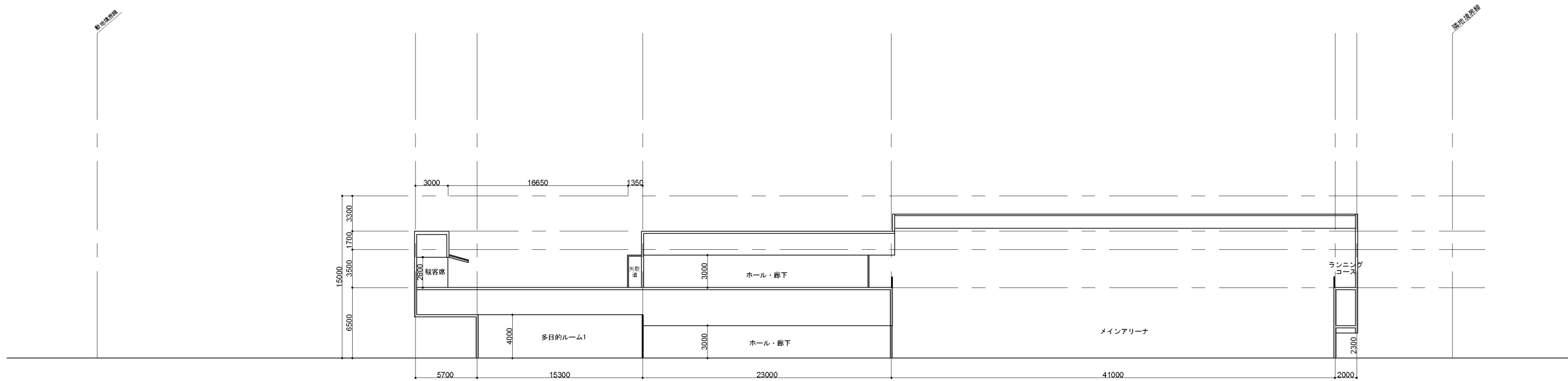
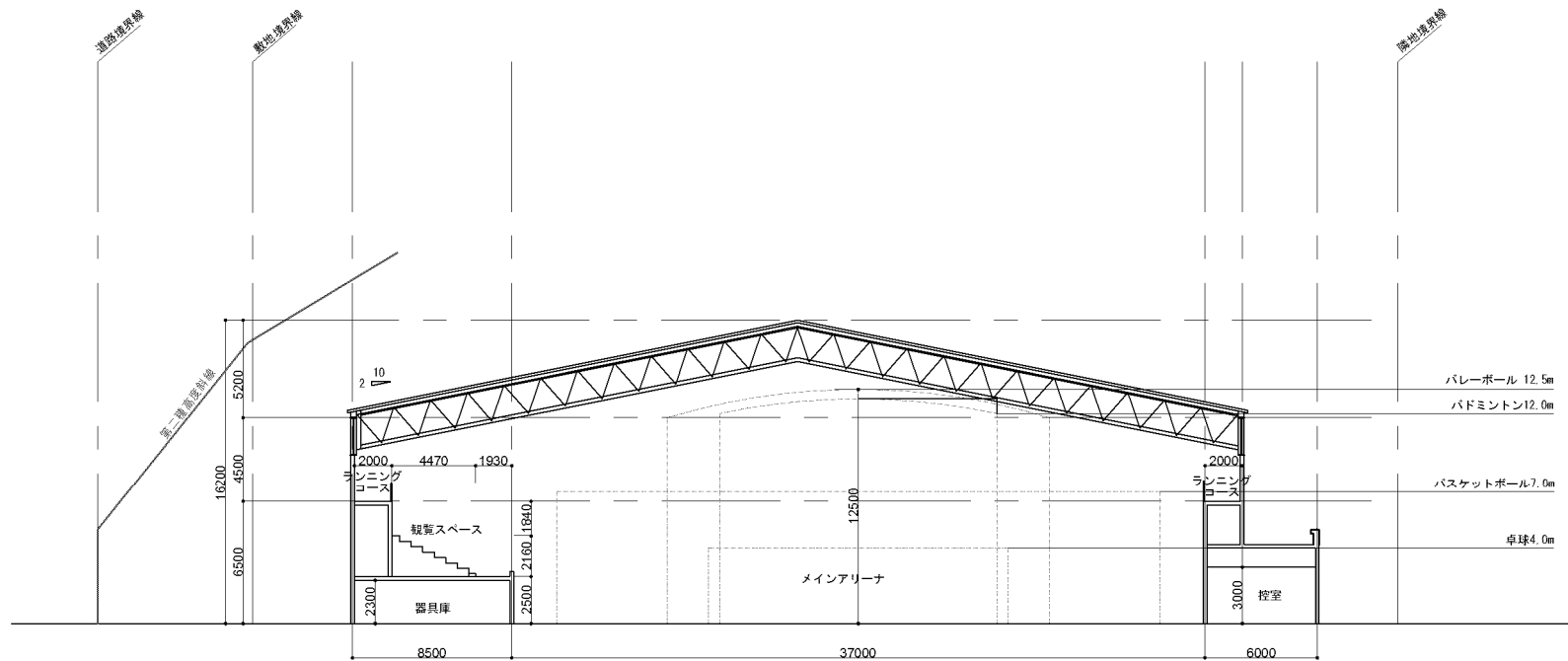
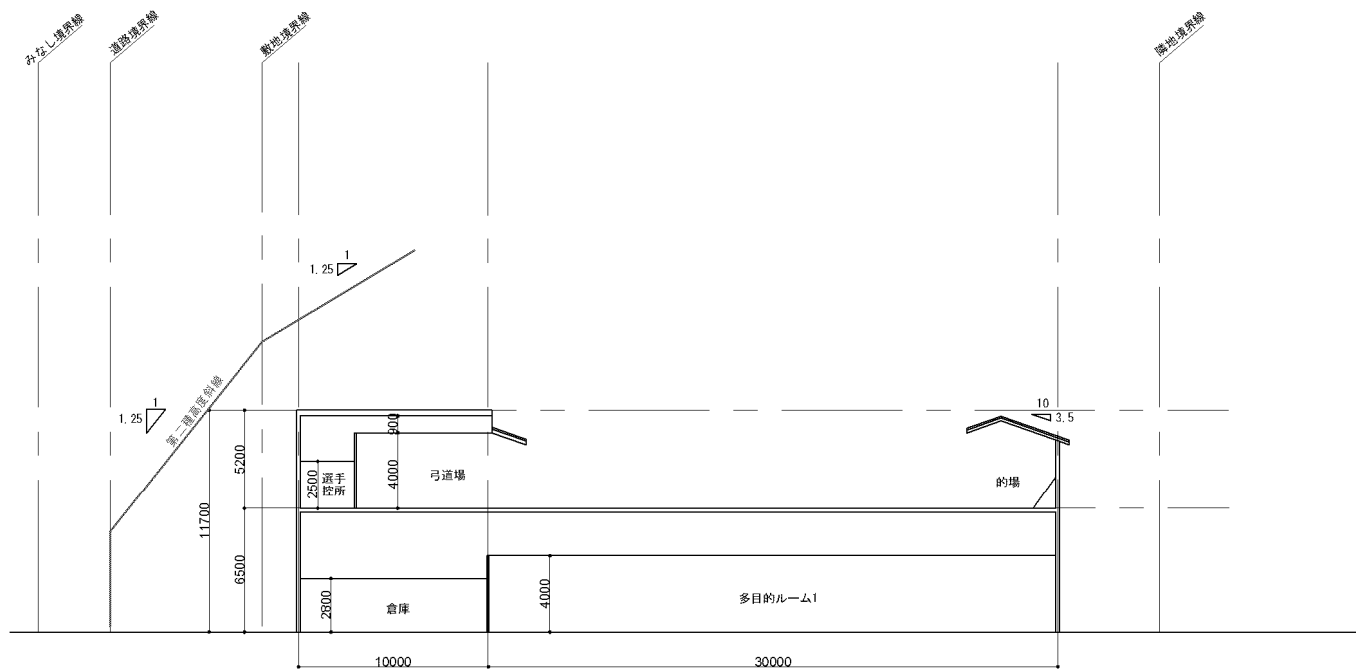


北側立面図



西側立面図

立面図 S=1:500



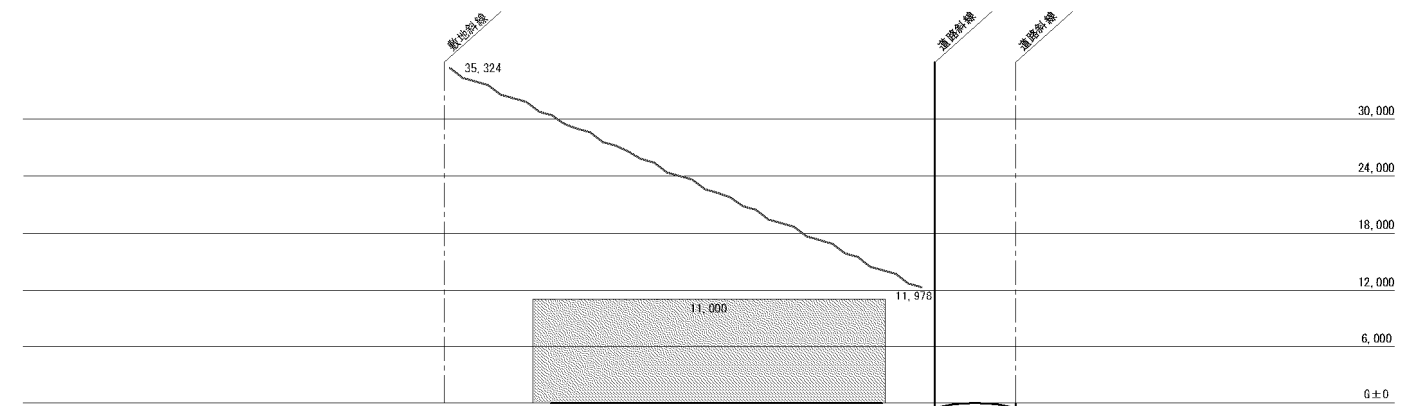
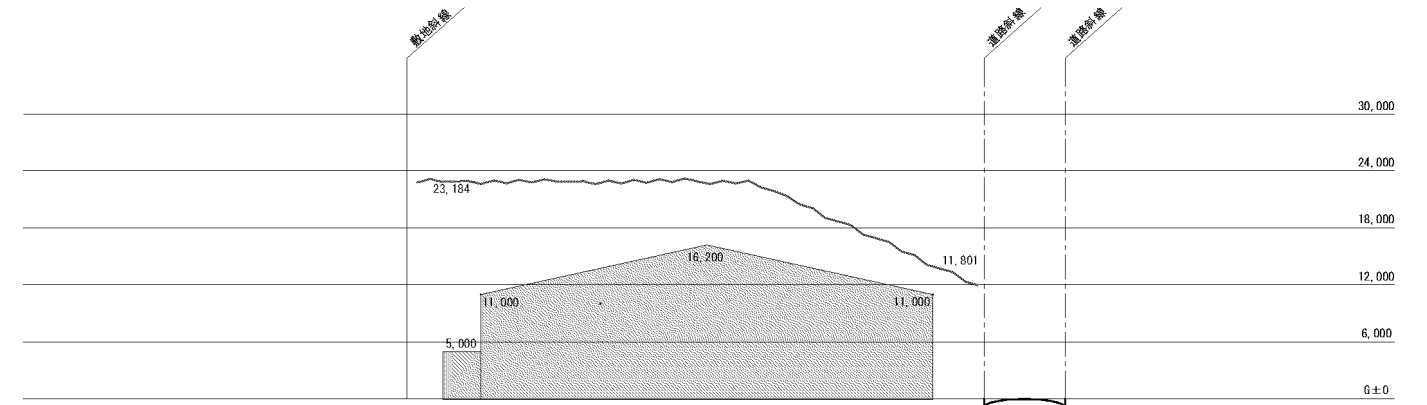
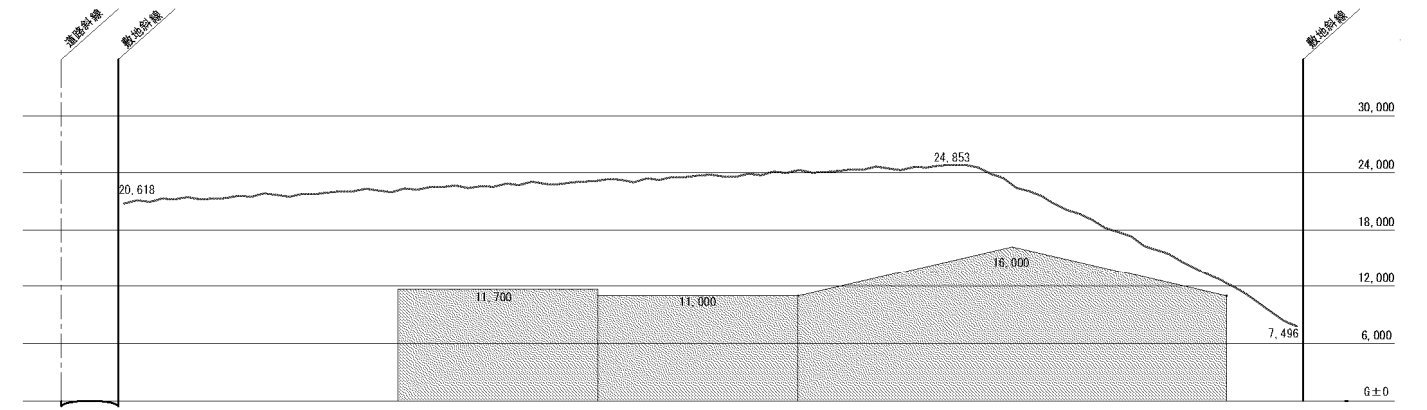
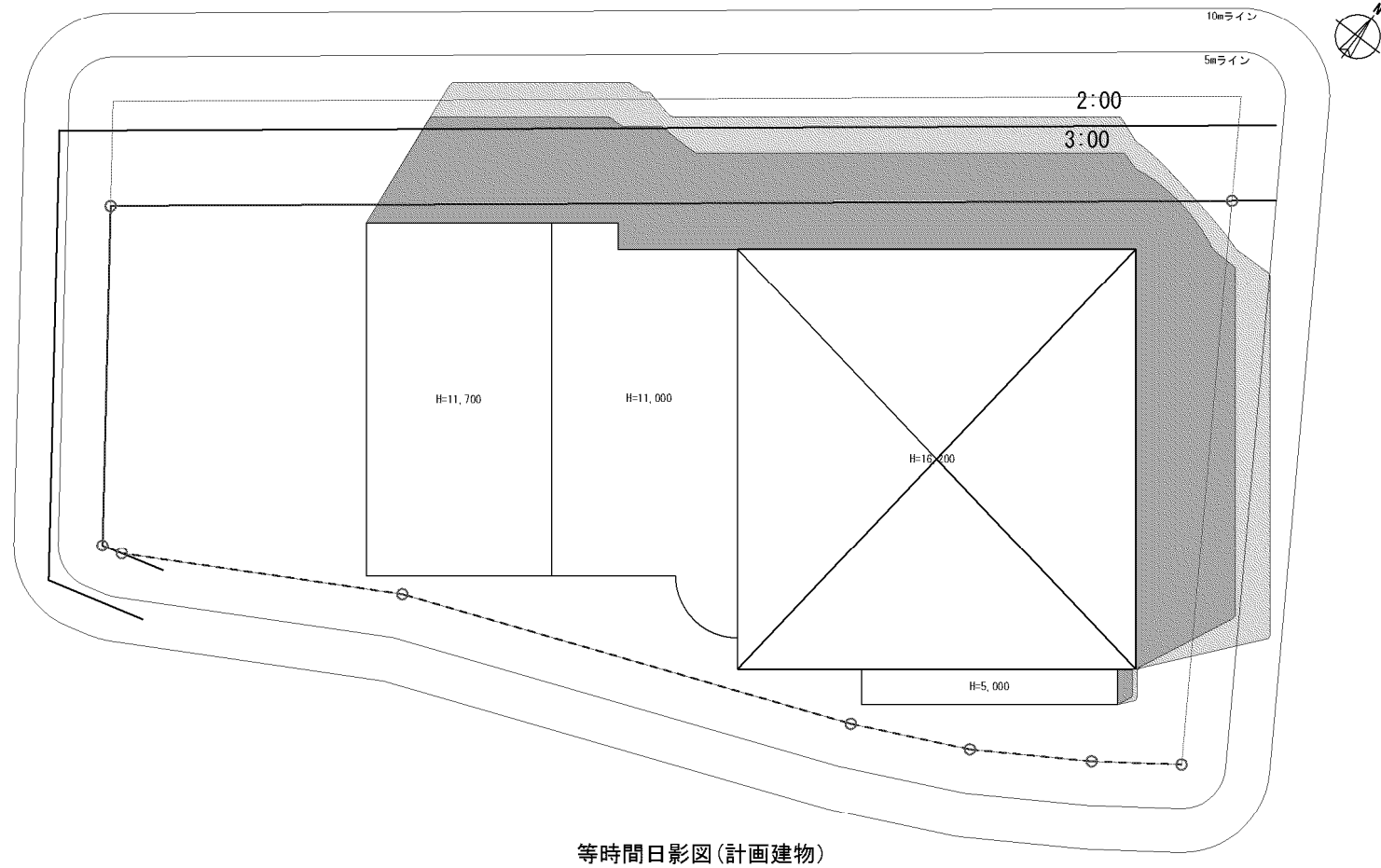
※構造部材寸法は、今後設計段階で詳細な検討を行う。

A-A' 面

断面図 S=1:400

4－7 日影図

次頁に測定面 4m の高さの日影図を示す。



日影図(測定高さ4m) S=1:800

4-8 法規チェックリスト

本計画案における法規制の整理を下記チェックリストに示す。

項目	規制内容	計画内容	判定
1) 建築基準法			
用途制限	第二種中高層住居専用地域 ・ 体育館の建設：不可 ・ 客先の設置：不可	特別用途地区による用途緩和にて計画	協議による
建ぺい率	70% (60%+10%角地緩和)	59.78%	OK
容積率	200%	88.37%	OK
高さ制限	第二種高度地区	断面計画による	OK
日影規制	h=4m 2時間・3時間	日影図による	OK
2) 東京都安全条例			
前面道路の幅員	6m以上	8m	OK
道路に接する部分の長さ	10m以上	10m以上	OK
前面空地	興行場等の主要な出入口の前面には、0.1 m ² ×客席数以上の空地	確保する	OK
客席部の出入口	各階の客席部の出入口：3箇所	確保する	OK
3) 駐車場条例			
附置義務台数	19台	45台	OK
障害者用台数	1台	1台	OK
4) 東京都建築物バリアフリー条例、日野市ユニバーサルデザイン推進条例			申請届出
5) 東京都環境局緑化基準			
地上部緑化	646.595 m ² 以上	670.94 m ²	OK
屋上緑化（壁面含む）	198 m ² 以上	198 m ² 以上確保	OK
接道部緑化	約80m以上	80m以上確保	OK
6) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）			届出

4-9 構造計画

① 地盤概要

次ページに示す近隣のボーリング柱状図を前提とした場合、本敷地周辺の地盤は、1.0m 弱の埋土が存在し、その下部にN値 30 近い締まった砂礫層が約 1.0～1.5m の範囲に存在します。しかしその下部には、0.7～0.8m 程軟らかい粘土層が存在するため、上記の砂礫層を支持層とするのは不適であります。その軟らかい粘土層の下部には、N値 20～25 程度の締まった玉石混じり砂礫層が約 3.5m 存在し、その下部にもN値 20～30 程度のシルト質細砂が約 2.0m 続いています。

上記より、本計画建物の支持地盤は、G.L-2.8m 以深の玉石混じり砂礫層とします。

長期許容支持力計算、国土交通省告示 1113 号より、

$$q_a = 1/3 (i_c \cdot \alpha \cdot c \cdot N_c + i_r \cdot \beta \cdot \gamma_1 \cdot B \cdot N_r + i_q \cdot \gamma_2 \cdot D_f \cdot N_q)$$

であり、支持地盤となる玉石混じり砂礫層の中で最も低いN値 19 を採用し、内部摩擦角 $=\sqrt{(20 \times 19) + 15} = 34^\circ$ となり、水位は低いものとし砂の比重を 17kN/m³、とします。砂層より第 1 項を 0 とし、根入れ効果の第 3 項も 0 として考慮します。

基礎形状を独立基礎 3.0m×3.0m で計算すると、

$$\begin{aligned} q_a &= 1/3 (0 + 1 \times 0.4 \times 17.0 \times 3.0 \times 33.2 + 0) \\ &= 1/3 (0 + 677.28 + 0) \\ &= 226 \text{ kN/m}^2 \end{aligned}$$

布基礎（基礎幅=2.0m）として考慮すると、

$$\begin{aligned} q_a &= 1/3 (0 + 1 \times 0.5 \times 17.0 \times 2.0 \times 33.2 + 0) \\ &= 1/3 (0 + 564.4 + 0) \\ &= 188.1 \text{ kN/m}^2 \end{aligned}$$

となり長期許容支持力は、約 200kN/m² (20t/m²) 期待できる地盤であります。ベタ基礎としてはもっと見込めますが、メインアリーナ等の大スパンには配慮が必要となります。

今回検討に用いたボーリング柱状図については、計画地より線路北側の場所であり、計画地とは異なる場合があるため、今後改めて地盤調査を行い、それに基づいた検討が必要となります。

② 構造計画概要

延べ面積：5682.46 m²

階数：地上 2 階、地下なし

構造種別：鉄筋コンクリート造（一部 P S 梁）＋鉄骨造（屋根）

架構方式：（壁付）ラーメン構造

基礎形式：直接基礎（長期許容支持力：Ra=約 200kN/m²）

基礎底の深さ G.L-2.8m

ボーリング柱状図

調査名 浅川処理区(4-1)地質調査業務委託

ボーリングNo

事業・工事名

シートNo 000573

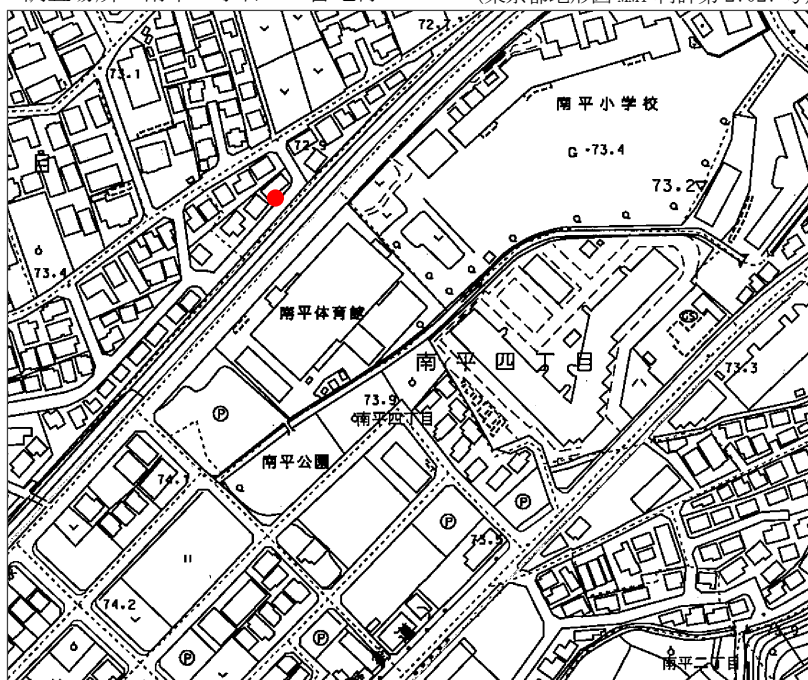
ボーリング名	061-02		調査位置		東京都日野市南平5丁目				北緯		35° 39' 36.31"					
発注機関	日野市役所下水道計画課				調査期間		平成4年6月12日～4年6月13日				東経		139° 23' 50.58"			
調査業者名	株式会社ダイエーコンサルタンツ 電話		主任技師		岡崎秀樹		現代人	黒金牧子		コ定者	ア		ボーリング責任者	斉藤拓二		
孔口標高	72.980m		角	180° 上 90° 下 0°		方	北 270° 西 180° 東		地盤勾配	鉛直 水平0° 90°		使用機種	試錐機		YBM-05	
総掘進長	8.45m		度			向			エンジン	ヤンマーNS-80		ポンプ	ハンマー落下用具		コーンブーリー	
										カノ V-5 P						

標高	層厚	柱状	土質	色相	相対	相対	記	孔内	標準貫入試験	原位置試験	試験採取	室内試験	掘進
尺	高	厚	度	状	区	対	対	水位	深	深	度	度	度
(m)	(m)	(m)	(m)	図	分	調	度	測定	度	度	度	度	度
								日	10cmごとの 打撃回数 と 貫入量 (cm)	値	おおよび結果	番号	方法
72.28	0.70	0.70	硬土	暗茶	暗茶	暗茶	上層深く砕石、礫混じり粘性土。 若干の50mmの塊状。		1.15 10 9 9 28				
70.93	1.35	2.05	砂	暗茶	暗茶	暗茶	2~30mm位までの礫円礫で砂が多く、 崩壊性あり。含水中位。		2.15 2 1 3 30				
70.18	0.75	2.80	微細の 粘土	茶	茶	茶	含水やや多く、歪角礫等10cm~20cm の厚さで粘土と砂礫が見える。		3.45 2 8 8 24				
			玉石混り 砂	黄茶	黄茶	黄茶	礫2~40mm位の歪角、歪角礫主体 で、砂分少なく崩壊性あり。 透水断続的に有り。 4m付近に盛り、若干粘土分含有の 100mm程度の玉石点状。含水大。		4.15 7 7 5 19				
			シルト質 細砂	茶	茶	茶	上部小塊状。均質で砂子若干不均 勻付着砂子若干粗くなる。 シルト細かく所々に存在。袋母混入 含水やや有り。		5.15 8 7 7 22				
66.69	3.50	6.30							6.15 12 8 6 25				
64.53	2.10	8.40							7.15 6 7 9 22				
									8.15 5 9 13 30				
									9.15 5 9 13 30				
									10.15 5 9 13 30				

【出典：日野市環境共生部下水道課資料】

調査場所：南平五丁目 21 番地付

(東京都地形図 MMT 利許第 27027 号)



4-10 電気設備計画

①受変電設備

- ・単独高圧受電を基本とし、キュービクル式受変電設備を設置します。

②自家発電設備（消防設備のためのもの）

- ・消防法 15 項として停電時に必要な保安電源を確保するために発電機（低騒音タイプ）を設置します。発電機容量は使用負荷を含め、今後設計段階で検討します。また、騒音仕様は騒音規制等を踏まえて検討を行います。
- ・観客席を設け消防法施行令別表第 1 で 1 項イに該当する場合は、屋内消火栓等の消防設備の非常電源として、非常用発電機が必要となります。

③蓄電池設備（法令上必要なもの）

- ・非常用照明、誘導灯は、蓄電池内蔵型を使用するため、蓄電池設備の設置はしません。

④太陽光発電設備

- ・屋上部分に太陽光パネルを設置する場合、受変電設備との系統連携を図り、非常時には太陽光発電設備の蓄電池より保安負荷に電源を供給します。発電容量、蓄電池容量は使用目的等を含め今後、設計段階で検討を行います。

⑤幹線動力設備

- ・受変電設備より各分電盤、動力制御盤への電源供給を行います。将来の増設に対応するため主要部分はケーブルラックによる配線敷設とします。

⑥電灯設備

- ・照明計画は日本工業規格（J I S）に適合した照度とし、省エネを考慮し光源はLEDを積極的に採用し、明るさセンサーや人感センサー等の自動点滅による制御とします。
防災拠点となるエリア 1/3 程度の照明は、発電機回路からの供給とします。
- ・メインアリーナの照明は、LEDを基本とし開催される競技に適応できるような照明器具を選定し、また、機器のメンテナンスにも考慮します。
- ・建築基準法及び消防法に準拠し、非常照明器具設備（蓄電池内蔵型）、誘導灯（蓄電池内蔵型）を計画します。

⑦コンセント設備

- ・各諸室に適応した数量のコンセントを設置し、防災拠点となるエリアには発電機回路に接続されたコンセントを配置します。
- ・駐車場や公園と一体となったイベント用として、外部に屋外用コンセントを適宜設置します。

⑧電話設備

- ・建物内にMDFを設置し、電話交換機から主要な諸室に設置する電話用モジュージャックまでの配管配線を敷設します。

⑨LAN用空配管設備

- ・主要な諸室にLAN用空配管設備を計画します。

⑩拡声設備

- ・受付事務所に業務・非常放送兼用アンプを設置し、連絡、非常放送に対応可能とします。
- ・放送室の一般放送用アンプと連動し非常時には一般放送を遮断する機能を計画します。
- ・観客席を設ける消防法施行令別表第1で1項イに該当する場合は、非常放送設備が必要となります。

⑪トイレ呼出設備

- ・各階多目的トイレに非常呼出押し釦を設置し、受付事務所に呼出表示機を設置して緊急時に早急な対応が可能な計画とします。

⑫テレビ共聴設備

- ・屋上に地上波デジタル、BS・CS110度アンテナを設置し、主要な諸室に設置する直列ユニットまで配線を敷設します。

⑬監視カメラ用空配管設備

- ・敷地内及び建物内の主要なエリアを監視するための監視カメラ用空配管を計画します。

⑭自動火災報知設備

- ・受付事務所に自動火災報知受信機を設置し、火災の早期発見に対応し避難誘導支援を充実させます。

⑮WiFi 設備

- ・災害時対応や、集会室等での教室対応、休憩スペース（飲食スペース）での利用者の利便性向上等に配慮して、適宜WiFi設備の設置を行います。

4-1-1 給排水衛生設備計画

①給水設備

給水方式としては増圧ポンプによる増圧給水方式、受水槽+加圧給水ポンプによる加圧給水方式などが考えられるが今後設計段階で検討を行います。

②排水設備

建物内は汚水・雑排水分流方式とし屋外にて合流後下水道本管に放流します。敷地内雨水排水設備は浸透方式とし計画します。浸透方式については、設計段階に周辺の地下水位や、地質等を十分調査の上、十分な浸透が見込めない場合には、雨水貯留槽に一時的に貯留し、時間差で雨水管に接続することも含めて検討を行います。

③給湯設備

ガス給湯機（連結タイプ）方式、またはエコキュート方式により1階、2階シャワー室に供給します。トイレ内洗面器については個別に電気温水器を設置します。

④衛生器具設備

節水型の器具を選定します。温水洗浄機能付き大便器とし、自動洗浄形小便器を設置します。また、洗面器は自動水栓とし、多目的トイレにはオストメイトを設置します。

⑤ガス設備

ガス設備を設置した場合には、道路内ガス本管（東京ガス 13A）より分岐引き込み供給します。

⑥消火設備

＜防火対象物の指定＞

今後所轄消防署との協議によりますが、消防法施行令第6条別表第一により、防火対象物は15項(前各項に該当しない事業場)とした場合には下記の消火設備が必要となります。

＜消火設備＞

消火器、屋内消火栓設備

⑦雨水ろ過設備

屋根の雨水を地下ピットに貯留（年間雨水集水量の20日分程度）しろ過、滅菌後雑用水槽に貯留し加圧ポンプユニットにて洗浄水（大便器、小便器）及び植栽灌水設備に供給します。滅菌装置については植栽の保護のため残留塩素濃度が調整可能なものとします。

4-1-2 換気空調設備計画

①熱源設備

空気熱源ヒートポンプチラー、またはガス吸収式冷温水発生機によりメインアリーナ用空調機に冷温水を供給します。熱源機的能力及び台数（交互運転等）については、設計段階で対象となる諸室の気積や、大会時等の利用者からの発熱、メンテナンス時の対応等を十分考慮のうえ、検討を行います。

②空調設備

メインアリーナ系統は単一ダクト方式として機械室に空調機を設置し冷暖房・換気を行います。また、省エネルギーの観点から全熱交換器を設置し熱回収を行います。吹き出し口的位置や数については、バドミントン競技への影響が最小となるよう計画を行うものとします。

多目的ルーム、弓道場も同様に単一ダクト方式とし全熱交換器組込形空調機を機械室に設置します。

その他の諸室については、空冷ヒートポンプパッケージ（ビル用マルチ形）とし各室に室内機を設置します。室外機は屋上階等に設置を検討します。

空調方式としては、上記のシステムが考えられますが今後設計段階で検討を行います。

③換気設備

空調を行う居室については全熱交換器ユニットを設置し第一種換気方式にて換気を行います。

トイレ、倉庫等は排気ファンによる第三種換気方式にて換気を行います。

④自動制御設備

熱源方式、空調方式により今後の検討となりますが、省エネルギーの観点より中央監視装置を設置し各機器の監視及び計測、記録を行うことが望ましいと考えます。

⑤排煙設備

基本的に全館自然排煙で計画します。

4-13 バリアフリー計画

(1) バリアフリー対応

バリアフリー計画については、「3-1 (5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）、高齢者・障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例、日野市ユニバーサルデザイン推進条例」を満足するように計画します。

<主な基準>

整備項目		整備内容			
		法	都条例	日野市条例	採用
出入口	幅（開放時有効）	80cm 以上	85cm 以上		85cm 以上
	直接地上に通じる出入口	－	100cm 以上		100cm 以上
廊下等	幅	120cm 以上	140cm 以上		140cm 以上
	点状ブロック等の敷設	敷設			敷設
エレベータ	出入口の幅	80cm 以上	90cm 以上		90cm 以上
	かごの奥行	135cm 以上			135cm 以上
	かごの幅	140cm 以上			140cm 以上
	乗降ロビーの幅及び奥行	150cm 以上			150cm 以上
階段	手すり	設置			設置
	踊り場	－	設置		設置
	幅	－	120cm 以上		120cm 以上
	蹴上	－	18cm 以下		18cm 以下
	踏面	－	26cm 以上		26cm 以上
便所	車椅子使用者用便房	1 以上設置			1 以上設置
	オストメイト対応便房	1 以上設置			1 以上設置
	ベビーチェア付便房	－	1 以上設置		1 以上設置
	ベビーベッド等	－	設置		設置
敷地内通路	幅	－	140cm 以上		140cm 以上
	段がある部分 手すり	設置			設置
	勾配	1/12			1/12
駐車場	車椅子専用駐車施設	1 以上設置			1 以上設置
	幅	350cm 以上			350cm 以上

上記数値は整備基準で、今後設計段階で誘導基準の採用も含めて検討を行います。その他、細部に及ぶ事項も同様に設計段階で検討します。また、緊急時の必要な設備（警報装置、避難経路・非常口、一時待避スペース、非常放送設備等）については必ず設置します。

(2) 障害者スポーツ対応

スポーツ推進計画で掲げているスポーツ実践率 70%を達成するためには、健常者だけでなく障害者のスポーツ促進も視野に入れていくことが必要となってくると考えられます。そのためには、障害者がスポーツに親しめる環境づくりが望まれます。

施設全体では、バリアフリー計画のほか、どのような障害者にとっても分かりやすい施設環境をつくることが必要であり、シンプルな動線やイラスト等を使用した分かりやすい案内板を設置することが重要となります。

トレーニングルームは、車椅子利用者でも使用ができるよう、通路は十分な幅員を確保し、車椅子からの移動が楽に行えるようストレッチ台の設置や踏み台の設置、視覚障害者のため、ウェイトトレーニングマシンに点字表示をするなどの工夫が必要となります。また、指導員の配置なども含め、どの程度対応していくか今後検討していく必要があります。

一般的に、アリーナでのスポーツ利用の場合、特に健常者がスポーツをする場合と床などの仕様は特に変わりません。アリーナでの想定される障害者スポーツは、シッティングバレー、車椅子バスケットボール、車椅子ダンス等ですが、試合などを行う場合は、選手のみならず、観覧者も障害者の場合が多いため、障害者用トイレやシャワー、駐車場の整備が必要となります。また、サウンドテーブルテニスなど音を使うスポーツには別室を用意するなどして、音が聞こえやすい環境をつくる必要があります。

4-14 環境配慮

(1) 環境配慮機能・設備

①他施設における環境配慮事例

以下に、類似他施設における環境配慮の事例を示します。

施設名	施設概要								
	所在地	建設年月日	延床面積 (㎡)	環境配慮項目	用途	施工箇所	使用量 使用台数	能力 (kw)	整備内容・目的
うきは市立総合体育館 (うきはアリーナ)	福岡県うきは市	2008年6月	7,148	木材	木材利用	屋根架構、床、壁	2300本	-	屋根架構に地場産材「耳納杉」を使用
万代長嶺小学校体育館	新潟市中央区	2005年3月	4,197	雨水	トイレ用洗浄水	体育館内 男女トイレ	1基	-	屋根雨水を受水槽 (4.5㎡) に受け、ろ過装置 (3㎡/h) で浄化し、トイレの洗浄水として再利用
昭和女子大学体育館	東京都世田谷区	2006年3月	3,769	太陽光	建物内使用電源	屋根	2ヵ所	20	二酸化炭素排出量の削減
日吉津小学校屋内運動場	鳥取県西伯郡	2009年2月	998	太陽光	照明・非常用電源	屋根	2ヵ所	60	二酸化炭素排出量の削減
須坂市北部体育館	長野県須坂市	2013年10月	-	太陽光	照明・非常用電源	屋根	1ヵ所	68	二酸化炭素排出量の削減
静岡県草薙総合運動場 このはなアリーナ	静岡県静岡市	2015年4月	13,509	木材	木材利用	構造	7000本	-	メインフロアを支える柱には、日本三大人工美林と呼ばれる高強度・高品質の「天竜杉」を使用
深谷市総合体育館 (ビッグタートル)	埼玉県深谷市	1993年8月	12,730	太陽光	建物内使用電源	屋根	2ヵ所	208	二酸化炭素排出量の削減
明治大学 和泉キャンパス 和泉総合体育館ウエスト	東京都杉並区	2014年3月	13,820 ※対象1,200㎡	電力	LED照明	サブホール 3階	54台	404(W)×台	省エネ性能、メンテナンスコスト削減
宇土市民体育館	熊本県宇土市	1975年7月	4,355	電力	空調設備	-	2基	236	CO2排出量・ランニングコスト削減
ふれあいホール	東京都日野市	2013年3月	7,241	太陽光	建物内使用電源	屋根	1200枚	102	二酸化炭素排出量の削減

②本施設における環境配慮

以下に、本施設における環境配慮にあたっての検討項目を示します。導入の可否等、詳細な検討については、以降の設計業務にて検討を行うものとします。

< 検討項目 >

○自然エネルギー利用

- ・自然採光
- ・自然換気
- ・太陽光発電
- ・雨水利用

○建物の環境性能向上

- ・屋根、外壁の断熱性の向上
- ・Low-E ペアガラス
- ・省エネルギー機器の積極採用

○その他

- ・多摩産木材等の活用
- ・リサイクル材の活用
- ・敷地内の緑化、屋上緑化

③太陽光パネル設置にかかる費用

アリーナ屋根の東側と南側部分に設置した場合の、太陽光パネル設置に伴う費用を試算すると下記の通りとなります。

パネル設置面積：600 m² パネル：270W／枚 1 枚 1.6 m²
600÷1.6≒370 枚 270×370≒100kw

太陽光パネル：55,500 千円（150 千円／枚×370 枚）
パワコン ： 9,700 千円（20kw×5 台）
計 ： 65,200 千円（直接工事費）

65,200 千円×1.3（経費）＝84,760 千円

（２）国産材・多摩産材の活用

東京都が推進する多摩産材の利用・普及に伴い、多摩産材を一部利用することも視野に入れ検討を進めます。

①活用事例

以下に、多摩産材利用の施設事例を示します。



スポーツ広場クラブハウス棟（新島村）



図書館（神津島村）



市役所ロビー（立川市）



首都大学東京南大沢キャンパス（八王子市）



小学校 天井ルーバー（青梅市）



市民の森ふれあいホール（日野市）

【出典】

- ・「森づくり推進プラン-東京における持続的な森林整備と林業振興-」
- ・多摩産材の利用拡大（東京産業労働局 HP）

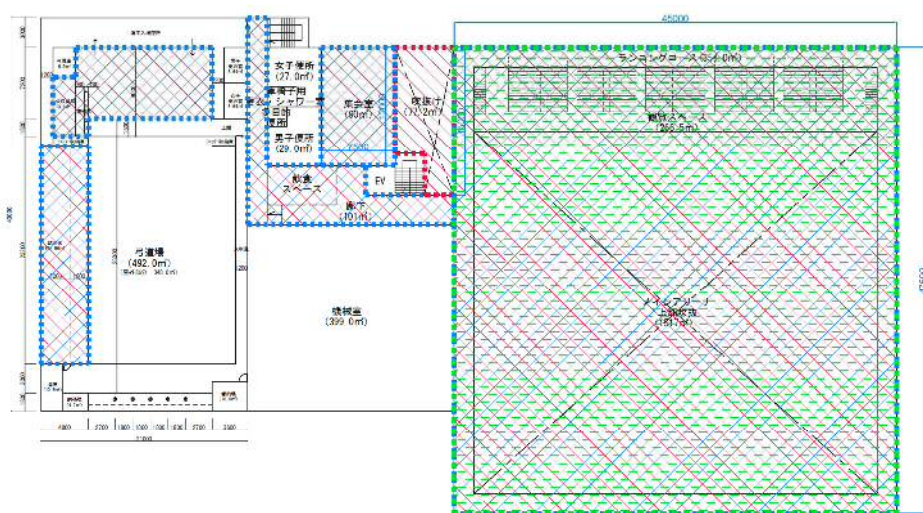
②活用方針

木材の使用方法として下記の活用方法が考えられます。

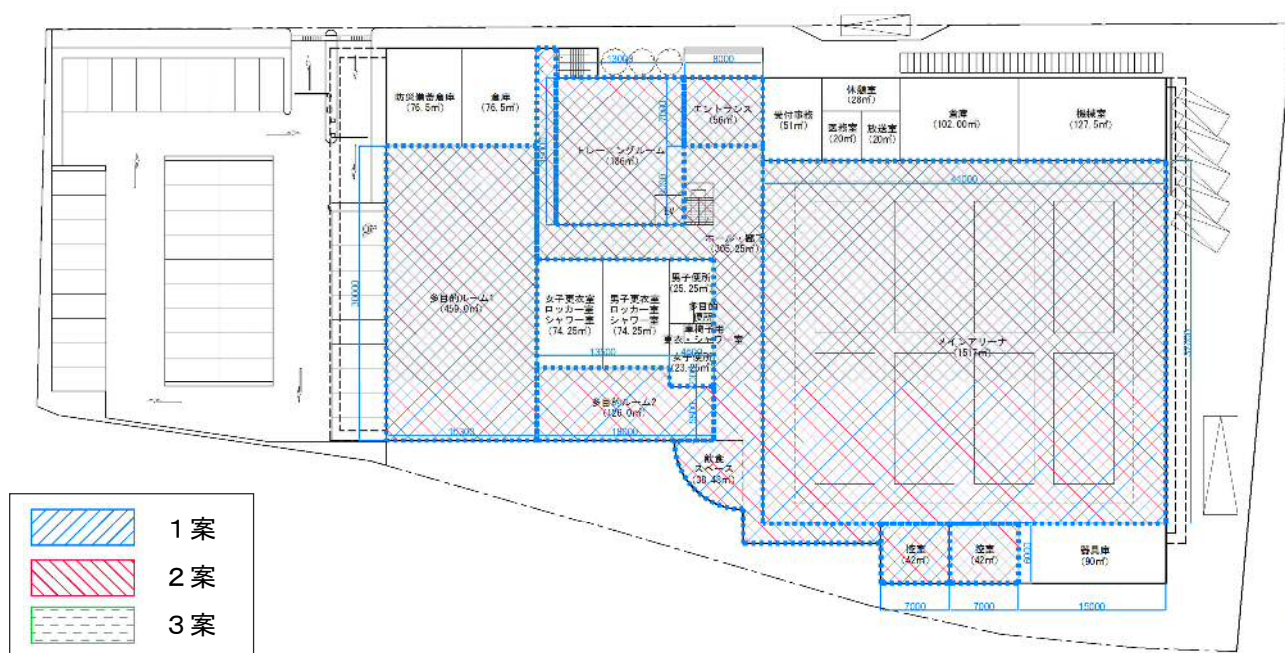
- ・ 1 案：エントランス、諸室の腰壁部分に木材を使用
- ・ 2 案：諸室内装材（壁）に木材を使用
- ・ 3 案：メインアリーナ屋根架構に木造の構造材を使用

□工事費の目安

	数量	単価	工事費（千円）	備考
1 案	1040.0 m ²	7,000～12,000 円/m ²	7,280～12,480 円	無垢材
2 案	4,164.5 m ²	30,000～50,000 円/m ²	124,935～208,225 円	準不燃処理
3 案	2,137.5 m ²	100,000～120,000 円/m ²	213,750～256,500 円	木トラス



2 階



1 階

■木材使用面積の数量根拠

①腰壁部分 (1,000mm)

	室 名	壁の長さ (m)	高さ (m)	面積 (㎡)
一階	エントランス	30.0	1.0	30.0
	ホール・廊下・飲食スペース	192.0	1.0	192.0
	メインアリーナ	156.0	1.0	156.0
	控室①	26.0	1.0	26.0
	控室②	26.0	1.0	26.0
	多目的ルーム1	90.6	1.0	90.6
	多目的ルーム2	51.0	1.0	51.0
	トレーニングルーム	56.0	1.0	56.0
	一階合計	-	-	627.6
二階	廊下・飲食スペース	84.0	1.0	84.0
	集会室	39.0	1.0	39.0
	弓道場	50.4	1.0	50.4
	観客席	54.0	1.0	54.0
	メインアリーナ	185.0	1.0	185.0
	二階合計	-	-	412.4
合 計		-	-	1040.0

②壁全体

	室 名	壁の長さ (m)	高さ (m)	面積 (㎡)
一階	エントランス	30.0	3.0	90.0
	ホール・廊下・飲食スペース	192.0	3.0	576.0
	メインアリーナ	156.0	6.5	1,014.0
	控室①	26.0	3.0	78.0
	控室②	26.0	3.0	78.0
	多目的ルーム1	90.6	4.0	362.4
	多目的ルーム2	51.0	3.0	153.0
	トレーニングルーム	56.0	3.0	168.0
	一階合計	-	-	2,519.4
二階	廊下・飲食スペース	84.0	4.0	336.0
	集会室	39.0	4.0	156.0
	弓道場	50.4	4.0	201.6
	観客席	54.0	4.0	216.0
	吹き抜け	26.0	10.5	273.0
	メインアリーナ	185.0	2.5	462.5
	二階合計	-	-	1,645.1
合 計		-	-	4,164.5

③メインアリーナ屋根

	室 名	幅	奥行	面積 (㎡)
	メインアリーナ	45.0	47.5	2,137.5
合計		-	-	2,137.5

4-15 防災対応

市の防災計画、避難上の位置づけを踏まえ、周辺地域の身近な防災拠点として役立つ防災機能を整備します。

①他施設における防災対応

以下に、類似他施設における防災対応の事例を示します。

施設名	施設概要									
	所在地	建設年月日	延床面積 (㎡)	避難区分	災害対応項目	仕様	設置数	能力 (kw)	燃料	整備内容・目的
三刀屋町文化体育館 アスバル	島根県雲南市	2000/04	10,074	一時避難場所	空調設備	空調専用常用ディーゼル発電機440V	1	500	ディーゼル	空調設備の維持管理費の低減及び災害時建物内電力利用
高石市立総合体育館	大阪府高石市	2015/04	4,317	避難所	非常用電源	-	1	150kva	軽油	災害時利用・950 Lの軽油で最大40時間稼動が可能
浦安市運動公園総合体育館	千葉県浦安市	1999/06	14,537	避難所	建物使用電源・空調設備	ガスエンジンコージェネレーション	1	350	ガス	停電時にガスで発電し、電力を供給するとともに空調等を動かす
エスフォルタアリーナ八王子	東京都八王子市	2014/10	23,092	避難所	非常用電源	-	2	1,000	ガス	災害時用空調・照明利用
万代長嶺小学校体育館	新潟市中央区	2005/03	4,197	避難所	トイレ用洗浄水	体育館内男女トイレ	1	-	雨水	屋根雨水をろ過し、トイレの洗浄水として再利用
茅ヶ崎総合体育館	神奈川県茅ヶ崎市	1989	12,250	広域避難場所	備蓄倉庫	-	1	-	-	食糧（112,300食）、給食給水用具、救出用具、救護品等ほぼ全ての種類の備蓄品を備え災害時に活用

②本施設における防災対応

以下に、本施設における防災対応にあたっての検討項目を示します。導入の可否等、詳細な検討については以降の設計業務にて検討を行うものとします。

<検討項目>

○インフラバックアップ

- ・ 自家発電設備
- ・ 太陽光発電、蓄電池
- ・ 受水槽への取水口、緊急遮断弁の設置
- ・ 雨水の飲料水利用

○その他

- ・ 防災備蓄倉庫
- ・ マンホールトイレ



4-16 外構計画

(1) 駐車場計画

駐車場は敷地西側に配置し、容易に出入りできるよう北側に出入口を設け分かりやすい動線とします。建物正面の北側道路には、体育館利用者の送迎のためのマイクロバスなどが効率よく移動できるよう車寄せを設置し、利便性を向上させます。

駐車台数は、基本的には普通乗用車の利用を想定し 45 台分を確保、建物入り口近くに車椅子用駐車場を配置し、駐車場から体育館入り口までの歩行者通路を確保します。

現状、平成 27 年 12 月に実施した利用者の来館方法調査の結果から、平日はほぼ 45 台以内に収まる状況となっており、また、利用者アンケートの結果から、利用者の大半は、南平地区、平山地区、豊田地区からの利用で、南平体育館を中心として平山地区の一部を除き半径 2km 圏内となっており、徒歩又は自転車で来館できる範囲となっています。さらに今後、駐車場の有料化を予定しており、施設利用者が現状より増えた場合でも徒歩や自転車の利用、公共交通機関の利用を促していくことで考えています。

周辺環境についても、体育館の東側に小学校が隣接しており前面道路が通学路となっていること、また、計画地が都市計画上の住居系地域に指定されていることから、児童の安全面、周辺住民の住環境の保全の面からも、自動車使用の抑制を図っていく必要があると考えます。

ただし、土日休日の大会時には現状の駐車台数では不足すると考えられるため、今後、周辺での臨時駐車場の確保を検討していく必要があります。尚、自走式の 2 階建て駐車場とした場合は、約 50 台分の駐車スペースの確保が可能ですが、今後、設計段階で費用対効果等も含めて詳細な検討を行っていくものとします。

(2) 植栽計画

周辺環境との調和に配慮した敷地内緑化を基本とします。敷地南側には水路を隔てて南平公園があり、一体的に地域住民の憩いの場となるようつながりに配慮しながら地域の植生を踏まえ樹種の選定を行います。

道路沿いに設ける歩行者通路は利用者を効率的に誘導し、また、花木を鑑賞しながら散策できる植栽計画とします。

(3) 舗装計画

周囲は住宅地であることから、周辺環境とのつながりに配慮した舗装計画とします。

敷地内には歩行者通路を設けるため、車道との区別がつきやすい工夫が必要となります。材料や施工方法についても安全性を考慮したものとし、高齢者や障害者にも分かりやすい計画とします。

(4) 照明計画（街路灯等）

歩行者や乗用車がともに十分な視界を確保できる明るさを保ち、周囲に調和する心地よい明かりを基本とします。通路など必要な場所には誘導性を持たせ、一体的に賑わいを演出します。

また、夜間の災害停電時でも照明を点灯させ、安全を確保できるよう検討します。

4-17 その他検討

(1) 床材の検討



	長尺弾性塩ビシート	フローリング
製品性	表面が軟らかいので怪我しにくい	表面が硬い
	濡れても滑りにくい	濡れると滑りやすい
	抗菌処理が施されている	抗菌処理がされていない
	表面が傷つきにくい	表面が傷つきやすい
	移動式バスケットゴール等、重量の重いものを置いた場合、床が沈むため養生等が必要	重量の重いものを置く場合でも養生は不要
施工性	直貼りが可能なのでコストを抑えることができ、その場合は施工が容易	鋼製材が必要
メンテナンス性	水拭きが可能で、普段はモップ掛け程度でよい。また、部分補修が可能。	水拭きは不可
価格 (㎡あたり)	15000 円/㎡～28000 円/㎡	20000 円/㎡～25000 円/㎡



(採用事例：多摩市総合体育館)

(2) 空調事例（輻射式冷暖房 昭和第一学園高等学校）

輻射式冷暖房システムにより、光速で熱伝播を行い体感に直接作用することにより、上下の温度ムラを抑制します。また、水平冷房が可能となり大空間で飛躍的な省エネ効果を発揮します。無音、無風のため、各種競技にも効果的とされます。

メリット	デメリット
・風がないのでバドミントンなどの競技に適する。 ・音が静か。 ・温度ムラがほぼなく、快適性が高い。 ・エネルギー効率がよく、ランニングコストを抑えられる。	・結露が起こる。 ・壁面に設置するため、隣接して部屋や倉庫を配置する場合など、扉を設置できない。



※参考コストは、**力**および**勇**を必要とする前提です。

※3 参考コストは、冷房および暖房を必要とする前提です。

（３）観覧席の工夫（武蔵村山市総合体育館）

1 階アリーナの柱と柱の間に、造りつけのベンチを壁に沿わせ、腰をかけたり荷物を置いたりできるよう考えられています。また、2 階の観覧席について、固定の席でまかなえない分は引き出し式の観覧席を採用し、普段使用しないときは壁面に収納し卓球台を常設しています。



■観覧席の検討

新南平体育館のアリーナ2 階部分に観覧席（引き出し式ロールバックチェア）を設置した場合の検討を次頁に示します。

この場合、ベンチタイプの観覧席で、84 席のものが5 セット設置できるので 420 席となります。

[illegible]

Technical drawing of a building section showing a staircase and a room with a desk and chairs. Dimensions are given in millimeters.

Staircase dimensions:

- Width: 1050
- Height: 20

Room dimensions:

- Total width: 4200 (1740 x 2)
- Total length: 4650 (3900 + 750)
- Desk width: 1740 (2900 x 6)
- Chair width: 420
- Chair height: 170

Other dimensions and labels:

- Room width: 3900 (650 x 7)
- Room length: 4650
- Staircase width: 1050
- Staircase height: 20
- Room width: 4200 (1740 x 2)
- Room length: 4650
- Staircase width: 1050
- Staircase height: 20
- Room width: 4200 (1740 x 2)
- Room length: 4650
- Staircase width: 1050
- Staircase height: 20

收納狀態

展開狀態

(4) アリーナ照明

以下に、主要なアリーナ照明の比較を示します。

◆主要な照明のタイプ比較			
	水銀灯	LED	メタルハライドランプ
評価項目			
	ランプ寿命: 6,000～12,000時間	◎ 定格寿命: 40,000～60,000時間	△ 定格寿命: 6,000～12,000時間
	消費電力 約400W(1台あたり)	× 約140W(1台あたり)	○ 約200W(1台あたり)
	光束 約55lm/W	× 約115lm/W	◎ 約100lm/W
	設置費用 安価。	○ 他に比べ高価。	△ 本体とは別途で専用の安定器材の取り付けが必要のため、高価。
	耐用年数(ランプ)※ 約2～4年	△ 約13～20年	△ 約2～4年
	メンテナンスについて 寿命が長く、大光束を得られるため、取替え頻度は低い。	◎ 寿命が極めて長く、取替え頻度は低い。	○ 寿命が長く、大光束を得られるため、取替え頻度は低い。
	発光効率・光束維持率について 発光効率は低い、メタルハライドランプと比較して、8000時間点灯時の光束維持率が80%を超える。	△ 発光効率が高く、8000時間点灯時の光束維持率も80%を超える。	○ 発光効率は高いが、他2種と比較して、8000時間点灯時の光束維持率が50%程度。
	演色性(Ra): 45以下 赤みの付いた青白色が基本であり、演出に合った自然な色を表現できない。	× 演色性(Ra): 70～90 モノ本来の色を表現することができる	○ 演色性(Ra): 70～90 モノ本来の色を表現することができる
	ランニングコストについて 一つの照明あたりの発光効率は高いが、W数が高いため、消費電力も重くなる。	△ 水銀灯に比べ、約1/4の消費電力で点灯でき、75%の消費電力を削減が可能。	△ LEDに比べ、点灯・再点灯に時間を要するため、こまめに消灯できないため、消費電力が重くなる。
総 評	×	◎	○
	◎	◎	○
備考: ※ランプ耐用年数は、年間点灯時間を3000時間として算出。 ※消費電力、ランプ寿命は機種によって異なります。 ※メーカーHP参照			

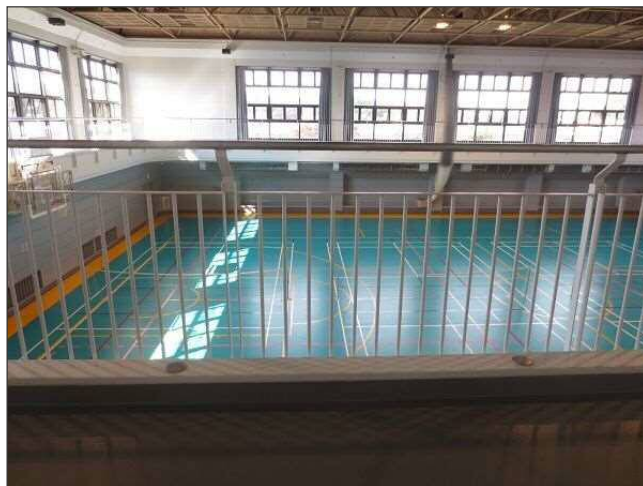
(5) ランニングコース（武蔵村山市総合体育館・多摩市総合体育館）

アリーナの2階部分をランニングコースとして使用しており、幅員は 1600mm 程度としています。片側通行といったルールを設け、利用者同士がぶつかる等の事故を防いでいます。

また、転落防止柵は透明色のものを採用することで、大会時には観覧が可能となります。



武蔵村山市総合体育館



多摩市総合体育館

4-18 建設事業費及び維持管理費

(1) 建設費

以下に、同種他事例の建設単価から建設物価の上昇を加味して算出した建設費を示します。

①近年の総合体育館の建設費の事例

No	施設名	延床面積 (㎡)	建設費税抜き (千円)	㎡当たりの 単価 (円/㎡)	建設物価(※)		時点修正後 の単価 (千円/㎡)	想定予算額 (落札額÷0.9)	アリー ナ (面数)	入札
					発注時	現在				
1	A市体育館	17,235	7,089,680	411,354	95.8	117.8	505,819	562,021	3面	2007年4月
2	B市体育館	10,095	4,996,000	494,898	117.1	117.8	497,857	553,174	2面	2014年11月
3	C市体育館	9,750	4,200,000	430,769	114.5	117.8	443,184	492,427	3面	2014年7月
4	D市体育館	6,613	2,819,000	426,282	113.1	117.8	443,996	493,329	1面	2014年3月
5	E市体育館	6,300	2,800,000	444,444	118.1	117.8	443,315	492,573	2面	2015年8月
6	F市体育館	8,522	3,790,000	444,731	113.3	117.8	462,395	513,772	2面	2014年5月
平均㎡単価				449,098			457,088	517,883		

※諸経費、管理費等は上記建設費に含まない。 【出典：建設物価指数月報（一般財団法人建設物価調査会）】

また、同種同規模施設の建設費について、大手、中堅建設会社への建設単価のヒアリングを行った結果を以下に示します。

②同種同規模施設の建設単価のヒアリング結果

ヒアリング先	建設単価（税抜き）
A 社	55 万/㎡
B 社	55 万/㎡
C 社	48.5 万/㎡
D 社	53 万/㎡
E 社	60 万/㎡
平均	54.3 万/㎡

上記の同種他事例の実績から考えると 500 千円/㎡ですが、ヒアリング結果及び、今後の建設費の上昇等も考慮し、建設単価を 550 千円/㎡として本施設の概算工事費の算出を行います。尚、建設費については現在までに既に上昇しており、今後は緩やかに上昇し、2020 年の 1 年前くらいには建設市場も落ち着くとのヒアリング結果が得られました。

概算工事費： 550 千円/㎡ × 5,682.46 ㎡ = 3,125,353 千円（消費税抜き）

工事費以外に必要な費用

- ・基本及び実施設計費用： 約 70,000 千円
- ・その他工事監理費、外構費用等： 約 56,000 千円

（※上記金額に消費税は含まない。）

(2) 解体費

既存体育館の解体費は、建設会社へのヒアリング調査をもとに下記の通り算出しました。

約 106,662 千円 (消費税抜き)

(3) 維持管理費

新南平体育館の維持管理費の前提条件を下記の通り設定しました。

■前提条件

建物点検周期 (年)	3	防犯警備費 (円/㎡回)	500
設備点検周期 (年)	1	ビル管理費 (円/㎡回)	150
建物点検費 (円/㎡回)	1,000	光熱水費 (円/㎡回)	3500
設備点検費 (円/㎡回)	1,500	一般管理費 (円/㎡回)	500
清掃費 (円/㎡回)	1,500		

上記、維持管理費の前提条件と同種他事例における修繕費・更新費などの実績データをもとに 65 年間のライフサイクルコストを算出の上、年間あたりの維持管理費の算出を行いました。

■ライフサイクルコスト (65 年間) (単価: 千円)

更新費	3,495,494
修繕費	260,149
保守費	1,415,954
光熱水費	1,247,355
一般管理費	178,194

■1 年間における維持管理費 (単価: 千円)

修繕費	4,002
保守費	21,783
光熱水費	19,190
一般管理費	2,741
合計	47,716 (消費税抜き)

(4) 活用可能な交付金について

公共体育施設整備のための補助制度として、代表的なものは文部科学省の学校施設環境改善交付金、東京都のスポーツ施設整備費補助金、その他、スポーツ振興くじ助成金があります。

※各種制度は、適用する年度によって制度・要綱が変更される場合があるため、今後の動向に留意する必要があります。

<公共体育施設整備のための補助制度>

制度名称	補助率	対象	備考
①学校施設環境改善交付金 (社会体育施設整備事業) (文部科学省)	補助率：1/3 面積 × 単価 (¥158,800) × 1/3	地方公共団体 地域スポーツクラブの活動拠点としてふさわしいクラブハウスを備えた屋内総合スポーツ施設を新築又は改築し、あるいは改造する事業	ただし、体育室、トレーニング室、健康・体力相談室、体力測定室、会議室、研修室、談話室、シャワー室及び更衣室を全て備え、床面積が2,000㎡以上を有する施設であること。4,000㎡を補助限度とする。
②オリパラ成功区市町村補助 (スポーツ施設整備費補助金) (東京都)	補助対象経費の1/2(限度額を1施設あたり1億円とする)	都内において各区市町村が保有し、条例、規則等を根拠に設置されるスポーツ施設	オリパラ開催年まで制度拡大継続予定。ただし、平成32年度末までの竣工が対象となる見込み
③H27年度スポーツ振興くじ助成金 (地域スポーツ施設整備助成)	工事費、設計管理費の2/3(限度額は2千万円)	都道府県、市町村、都道府県又は市町村が出資又は拠出したスポーツ団体、法人格を有する都道府県体育協会及び指定都市体育協会、法人格を有する総合型地域スポーツクラブ	独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱

<太陽光発電のための補助制度>

制度名称	補助率	対象	備考
再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業 (環境省)	定額、1/2、2/3	地方公共団体	実施期間：平成28年度～32年度

<多摩産材・国産材活用のための補助制度>

該当なし

(5) 事業費（財源内訳）

建築事業費： 3,125,353 千円×1.08（消費税）＝3,375,381 千円（消費税込み）

①資金計画

(単位：千円)

		限度額	想定額
国 費	学校施設環境改善交付金 4000 m ² を限度とするので、 4,000 m ² ×158,800 円/m ² ×1/3=211,733 千円	211,733	200,000
都 費	スポーツ施設整備費補助金	100,000	100,000
そ の 他	スポーツ振興くじ助成金（※）	20,000	-
基 金	体育施設整備基金	500,000	500,000
地 方 債	学校教育施設等整備事業（充当率 75%） ・対象は公立の小中学校、特別支援学校、幼稚園、高等学校、大学、社会体育施設等の整備事業 ・充当率は学校施設環境改善交付金を受けて実施する事業（補助事業）、地方単独事業の両方とも 75%	-	1,930,000
一般財源		-	650,000
合 計			3,380,000

※スポーツ振興くじの助成については、確定されていないため上記の計画に含まない。

②起債償還計画

○元利償還金の推計条件

- ・財政融資資金の事業別償還期間・利率で推計
- ・償還期間：20 年（元金償還据置 3 年間）／元利金等／半年賦／固定金利
- ・推計利率：①0.2%（最新：平成 28 年 3 月 9 日以降適用利率）②1.0%の 2 つ
- ・借入年度：実際は 2 年度に分けての借り入れになると思われるが、簡易的に 31 年度に全額を借りる形で推計

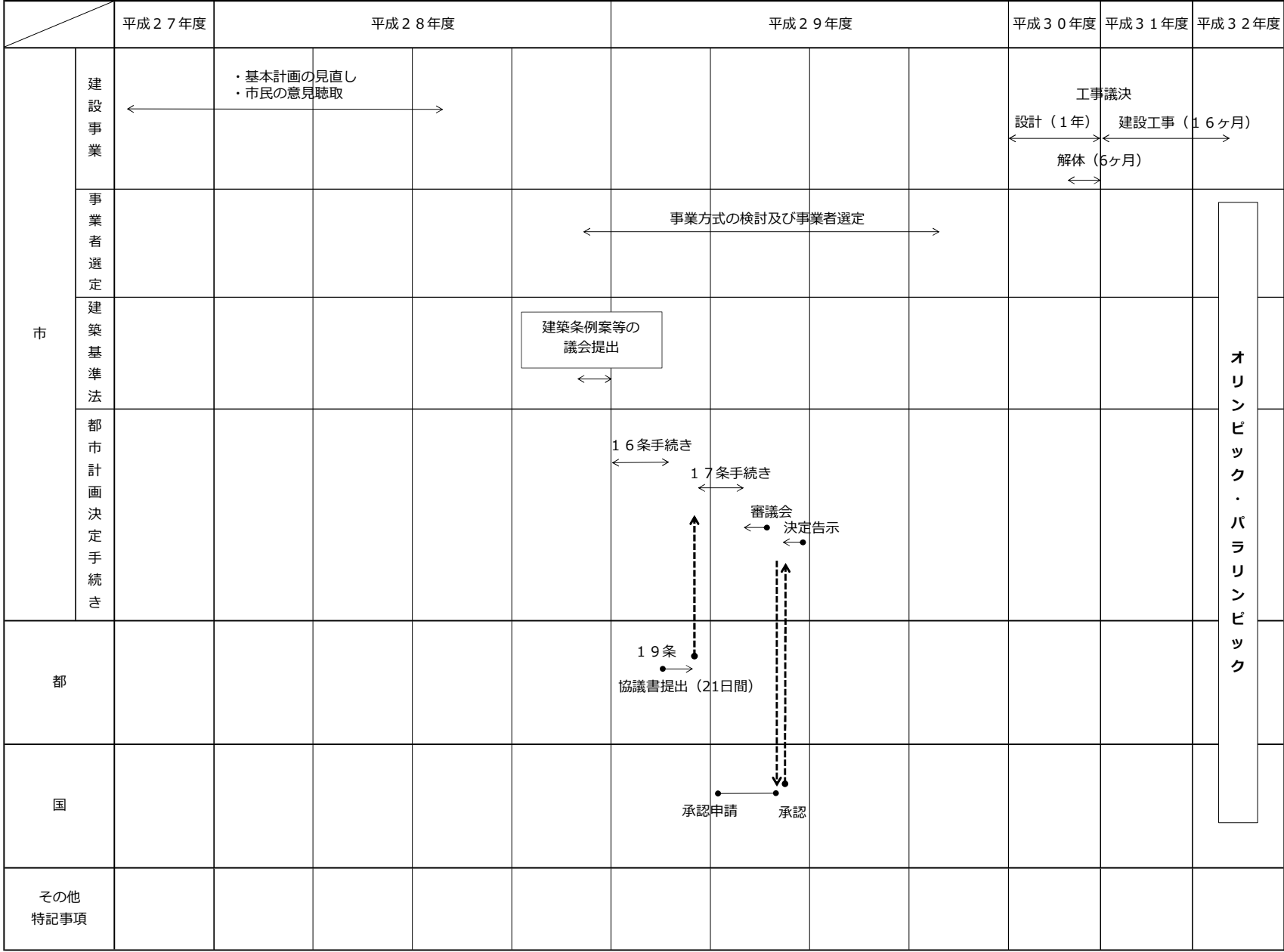
(単位：千円)

償還年額	115,527
償還額合計（20 年間）	1,974,911

4-19 事業スケジュール

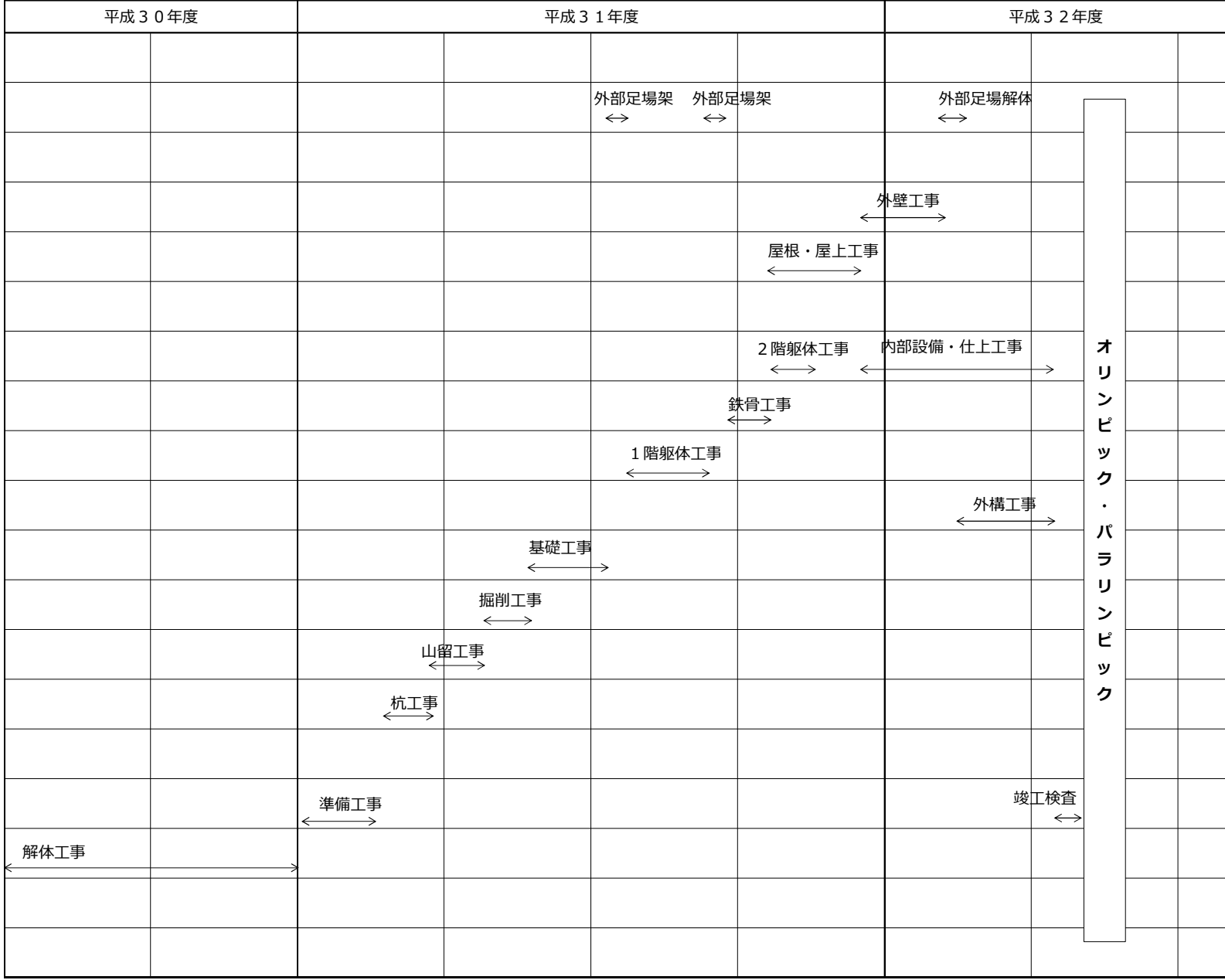
(1) 全体スケジュール (案)

全ての工程が順調に進んだ場合の本施設整備全体のスケジュール (案) を下記に示す。



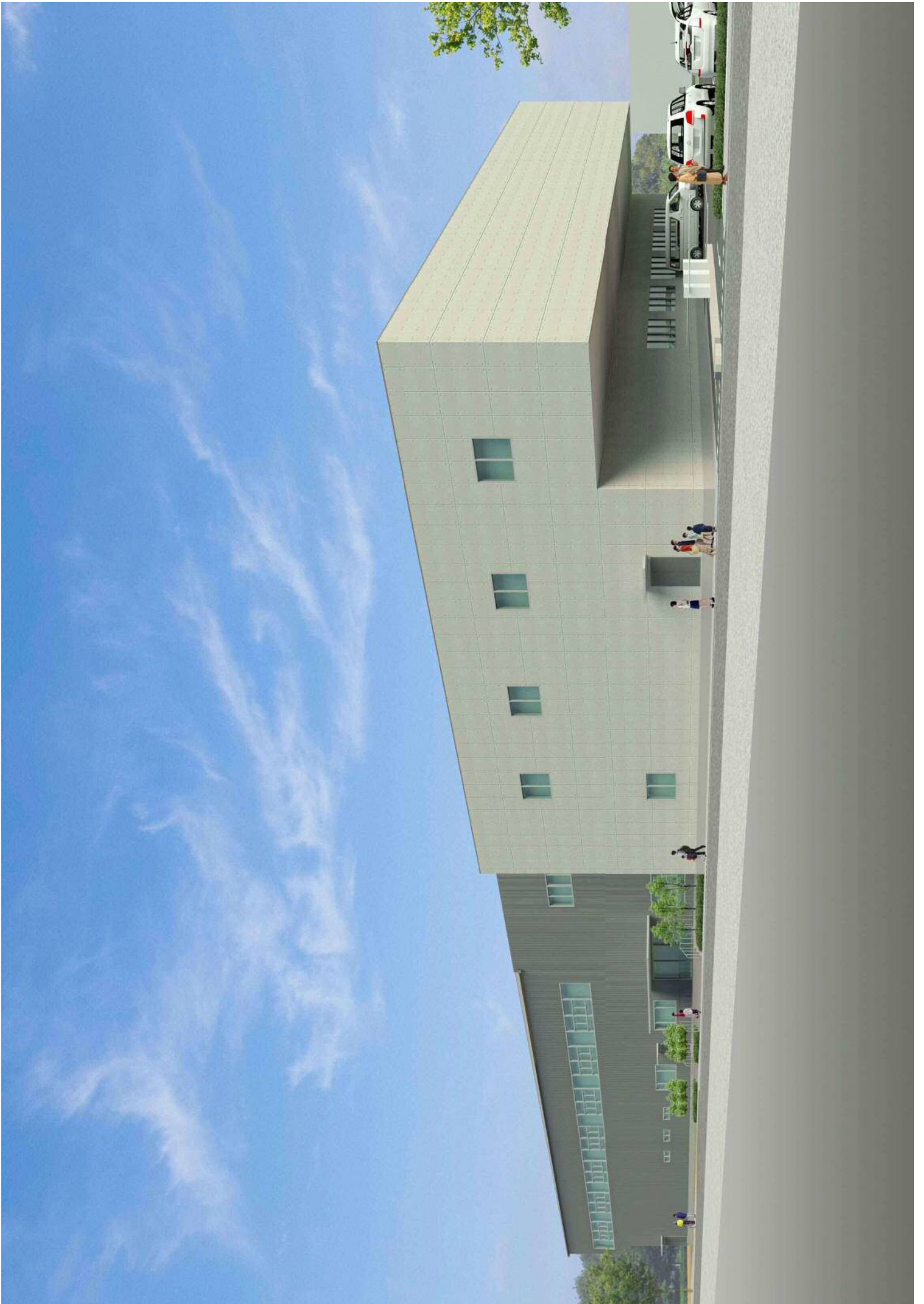
(2) 建設スケジュール (案)

本施設整備の建設スケジュール (案) は下記の通りである。

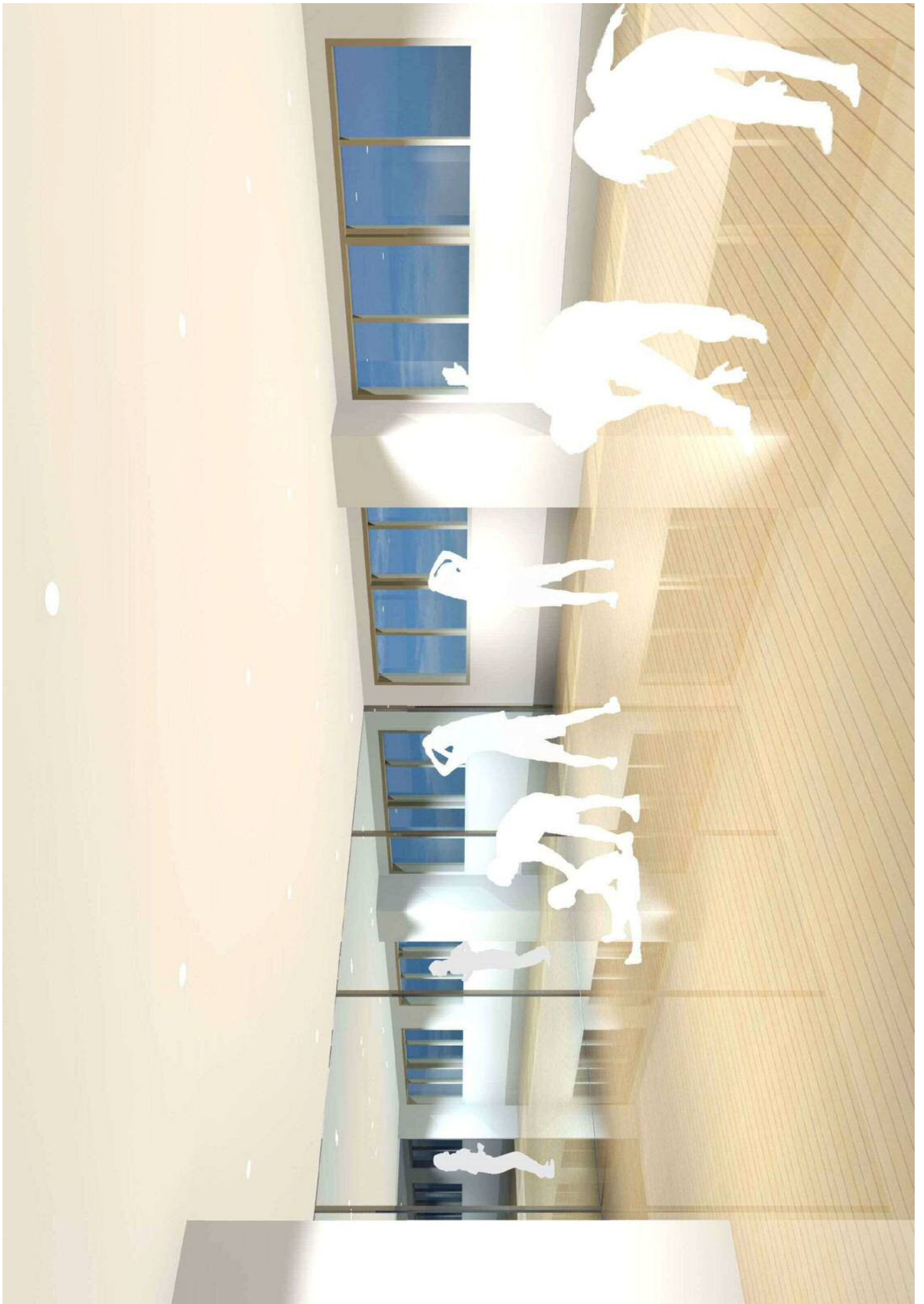


4-20 イメージパース

次頁以降に、外観及び内観のイメージパースを示す。









5. 運営方針

5. 運営方針

以下に運営方針を示す。

5-1 事業手法の検討

事業手法の検討にあたっては、市の財政の平準化や、民間ノウハウの活用も視野に入れて、民間資金を活用した PFI 事業の導入も含めて検討を行うものとする。

以下に日野市南平体育館の事業手法の比較表を示す。

図表 民生活業スキームの特徴の比較

事業手法	公設民営(指定管理者制度)	DBO方式	PFI方式			
			BTO 型	BOT 型	BOO 型	運営権型
概要	設計・建設等の各業務について、それぞれ個別に市が発注する方式であり、設計、建設業務は単年度契約、維持管理運営は、指定管理者に委ねられ複数年契約となる。	設計・建設等から管理運営までを一体の業務として市が一括発注する方式であり、複数年契約となる。なお、施設の所有者は市であり、資金調達は公共。	設計・建設等から管理運営までを一体の業務として市が一括発注する方式であり、複数年契約となる。施設の所有者は市又は民間事業者であり、資金調達は民間。			
根拠法令	条例・規則 地方自治法	条例・規則	条例・規則 PFI法			
民間事業者の事業範囲	—	—	資金調達			
	—	設計・建設	設計・建設			
	維持管理・運営	維持管理・運営	維持管理・運営			
契約	設計	設計業務委託契約	PFI事業契約 (設計・建設・維持管理／複数年一括契約)			PFI事業契約
	建設	建設工事請負契約				運営権実施契約
	管理	維持管理・運営契約(複数年)				
事業者への発注	業務毎に分離発注	一括発注	一括発注			一括発注
施設の所有 (事業期間中の)	公共	公共	公共	民間(SPC)	民間(SPC)	公共
施設の所有 (事業終了後)	公共	公共	公共	公共	民間(SPC)	公共
建築主	公共	公共	民間(SPC)			
債務負担行為	債務負担行為が必要	債務負担行為が必要	債務負担行為が必要			
議会の議決	・一定金額以上の建設請負契約 ・指定管理者の指定	・一定金額以上の建設請負契約 ・指定管理者の指定	・PFI事業契約 ・指定管理者の指定			
資金構成	一般財源+起債+補助金	一般財源+起債+補助金	民間資金(+一般財源、起債+補助金)			
支払平準化	△	△	○(施設整備費の割賦支払)			
民間活力導入の程度	管理・運営に限定	施設整備と管理・運営に分けて発揮	施設整備・管理・運営に一体的に発揮			同左に更に経営に関しても発揮

施設整備にあたって、一定額の自主財源の確保と起債による資金調達が可能である場合は、従来型の公設民営方式や、設計、建設、維持管理を一括発注することで、事業費の削減が期待できる DBO 方式などが考えられるが、単年度にある程度まとまった自主財源が準備できない場合や、性能発注方式等により、より事業費の削減を期待する場合には、民間による資金調達を行う PFI 方式も考えられる。

今後、施設整備の内容や、市の財政状況等を踏まえて、市にとって最適な事業手法について検討を行っていく必要がある。

次頁に PFI 方式とした場合の事業スケジュールについて参考を示す。

■ P F I 方式とした場合のスケジュール

	平成27年度	平成28年度				平成29年度				平成30年度	平成31年度	平成32年度
基本計画		・基本計画の見直し ・市民の意見聴取										オリンピック・パラリンピック
P F I 事業		PFI可能性調査 業務予算確保	発注準備	PFIアドバイザー業務 予算確保	PFI可能性調査	発注準備	PFI事業アドバイザー (事業者募集、選定)				工事議決 設計 (1年) 建設工事 (16ヶ月)	解体 (6ヶ月)

5－2 施設利用料の設定

建替え後については、公共施設等の使用料設定基準により建設費及びランニングコスト、受益者負合などから金額を算出し、市内や他市の類似施設などを参考にしながら、適正な料金設定を検討する方針である。また、駐車場については有料化する方向で検討を進める。

建替え後の新南平体育館では、これまで装備されていなかった空調設備が備わることで維持管理費が増えることが予想される。そのような冷暖房料金をどのように利用料に反映するか、また、駐車場についても、公共交通機関の利用を促し周辺環境の維持につながるよう有料化を検討していく方針であるが、現在のところ、市内類似の施設である市民の森ふれあいホールを参考とし利用料金設定の検討を進める予定である。

参考として、巻末の資料編に周辺市町村の体育施設利用料を整理したものを示す。

6. 今後の課題

6. 今後の課題

以下に今後の課題を示す。

(1) 駐車場について

南平体育館は市南部地域の身近な体育館であり、市外や遠方から広域での利用は想定していない。そのため、敷地内に極力現状の駐車台数を確保しつつ、併せて公共交通機関の整備を進め、利用者の公共交通機関利用の理解を求めていく必要がある。また、土日休日などの大会時には、必要に応じ敷地外に臨時駐車場の借上げ等を今後検討していく必要がある。

(2) 工事期間中の代替施設について

既存建物解体から新施設の竣工期間は、概ね2年となる見込みであり、現時点では仮設建築物を建てる場所も無くコストも高額となるため、市民の森ふれあいホールや市内の学校体育館などを代替施設として利用し、対応を行っていかざるをえないと考える。

工事期間中の代替施設として、仮設体育館を整備した場合の整備費用について、メーカーにヒアリングを行った。その結果を下表に示す。

＜仮設体育館の整備費に関するヒアリング結果＞

	A社	B社	
面積	1367.01 m ²	1800 m ² （軽量鉄骨造）	1700 m ² （重量鉄骨造）
高さ	6.5m	7.5m 以下	12.5m
レンタル期間	1年	1年	1年
費用	¥67,500 千円	¥524,000 千円	¥608,000 千円
備考	アリーナのためのレンタル テント	アリーナ、トレーニング ルーム、柔道場、剣道場、 事務室、男女更衣室、シ ャワー室、トイレ	アリーナ、トレーニング ルーム、柔道場、剣道場、 事務室、男女更衣室、シ ャワー室、トイレ

※上記金額には、地盤調査、測量調査、申請費、工事管理費等は含まない。

(3) 高齢者、障害者等への対応

今後ますます高齢化が進む中で、生涯スポーツとしてのニュースポーツや、個人で気軽に参加できるスポーツや運動について、施設面でより一層の対応を行っていく必要がある。合わせて、高齢者や障がい者に対する施設のバリアフリー対応についても、今後、設計段階で詳細の検討を行っていく必要がある。

また、障がい者スポーツへの対応についても、施設面での配慮や、備品等の整備を含めてできる限り対応可能な施設として検討を行っていくことが望ましい。

(4) 事業手法について

施設整備にあたっての事業手法については、建設費について、自主財源や補助金、起債を含めて調達可能か、今後検討が必要である。仮に公共側での資金調達が難しい場合には、PFI等の民間資金の活用も含めた事業手法の導入についても検討を行っていく必要がある。

(5) 整備スケジュールについて

施設整備のスケジュールについては、特別用途地区の許認可スケジュールや、事業手法に応じて必要となるスケジュールもふまえながら、東京オリンピック・パラリンピック開催前までの供用開始を目標として、詳細な整備スケジュールについて今後検討を行っていく必要がある。

(6) 既存西側倉庫について

現在、既存体育館の西側に建築面積 185 ㎡の平屋倉庫があり、関係部署の必要物品が保管されている。計画後には代替施設の必要を含め検討が必要である。

7. 業務報告

7. 業務報告

7-1 打合せ記録

本業務に関する打合せを下記の通り行った。

第 1 回	平成 27 年 4 月 27 日 (月)
第 2 回	平成 27 年 5 月 25 日 (月)
第 3 回	平成 27 年 6 月 25 日 (月)
第 4 回	平成 27 年 7 月 27 日 (月)
第 5 回	平成 27 年 8 月 28 日 (月)
第 6 回	平成 27 年 9 月 10 日 (木)
第 7 回	平成 27 年 9 月 25 日 (木)
第 8 回	平成 27 年 10 月 16 日 (木)
第 9 回	平成 27 年 11 月 19 日 (木)
第 10 回	平成 28 年 1 月 7 日 (木)
第 11 回	平成 28 年 2 月 18 日 (月)
第 12 回	平成 28 年 3 月 15 日 (火)

7-2 周辺住民説明会の報告

周辺住民や体育施設利用者を主な対象とし、平成 28 年 1 月 23 日（土）に南平体育館剣道場にて建替基本計画（案）についての説明会を 2 部構成にて行った。本説明会については、1 月 1 日号の広報にて広く周知しており、当日は、第 1 部は 97 名、第 2 部は 22 名、合計 119 名の参加者が集まった。

その際の参加者からの主な意見・質問及び回答を下記に示し、説明資料を巻末の資料編に添付する。

意見・質問	回答
地下駐車場や立体駐車場は考えていないのか。	敷地外の臨時駐車場についても検討していきたい。
公園の利用や柿園の買収などは考えているか。	公園の駐車場としての利用は考えていない。柿園の買収は私有地なので難しい。
利用料金について設定はあがるのか。	現状のふれあいホールの金額が基準になると考える。消費税等の値上がりも含め今後検討する。
トレーニングルームについて、もう少し広いほうが良いと思う。	基本計画段階のため、今後設計段階で詳細に計画する。
アリーナの卓球台の収納スペースは確保されているのか。	
体育館にバスを通してほしい。	公共機関について、南部地域のまちづくりを踏まえ対応を検討する。
南平駅からの利用経路が問題になると考える。	駅前の整備を別途計画中で、現状ではまだ回答できかねる。新体育館は賑わいの拠点となるため、そういった視点を含めまちづくりを考えていきたい。
隣接する南平小学校の前も自動車を通る動線となっているが、小学校から公園の後ろまで車が通らない計画としてほしい。	自動車の動線・誘導ルートについて、今後検討していきたい。
工事期間中、代替施設についてどう考えているのか。	代替施設は想定しておらず、ふれあいホールなどの活用をしていただくことで考えている。小学校や中学校施設などには協力を呼びかけていきたい。
基本設計が平成 29 年度となっているが、同様に説明会は考えているのか。	本年 4 月にパブリックコメントの実施を考えており、そこでもう少し詳細な内容を提示する。
工事費の 30 億円をどのように確保するのか。	ふれあいホールは建設単価 30 万/㎡であったが、現在では 50 万/㎡となっている。様々な補助金の活用を想定しているが、ある程度の支出は必要となる。今回整備する建物は 30 年後でも利用価値の高い施設としていきたいと考えている。

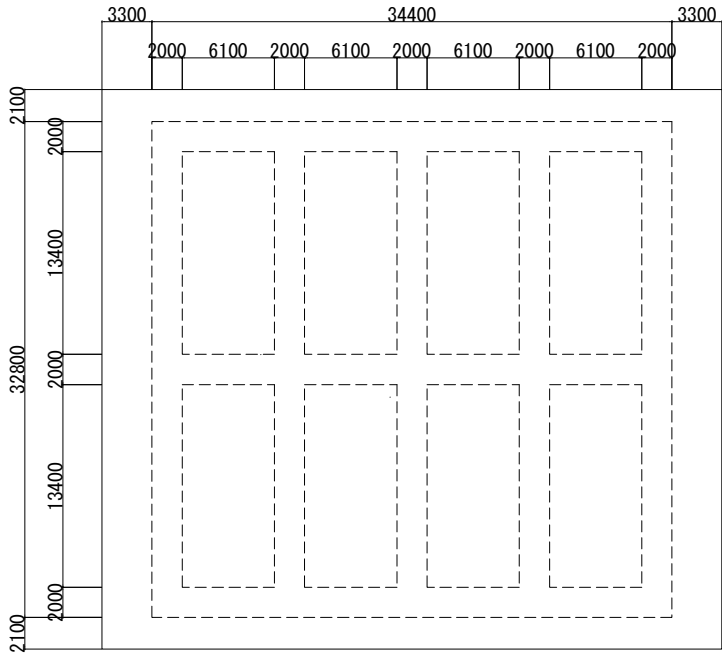
メインアリーナ(1517㎡)

◇メインアリーナにおける各種競技の付帯条件

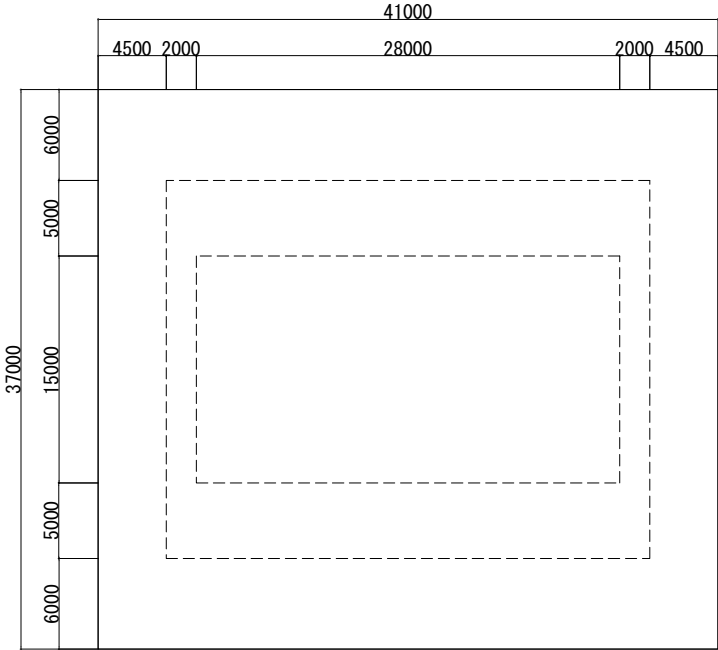
	寸 法	天井高	照明（設備）	備 考
バドミントン	縦6.1m×横13.3m （国体規格）	12m	1,200（1x）	・ネット：丈が760mm、幅が最低6.1mあるものとする。 ・ポスト：高さは床から1.55mとする。
バスケットボール	縦28m×横15m （国体規格）	7m	1,500（1x）	・床は木材が一般的。 ・バックボード：外側で水平方向590±3cm、垂直方向450±3cmとし、底線の上縁はリングと同じ高さとする。 ・バスケット装置：移動式、吊下式、壁面式の3つの内いづれかを設置。
フットサル	縦18m×横38m	-	-	・FIFA(国際サッカー連盟) 公式決定事項として、サイドライン38～42m、ゴールライン18～22mとしている。 ・床は木製、化学合成物質、天然芝、人工芝、土が認められている。
バレーボール	縦20.5m×横37m （国体規格）	12.5m	1,000～1,500（1x）	・フリーゾーンは最小限サイドラインから5m、エンドラインから8mなければならない。 ・床表面は凹凸がなく水平で均一である必要がある。
卓球	縦14m×横7m （国体規格）	5m	600（1x）	・床表面は、レンガ、コンクリート及び石以外のもので明るく反射性のあるものは避ける。 ・テーブル：長さ274cm、幅152.5cm、床上76cmの水平面になるものとする。 ネットアセンブリ：ネット（高さ12.25cm）、吊りひも、サポートからなるもの。

<凡例>

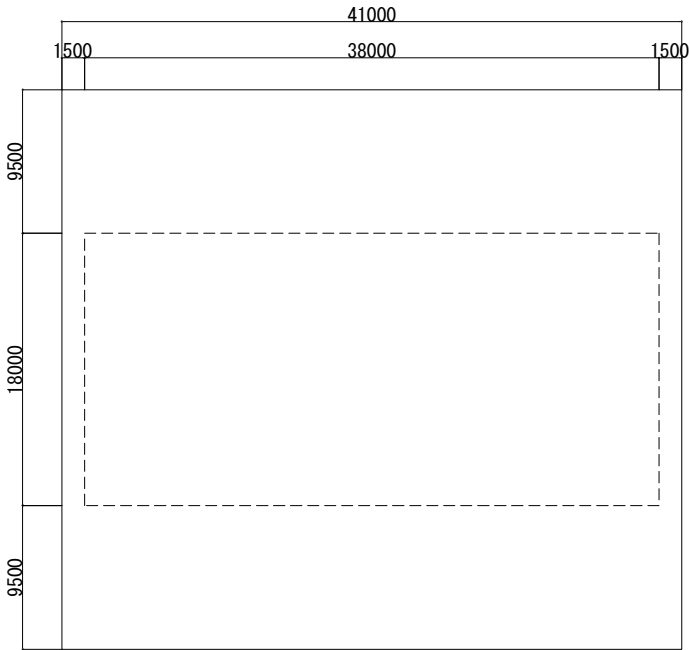
	アリーナ寸法
	公式競技寸法



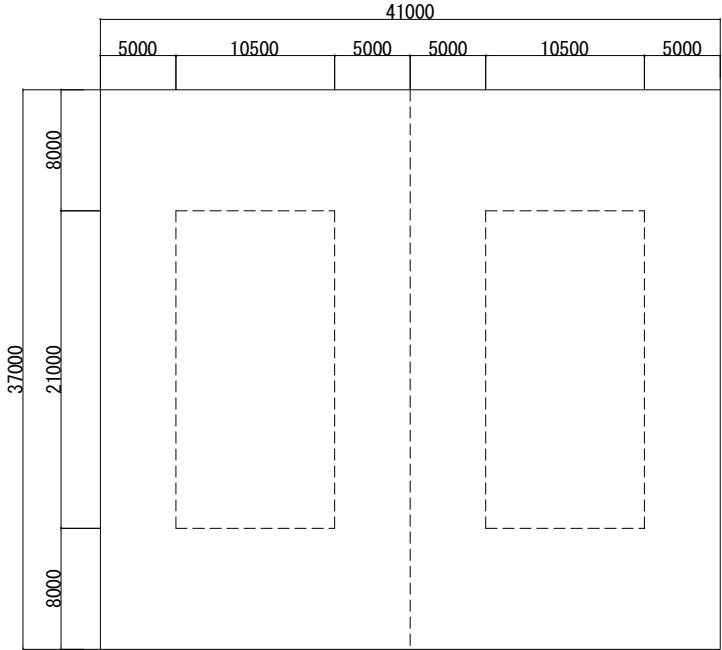
バドミントンコート
8面



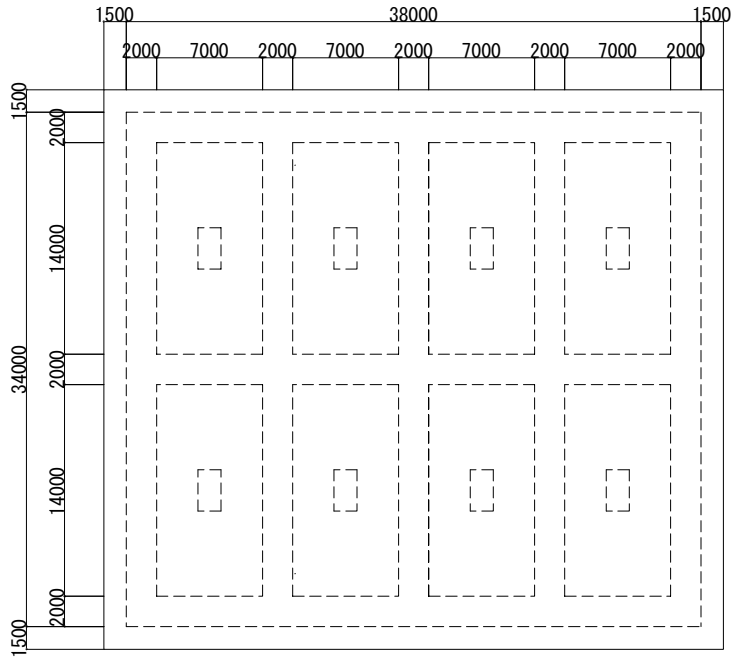
バスケットボールコート
1面



フットサルコート
(1面)



バレーボールコート
2面



卓球場
8面

S=1/500

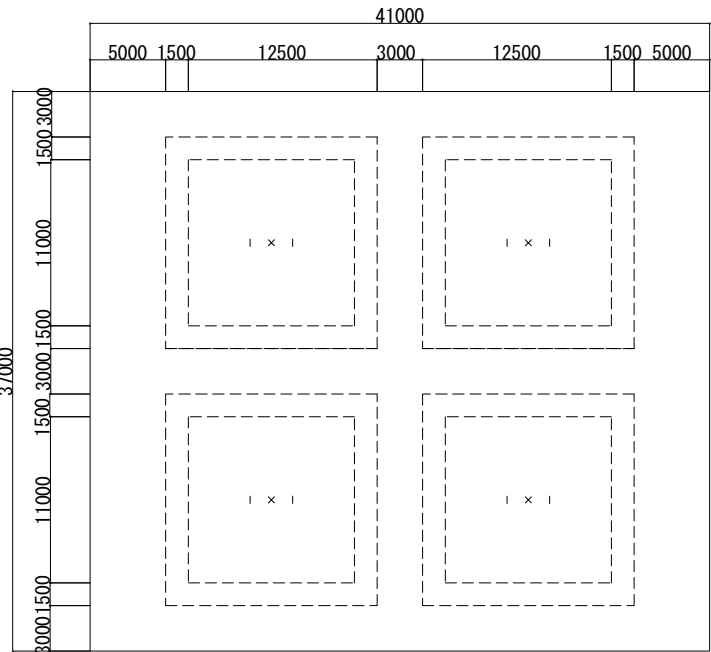
メインアリーナ(1517㎡)

◇メインアリーナにおける各種競技の付帯条件

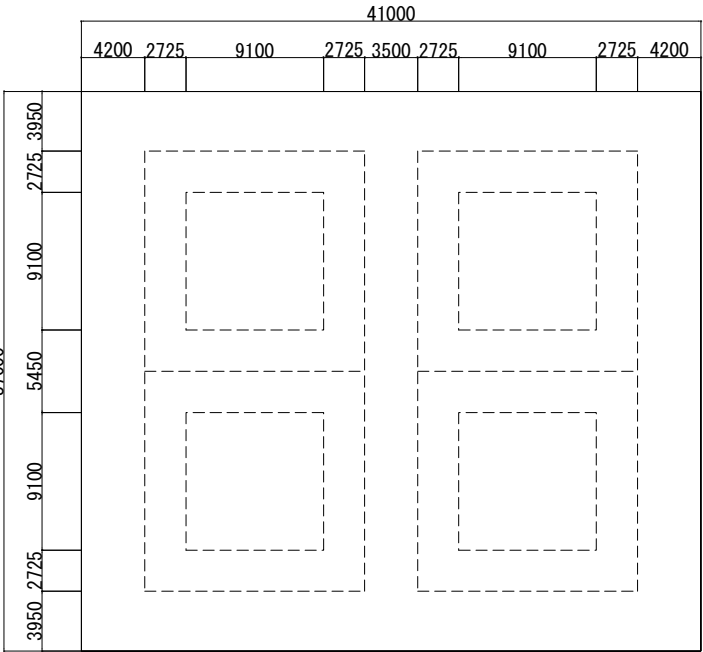
	寸 法	天井高	照明（設備）	備 考
剣道場	縦14m×横14m （国体規格）	4m	750（1x）	・床は板張りとする。 ・中心には×印を設け、開始線は、中心より均等の位置に左右一本ずつ表示する。
柔道	縦14.56m×横27.3m （国体規格）	4m	750（1x）	・床は畳を使用する。また、緩衝効果の高い弾性床が必要。 ・国際試合等の場合には、端から2.73mのところに赤色畳で一边が9.1mの正方形を設ける。
新体操	縦13m×横13m	12m	300（1x）	・床はカーペットとする。 ・演技面と観客席との間隔は最低4m設ける。

＜凡例＞

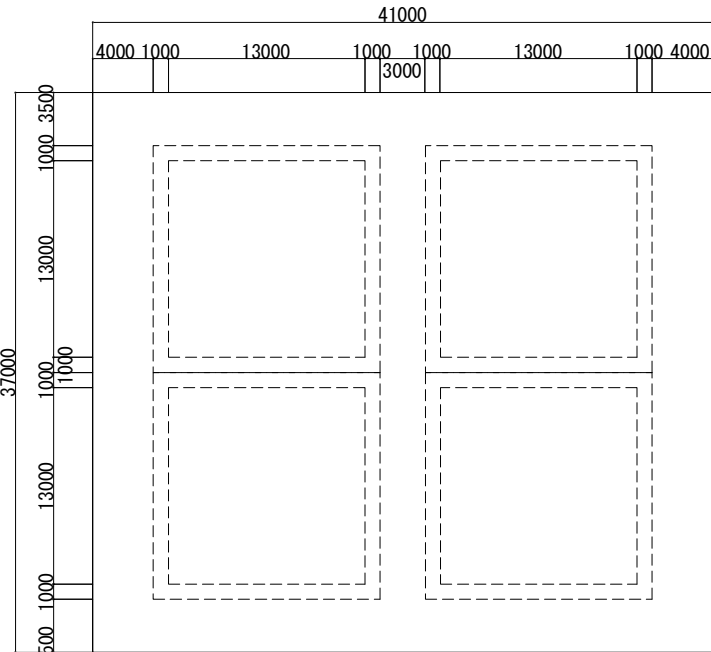
	アリーナ寸法
	公式競技寸法



剣道場
4面



柔道場
4面

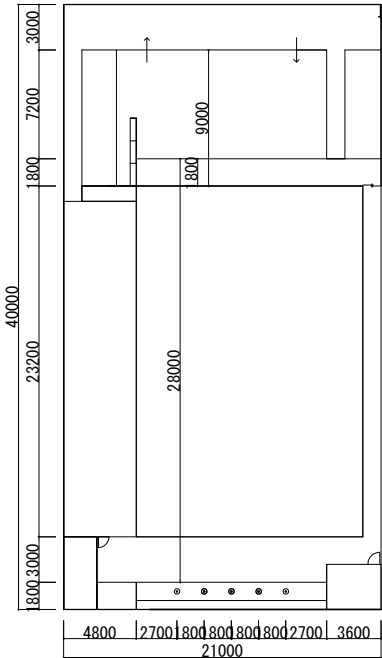


新体操
4面

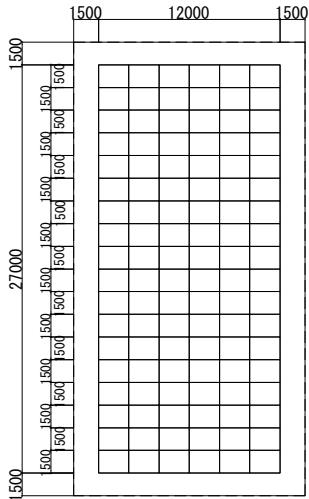
弓道場（840.0㎡）
（うち屋外部分：348.0㎡）

◇弓道場における各種競技の付帯条件

	寸 法	天井高	照明（設備）	備 考
弓道場	縦40m×横21m （国体規格）	4m	-	・床は板張りとし、床高は的場の安土の底面と同一とする。 ・中庭側の下り壁は射場の幅だけ持放しとし、建具は引き戸とする。 ・矢道は芝生か黒土とする。 ・的場の開口高は2m程度とするが、奥行き、軒の出を工夫して安土に雨がかからないようにする。 ・タ日が競技者の顔に当たらないようにする。 ・矢除板は安全のため不可欠で、射位からの場の軒を見通す線を下端とする。

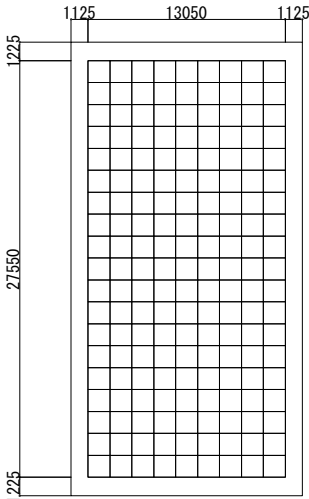


多目的ルーム1(459.0㎡)



ヨガ教室
約108名
（一人当たりの面積：3㎡）

□ 一人当たりの使用面積
1.5m×2.0m



ダンス・体操教室
約170名
（一人当たりの面積：2.1㎡）

□ 一人当たりの使用面積
1.45m×1.45m

日野市立南平体育館建替 基本計画(案)説明会資料

日程:平成28年1月23日(土)
場所:日野市立南平体育館
時間:14:00~15:00(第1部)
18:00~19:00(第2部)

日野市役所 文化スポーツ課

南平体育館の現状

■ 建物概要

- 竣工年月日：昭和54年3月 （築36年）
- 敷地面積 ：6,673m²
- 建築面積 ：2,350m²
- 延べ床面積：2,555m²
- 建ぺい率 ：35%
- 容積率 ：38%

■ 現在の南平体育館利用状況

- 利用者数：年間 85,857人（255人／1日）
- 日野市民体育大会等で使用

■ 施設の状況

- 老朽化がはげしく、劣化が見受けられる。
- 旧耐震基準による建物で、耐震診断の判定が不能。
新耐震基準を満たすことが必要である。
- 利用者の増加により施設が全体的に手狭になっている。
- 時間によっては使われていない諸室がある。
- 照明が暗く閉鎖的な印象を与える。
- アリーナや武道場は通気性が悪く暗い。
- 空調設備がない。
- トレーニングルーム利用者が増えている。

現況配置図



体育館北側には、道路と線路が走っており、その向こう側に住宅街が広がっている。



体育館周りは歩道が整備されていない。



体育館南側には緩やかな水路が流れており、体育館敷地と公園を繋ぐ小さな橋がかかっている。



体育館東側には南平小学校が位置する。



体育館南側に公園に隣接して柿園が広がる。



体育館南側に水路を介して公園が位置する。



南平体育館建替の背景と目的

◆第5次日野市基本構想・基本計画 2020プラン（平成15年10月策定）

限られた施設の有効活用や市民が参加しやすい事業の展開など、市民がスポーツを実践できるような環境整備を進め、スポーツの振興に努める。

◆ヘルスケア・ウェルネス戦略（平成26年度）

- ・市民にとって「歩くことが楽しくなるまちづくりの仕掛け」や「出会い」「交流」「生きがい」をみつけるきっかけを提供し、市民自らの価値観で「外出し歩く機会」を増加させる。
- ・地域で楽しく元気に生きがいを持って、自ら進んで取り組める環境を整えることで、市民の健康づくりの活動を支援する。
- ・地域で人と人がつながり、人と地域がつながり、地域と地域がつながることにより地域の活性化を図る。
また、地域で誰もが何らかの活躍できる場をつくる。

◆日野市スポーツ推進計画（平成27年策定）

市民が自ずと体を動かしたくなる「する」「観る」「支える」スポーツができる環境整備を実現する。

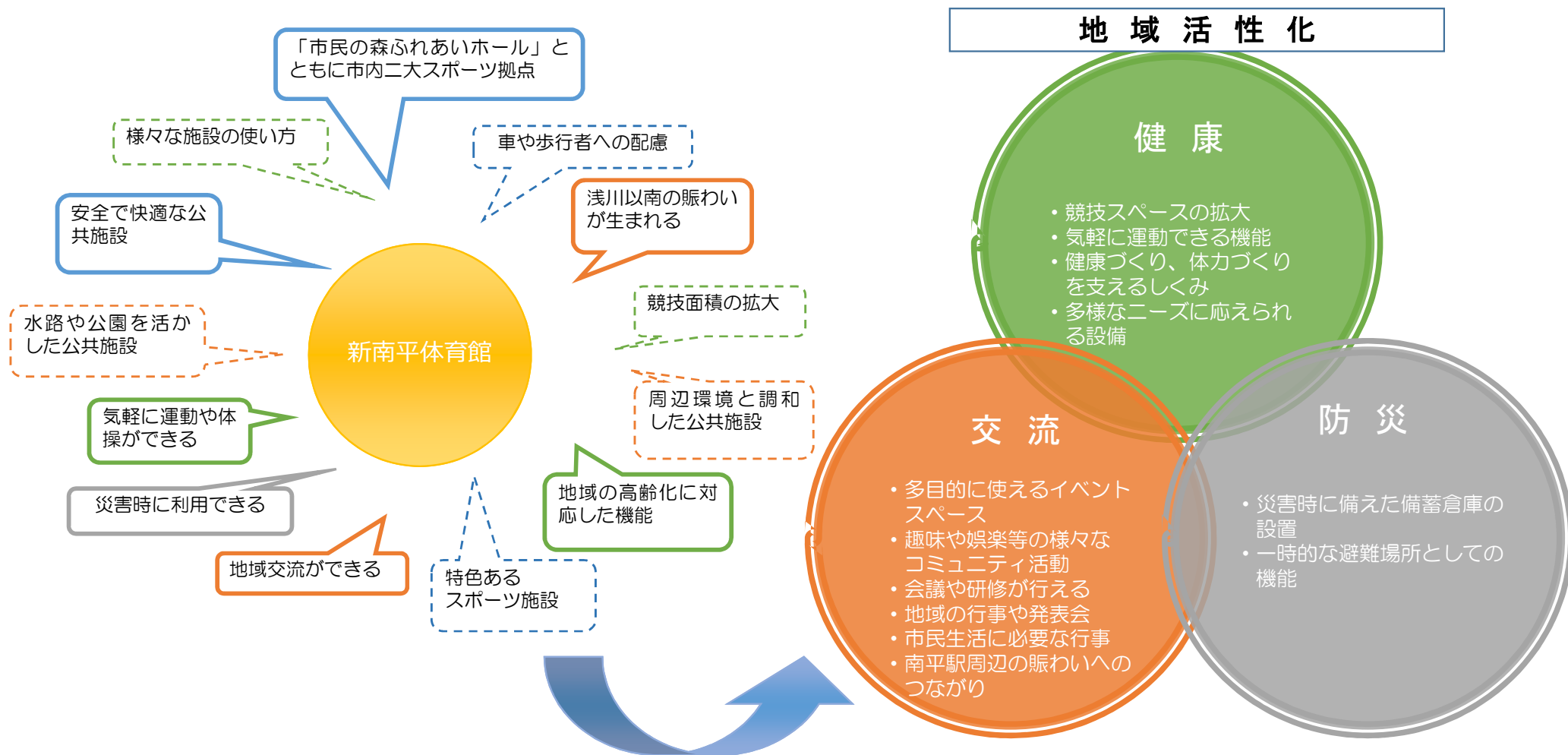
＜指標＞

- ・週一回のスポーツ実施率の向上（43.6%→70%）
- ・週複数回のスポーツ実施率の向上（76.5%→80%）
- ・市内体育施設の年間利用者数の増加（約48万人→約61万人）
- ・市主催スポーツ事業への参加者数の増加（約9万人→約13.5万人）

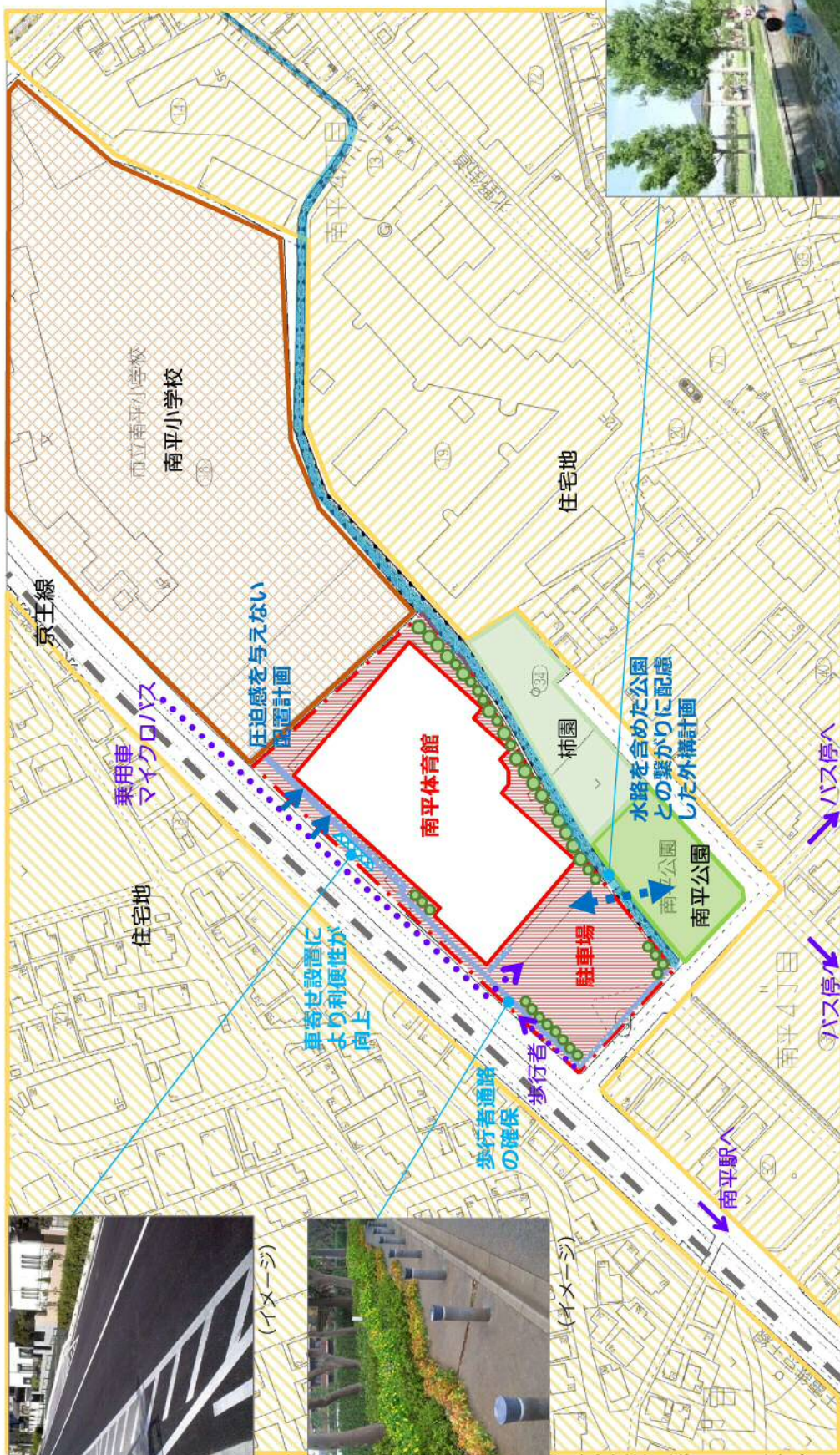
◆日野市地域防災計画（平成25年度修正）

- ・風水害時の予備的な避難所に指定されている。
- ・災害により多数の死者が出た場合、又は出ることが予想される場合に、遺体収容所としての予定施設とされている。

新南平体育館におけるコンセプト



建替後の配置イメージ



日野市立南平体育館建替基本計画(案)

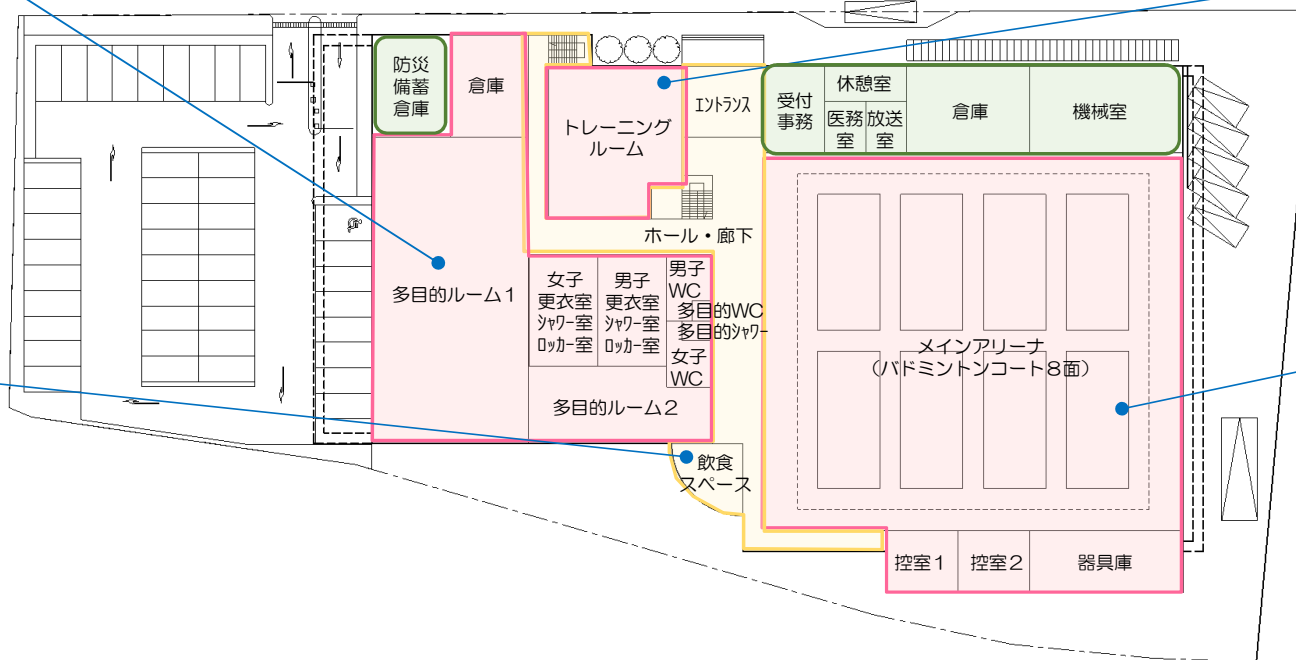
施設平面計画 ※イメージ(素案)



多目的ルーム (イメージ)



飲食スペース (イメージ)



凡例

- 管理ゾーン
- 共用ゾーン
- 一般開放諸室



トレーニングルーム (イメージ)



メインアリーナ (イメージ)



1 階

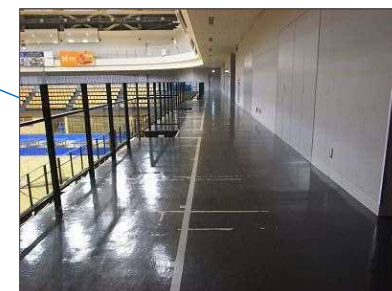
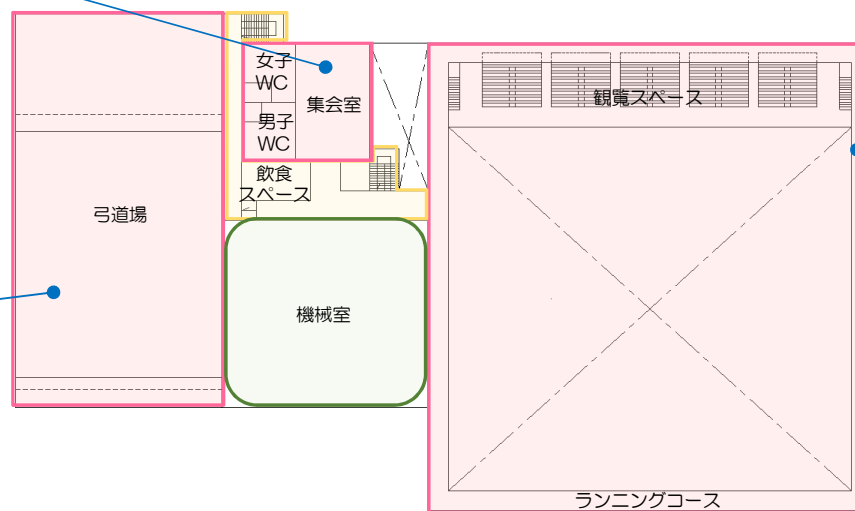
施設平面計画 ※イメージ(素案)



集会室 (イメージ)



弓道場 (イメージ)



ランニングコース (イメージ)

- 凡例
- 管理ゾーン
 - 共用ゾーン
 - 一般開放諸室



現況と建替え後の主な諸室比較

諸室等	現況	建替え後（案）	建替え後（案）の備考	
延床面積	2, 5 5 5㎡	5, 5 0 0㎡	健康・交流・防災機能の強化	
	メインアリーナ	1, 0 0 8㎡	1, 5 1 7㎡	バレーボールコート（公式）2面を基準とし、安全面や実施率の向上を考慮
	ランニングコース	なし	延長約 1 5 0 m	臨時観覧スペース兼用
	多目的ルーム	柔剣道場 4 2 0㎡	多目的ルーム 1 4 5 9㎡ 多目的ルーム 2 1 2 6㎡	武道以外にも軽体操などの定期教室が可能
	トレーニングルーム	1 2 1㎡	1 8 6㎡	個人利用としてニーズが高く、健康機器等の充実を検討
	集会室	会議室 3 6 . 4㎡ （定員 1 5 名）	集会室 9 0㎡	地域の交流の場として利用可
	弓道場	約 4 8 0㎡（5 人立）	8 4 0㎡（5 人立）	弓道・アーチェリー利用 （公式競技の寸法を確保）
	観覧スペース	スペースのみ	引き出し式観覧席	卓球スペースとしての利用可
駐車場	6 2 台	現状を維持		

建設費の見込み及び今後のスケジュール ※現時点での予定

■建設費見込み

延床面積：約5,500㎡

基本構造：鉄筋コンクリート造 地上2階建て（アリーナの屋根の部分を鉄骨造で想定）

建設費：5,500㎡として、50万円/㎡（※）と仮定した場合、約30億円

※同形態の建築物を調査した直近の建築資材単価。ただし、オリンピック計画に向け建築資材費上昇傾向。

※設計費、解体撤去費、外構費は含まない。

■スケジュール（予定）

H27年度 基本計画（1年）

H28年度 基本計画見直し+特別用途地区申請（1年）

H29年度 基本設計（1年）

H30年度 実施設計（1年）

H31年度 建設工事（1.5年）

H32年度末 供用開始